と詠じたりければ、樓上に聲ありて、

氷消浪洗舊苔鬚

とつけたり。良香菅丞相○菅原道眞の御前にて、此詩を自讃し申ければ、下の句は鬼の詞なりとぞ仰られける。【十訓抄下】

大陸文化の心醉と國民思想の一變

有智子内親王の才藻　弘仁十四年春二月、天皇○嵯峨天皇幸二齋院一、花宴俾文人賦二春日山庄詩一。各探勒韻。公主○有智子内親王探得塘光行蒼一、即瀝筆曰、寂寂幽庄水樹裏、仙輿一降一池塘、栖林孤鳥識春澤、隱澗寒花見日光、泉聲近報初雷響、山色高晴暮雨行、從此更知恩顧渥、生涯何以答二穹蒼一。天皇歎之授二三品一。于時年十七。【續日本後紀卷十七】

かく當時の文化は、未だ大陸の模倣に過ぎずして、しかもおもに漢文學に傾きたれば、大學の分科中最も重んぜられたる紀傳道（歷史）も、文章を主として文章道とかはり、後には文章博士を置きて專ら詩文の研究に耽り、他の諸道の教育はいたく衰へはじめたり。されば歷史の講修は全く行はれず、朝堂に於ける日本書紀の進講も次第に振は

晉王羲之筆

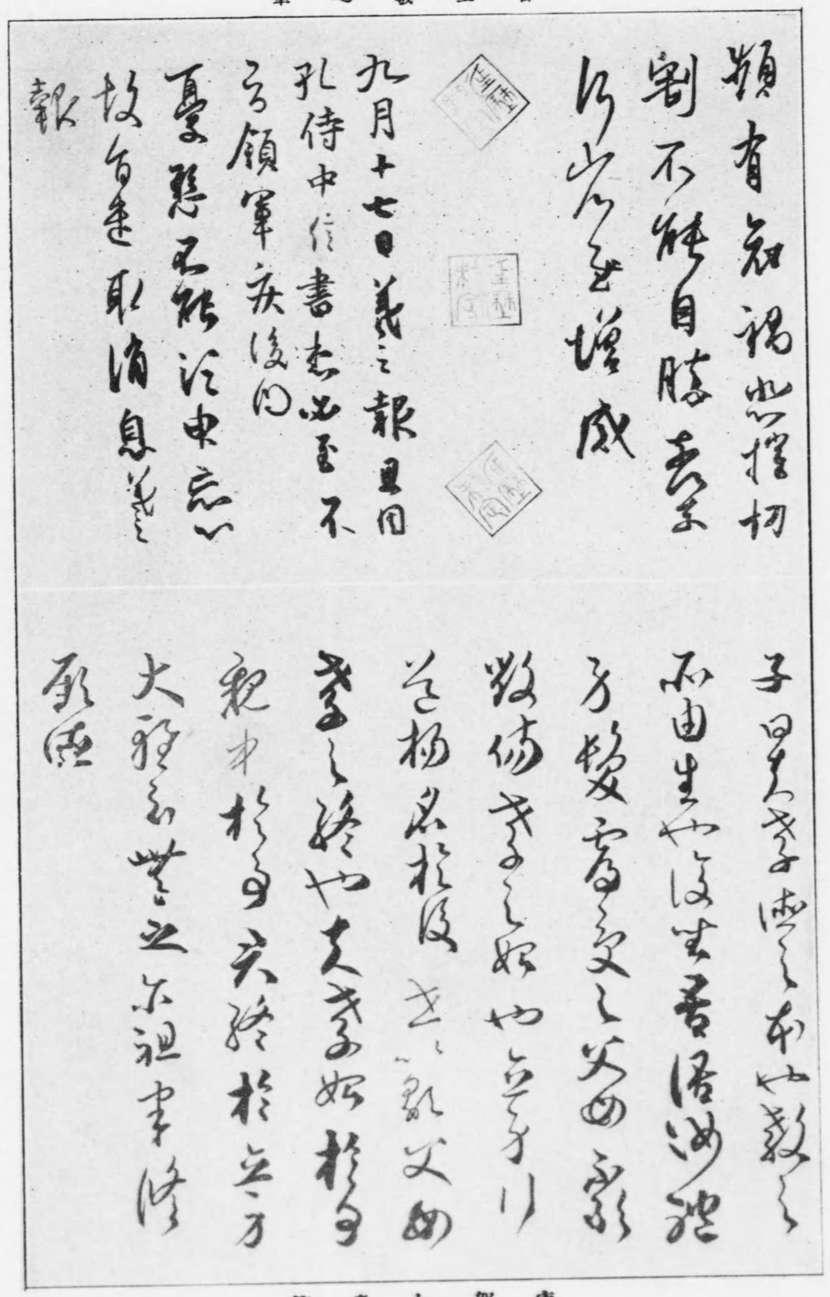

唐賀知章筆

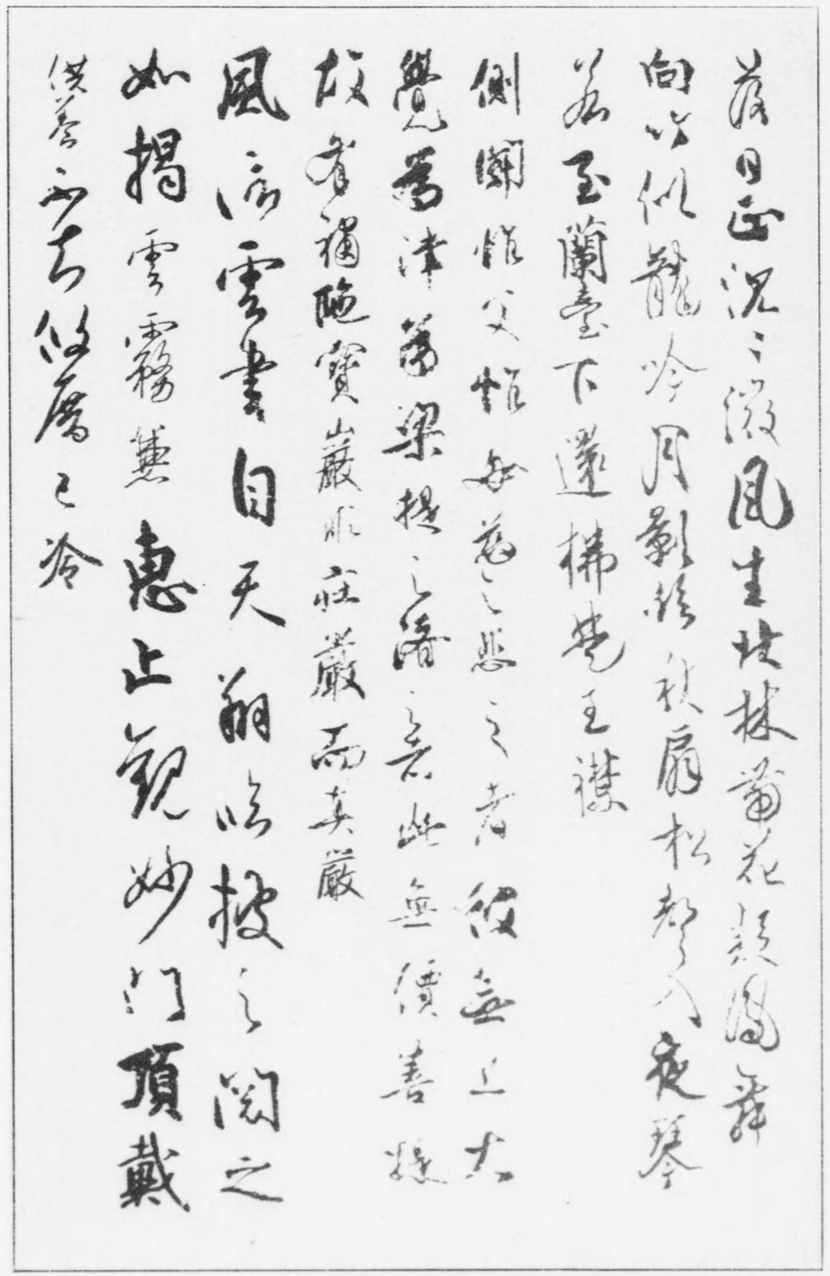

嵯峨天皇宸筆　　橘逸勢筆　　空海筆

年表

（推古天皇より淳和天皇まで）

御代數	天皇	御在位年間	紀元	年號	事項
三三	推古天皇	一二五三—一二八八	一二五三	十一年	冠位十二階を定む
			一二六四	十二年	憲法十七條を制定す○（隋の煬帝立ち明年大業と改元す）
			一二六七	十五年	小野妹子を隋に遣はす
			一二六八	十六年	妹子隋使を伴なひて歸朝す○再び妹子を隋に遣はし留學生を從ひおもむかしむ（唐起る）
			一二七九	二十六年	聖德太子蘇我馬子と天皇記・國記などを撰す
			一二八〇	二十八年	
三四	舒明天皇	一二八九—一三〇一	一二九〇	二年	犬上御田鍬・藥師惠日を唐に遣はす
			一二九一	四年	唐の使來朝す
三五	皇極天皇	一三〇二—一三〇五	一三〇二	元年	蘇我蝦夷墓を造りて陵といふ
			一三〇三	二年	蘇我入鹿山背大兄王を弑す
			一三〇五	四年	蝦夷・入鹿の父子誅せらる
三六	孝德天皇	一三〇五—一三一四	一三〇五	大化元年	始めて年號を立つ○左右大臣・內臣・國博士を置く
			一三〇六	同 二年	改新の詔を賜ふ
			一三〇七	同 三年	渟足柵を造る
			一三〇八	同 四年	磐舟柵を修む
			一三〇九	同 五年	八省百官を置く
三七	齊明天皇	一三一五—一三二一	一三一八	四年	阿倍比羅夫蝦夷を伐つ
			一三一九	五年	比羅夫再び蝦夷を伐つ
			一三二〇	六年	比羅夫三たび蝦夷を伐つ○皇太子中大兄皇子始めて漏刻を造る○百濟援を請ふ
			一三二一	七年	百濟救援のために九州に幸す○朝倉宮に崩ず
三八	天智天皇	一三二二—一三三二	一三二三	二年	我が軍唐軍と白村江に戰ひて敗る○（百濟亡ぶ）
			一三二五	四年	百濟の遺民を近江に置く○唐の使來朝す
			一三二六	五年	百濟の遺民を東國に置く
			一三二八	七年	卽位の禮を大津宮に擧ぐ○近江令成る○（高麗亡ぶ）
			一三二九	八年	藤原鎌足薨ず
			一三三一	十年	始めて漏刻を用ふ
三九	弘文天皇	一三三二—一三三三			
四〇	天武天皇	一三三三—一三四六	一三三四	九年	律令を改定せしむ○帝紀を撰せしむ
			一三三四	十三年	民家に佛像をまつらしむ
四一	持統天皇	一三四六—一三五七	一三四九	三年	令を諸司に頒つ○陸奥及び越の蝦夷に佛像などを賜ふ
			一三五二	六年	太宰府に命じて佛教を大隅に傳へしむ
四二	文武天皇	一三五七—一三六七	一三六〇	四年	忍壁親王・藤原不比等らに律令を撰定せしむ
			一三六一	大寶元年	大寶律令成る
四三	元明天皇	一三六七—一三七五	一三六八	和銅元年	武藏秩父より和銅を獻ず○和同開珎錢を鑄る
			一三七〇	同 三年	都を平城京に遷す
			一三七一	同 四年	蓄錢叙位の法を定む
			一三七二	同 五年	太安萬侶古事記を上る○調庸の錢納を許す
			一三七三	同 六年	豪富の家をして米を路傍に賣らしむ○風土記を撰せしむ
四四	元正天皇	一三七五—一三八四	一三七八	養老二年	藤原不比等に律令を刊修せしむ
			一三八〇	同 四年	舍人親王日本書紀を上る
			一三八一	同 五年	始めて日本書紀を講ず
四五	聖武天皇	一三八四—一四〇九	一三八四	神龜元年	多賀城成る
			一三八八	同 五年	渤海始めて朝貢す
			一三八九	天平元年	藤原光明子を皇后となす
			一三九〇	同 二年	皇后宮職に施藥院を置く
			一三九五	同 七年	吉備眞備歸朝す
			一四〇一	同十三年	諸國に國分寺を造らしむ
			一四〇三	同十五年	東大寺を建つ
			一四〇七	同十九年	東大寺大佛を鑄る
			一四〇九	天平感寶元年	僧行基寂す
四六	孝謙天皇	一四〇九—一四一八	一四一一	天平勝寶四年	大佛開眼の式を擧ぐ
			一四一四	同 六年	唐僧鑑眞來朝す
四七	淳仁天皇	一四一八—一四二四	一四二一	天平寶字五年	秋田城成る

		一三〇九	同 五年	八省百官を置く
三七	齊明天皇	一三一八	四年	阿倍比羅夫蝦夷を伐つ
		一三一九	五年	比羅夫再び蝦夷を伐つ
		一三二〇	六年	比羅夫三たび蝦夷を伐つ○皇太子中大兄皇子始めて漏刻を造る○百濟援を請ふ
		一三二一	七年	百濟救援のために九州に幸す○朝倉宮に崩ず
三八	天智天皇	一三二二—一三二二	二年	我が軍唐軍と白村江に戰ひて敗る○(百濟亡ぶ)
		一三二五	四年	百濟の遺民を近江に置く○唐の使來朝す
		一三二六	五年	百濟の遺民を東國に置く
		一三二八	七年	即位の禮を大津宮に擧ぐ○近江令成る○(高麗亡ぶ)
		一三二九	八年	藤原鎌足薨ず
		一三三一	十年	始めて漏刻を用ふ
三九	弘文天皇	一三三二—一三三三		
四〇	天武天皇	一三三三—一三四六	九年	律令を改定せしむ○帝紀を撰せしむ
		一三三四五	十三年	民家に佛像をまつらしむ
四一	持統天皇	一三四六—一三五七	三年	令を諸司に頒つ○陸奥及び越の蝦夷に佛像などを賜ふ
		一三五二	六年	太宰府に命じて佛教を大隅に傳へしむ
四二	文武天皇	一三五七—一三六七	四年	忍壁親王・藤原不比等らに律令を撰定せしむ
		一三六一	大寶元年	大寶律令成る
四三	元明天皇	一三六七—一三七五	和銅元年	武藏秩父より和銅を獻ず○和同開珎錢を鑄る
		一三七〇	同 三年	都を平城京に遷す
		一三七一	同 四年	蓄錢叙位の法を定む
		一三七二	同 五年	太安萬侶古事記を上る○調庸の錢納を許す
		一三七三	同 六年	豪富の家をして米を路傍に賣らしむ○風土記を撰せしむ
四四	元正天皇	一三七五—一三八四	養老二年	藤原不比等に律令を刊修せしむ
		一三八〇	同 四年	舍人親王日本書紀を上る
		一三八一	同 五年	始めて日本書紀を講ず
四五	聖武天皇	一三八四—一四〇八	神龜元年	多賀城成る
		一三八八	同 五年	渤海始めて朝貢す
		一三八九	天平元年	藤原光明子を皇后となす
		一三九〇	同 二年	皇后宮職に施藥院を置く
		一三九五	同 七年	吉備眞備歸朝す
		一四〇一	同 十三年	諸國に國分寺を造らしむ
		一四〇三	同 十五年	東大寺を建つ
		一四〇七	同 十九年	東大寺大佛を鑄る
		一四〇九	感寶元年	僧行基寂す
四六	孝謙天皇	一四〇九—一四一八	天平勝寶四年	大佛開眼の式を擧ぐ
		一四一四	同 六年	唐僧鑑眞來朝す
四七	淳仁天皇	一四一八—一四二四	天平寶字五年	秋田城成る
		一四二二	同 六年	孝謙上皇落飾す
四八	稱德天皇	一四二四—一四三〇	天平神護二年	僧道鏡を法王となす
		一四二九	同 三年	和氣清麻呂道鏡の非望を挫く
		一四三〇	景雲四年	阿倍仲麻呂唐に死す○小塔百萬基を諸寺に置く
四九	光仁天皇	一四三〇—一四四一	寶龜元年	道鏡を貶し清麻呂を重用す
五〇	桓武天皇	一四四一—一四六九	延曆七年	僧最澄延曆寺を建つ
		一四五四	同 十三年	都を平安京に奠む○勸學田を大學寮に寄す
		一四五七	同 十六年	續日本紀成る○坂上田村麻呂を征夷大將軍に任ず
		一四六一	同 二十年	田村麻呂蝦夷を平定す
		一四六二	同 廿一年	贈澤城を築く
		一四六三	同 廿二年	志波城を築く
		一四六四	同 廿三年	最澄・空海唐におもむく
		一四六五	同 廿四年	最澄歸朝し天台宗を傳ふ
五一	平城天皇	一四六六—一四六九	大同元年	空海歸朝し眞言宗を傳ふ
五二	嵯峨天皇	一四六九—一四八三	弘仁二年	坂上田村麻呂薨ず
		一四七一	同 七年	空海金剛峰寺を建つ
		一四八一	同 十二年	空海萬農池の堤を築く
		一四八三	同 十四年	東寺を空海に賜ふ
五三	淳和天皇	一四八三—一四九三	天長四年	經國集成る
		一四八七	同 五年	空海綜藝種智院を起す

ずして、遂に村上天皇の御代に及びてやみぬ。こゝに於て學問やうやく浮華に流れて實用に遠ざかり、國民の思想はまさに一變するに至りき。

第七　攝關政治　莊園

藤原氏の繁榮

藤原氏はその祖鎌足が中大兄皇子を奉じて大化の改新を助成し、爾來政治に參與して大功を樹てたりしが、その子不比等また要路に立ちて律令を撰修し、樞機に列して勢力あり、加ふるに朝廷の外戚となりて一族大いに世に顯れたり。こゝに於てその家ます〳〵繁榮し、平安時代の當初不比等の玄孫冬嗣に至りて最も隆盛となりぬ。冬嗣は嵯峨天皇の朝に仕へ、藏人頭として機密にあづかりてより、累進して左大臣に上る。冬嗣寛容にして識見に富み、專ら自家の興隆に力め、南圓堂を興福寺内に建てて子孫の福運を祈り、また勸學院を起

して一族子弟を教育し、施藥院を設けて同族の貧困なるものを收容せり。かくてその女順子（第五十四代仁明天皇の女御）の御腹なる第五十五代文德天皇立ちたまふに及びて、外戚の權いよ〳〵重く、その家獨り榮えたりき。

勸學院の建立　內麻呂の子冬嗣の大臣……子孫・親族の學問をすゝめんために勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり、菅・江の二家是をつかさどりて人ををしふる所なり。彼大學の南に此院を立られしかば、南曹とぞ申ぬる。氏の長者たる人、むねと此院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取おこなはる。【神皇正統記】

藤原氏の借上

當時貴族はおのが子弟教養のために各、競ひて私立の學院を設け、藤原氏の外にも和氣氏の弘文院、橘氏の學館院、在原氏の奬學院など、續續として起り、以て王朝の文華を飾りしが、中にも勸學院の教育最も振ひて、藤原家より幾多の英俊を出したり。しかしてこれらの人々は、いづれも自家を興すの念にのみ驅られて、まゝ借上の言動あり。

冬嗣の子良房はその女明子を文德天皇の後宮に納れたてまつり、後に右大臣より一躍して太政大臣に任ぜらる。太政大臣は則闕の官とて頗る重く、人臣にしてこれに任ぜらるゝ例なきに、良房一たびこの官に上りてより、殆どその一家の壟斷するところとなれり。ついで良房は、その外孫に當らせたまふ幼冲なる清和天皇を擁立して、みづから攝政となり、また良房の養子基經は不遜にも第五十七代陽成天皇を廢して第五十八代光孝天皇を御位に卽けたてまつりしが、第五十九代宇多天皇立ちたまふに及び、詔して萬機巨細となく基經に關白して後奏下せしめたまふ。關白の稱こゝにはじまり、名は異なれども、實は攝政と相同じ。これより後、藤原氏は天皇御幼少の時は攝政となり、天皇長じたまふに至りて關白となるの例を開けり。蓋しわが國の制、攝政は必ず皇族の任ぜられたまふ定なれば、人臣の攝政は全く異例なるにかゝはらず、漢土に先例ありとて、時人も別にこれを怪しまざりしは、

また以て思想の變遷せるを見るべし。

太政大臣の職制　太政大臣一人

右師範一人儀形四海。謂師者、教人以道者之稱也。範者法也。儀者善也。形亦法也。四海者九夷・八狄・七戎・六蠻也。經邦論道、燮理陰陽。謂燮者、和也。理者治也。言太政大臣佐王論道、以經緯國事、和理陰陽、則是有德之選、非分掌之職、爲无其分職、故不稱掌。設官待德、故无其人、則闕也。无其人則闕。【令義解卷一】

藤原良房攝政となる　このおとゞ（藤原良房）は左大臣冬嗣の次郎なり。天安元年丁丑二月十九日太政大臣になり給ふ。同じ年四月十九日從一位、御とし五十四。水尾の御門（清和天皇）は御孫におはしませば、即位の年攝政の詔ありて年官年爵給はりたまふ。【大鏡卷二】

藤原基經關白となる　賜攝政太政大臣關白萬機詔

詔、朕以涼德奉茲乾符、臨鳳扆而如履薄氷、撫龍軒而若涉淵水。自非太政大臣之保護扶持、何得恢寶命於黃圖、正旋機於紫極哉。嗚呼三代攝政、一心輸忠、先帝聖明、仰其攝錄。朕之冲眇、重以孤煢。其萬機巨細、百官惣已、皆關白太政大臣、然後奏下、一如舊事。主者施行

仁和三年十一月廿一日【政事要略第卅】

菅原道眞の登用

宇多天皇は一旦基經を關白に任じたまひしも、藤原氏の權力ますます強大にして專恣の行少からざるを憂へたまひ、時弊を匡正したまはんがために、基經の薨ぜし後、菅原道眞を登用してその勢を抑へんとしたまふ。

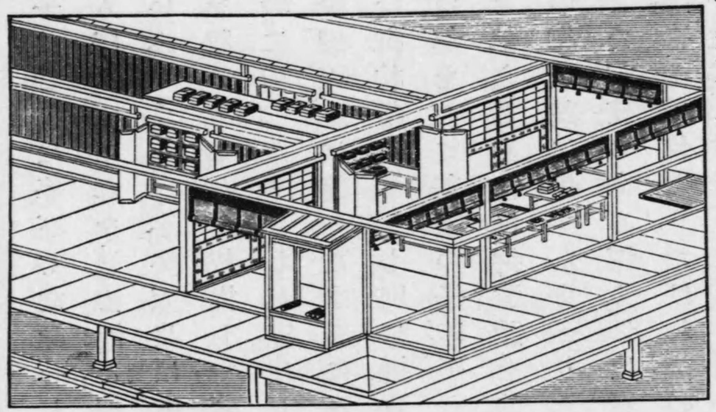

道眞は儒家の名門に生れ、幼にして穎悟、はやくより父祖の家學を受けて詩文に長じ、才學一世に秀でたるのみならず、天性忠誠にして德望極めて高し。當時育英の業はおほむねおのが一族に限るの風なるに、獨り道眞は、その書齋紅梅殿をひろく世に開放して篤志のものの閲覽にまかせたれば、諸家の

子弟こゝに學びて立身せしもの多く、人呼んでこれを登龍門と稱したりといふ。されば宇多天皇は道眞の才德を認めて、これを拔擢して藏人頭の要職に補したまひしが、既にして御位を醍醐天皇に讓りたまふに及び、新帝なほ御幼年なりしも、別に攝政を置かず、道眞をして基經の子時平と共に政務を執らしめ、特に御遺誡を造りて新帝の御訓誡に供へたまへり。醍醐天皇また仁慈の御心深く、世は泰平にして延喜の聖代とうたはれ、後の村上天皇の天曆の御世と竝び稱せらるゝ程に

道眞紅梅殿に梅を愛す

道眞の左遷

て、父帝の御誡を奉じて、時平を左大臣、道眞を右大臣として相共に政務に勵ましめたまふ。かくて道眞の寵任日に加り、勢望いよ〳〵高まるに從ひ、時平大いに不平を抱き、道眞の榮達を妬める人々と相結びてこれを讒奏したれば、朝廷遂に道眞を貶して太宰權帥とし、また數多の子弟男女を各地に配流したまひぬ。道眞罪なくして配所の月を眺むるも、毫も他を恨まず、かへつておのが潔白を天の照覽に訴へてみづから慰め、また日夜愼みて、門を閉ぢて文筆を友とし、恩賜の御衣を捧げては、天恩の涯なきを偲び、かりにも忠誠の念を失はざりき。よりてその薨後間もなく本官に復し、更にしば〳〵官位を追贈せられて、遂に正一位太政大臣に至り、天滿天神として深く上下の崇敬を受け、今に北野神社・太宰府神社をはじめ、山村僻邑に至るまで、その祠を見ざるところなく、殊に文學の神として永く世に敬慕せらる。

菅原道眞幼にして詩を作る　生年十一二歳にならせ給ひけるに、詩つくり給ひ

なむやと、相公○菅原申させ給ひければ、

月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨

とぞ作りましく〳〵ける。十三四に成玉ひて、殆天下にならぶ人なくおはしける。【北野緣起上】

道眞の書齋　東京宣風坊有一家、家之坤維有一廊、廊之南極有一扃、扃之開方纔一丈餘、投歩者進退傍行、容身者起居側席。先是秀才進士、出自此扃者、首尾略計近百人。故學者目此扃爲龍門。又號山陰亭。以在小山之西也。戸前近側有一株梅、東去數歩有數竿竹。毎至花時、毎當風便、可以優暢情性、可以長養精神。余爲秀才之始、家君○菅原下教曰、此扃名處也、鑽仰之間、爲汝宿廬。余卽便移簾席以整之、運書籍以安之。嗟虖地勢狹隘也、人情崎嶇也。凡厥朋友、有親有疎、或有無心合之好、顏色如和、或有首陀之嫌、語言似訛。或名擊蒙、妄開祕藏之書、或稱取謁、直突休息之座。又刀筆者寫書刊謬之具也。至于烏合之衆、不知其物之用、操刀則削損儿案、弄筆忽汚穢書籍。又學問之道、抄出爲宗。抄出之用、藁草爲本。余非正平之才、未免停滯之筆。故此間在在短札者、惣是抄出之藁草也。而闘人之人、其心難察、有智者見之、卷以懷之、無智者取之破以棄之。此等、數事內疚之切者也。【菅家文草卷七】

道眞宇多法皇に信任せらる　右大將菅原朝臣是鴻儒也、又深知政事。朕選爲博士、多受諫正。仍不次登用、以答其功。加以朕前年立東宮之日、只與菅原朝臣一人、論定此事。女知尙侍居之其時無其相議者一人。又東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、朕以此意密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如是大事、自有天時、不可忽不可早云云。仍或上封事、或吐直言、不順朕言、又々正論也。至于今年、告菅原朝臣以朕志必可果之狀。菅原朝臣更無所申、事々奉行、至于七日可行之儀人口云云。殆至於欲延引其事。菅原朝臣申云、大事不再擧、事留則變生云云。遂令朕意如石不轉。總而言之、菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎。人功不可忘、新君慎之云云。【寛平御遺誡】

醍醐天皇の御仁慈　帝王ハ人ヲアハレミ、民ヲハグヽム心オハシマスベキ也。シカレバ、一條院ハ、極寒ノ夜ハ、御衣ヲヲシノケテオハシマシケレバ、上東門院ナドカクハセサセ給ゾト、問タテマツリ給ケレバ、日本國ノ人民サムカラムニ、ワレアタヽカニテネタル事、無慙ノ事也トゾ仰ラレケル。延喜御門○醍醐天皇モ、サムクサユル夜ハ、御衣ヲヌギテ、夜御殿ヨリナゲイダシ給ケルトイヒツタヘ

タリ。【續古事談第一】

道眞の左遷　昌泰四年○醍醐天皇正月廿五日、太宰權帥になしたてまつりて、ながされ給ふ。……かたぐ〳〵に、いとかなしくたぼしめして、御まへの梅の花を御覽じて、

こちふかばにほひおこせよ、梅の花あるじなしとて春をわするな。

又、……筑紫におはしましつきて、ものあはれに心ぼそくたぼさる……月のあかき夜

うみならずたゝへる水のそこまでも、きよき心は月ぞてらさむ。

これ、いとかしこくあそばしたりかし。げに月日こそはてらし給はめとこそはあめれ。……大貳○藤原興範のゐどころははるかなれども、樓のうへのかはらなどの、心にもあらず、御覽じやられけるに、又いとちかく觀音寺といふ寺のありければ、かねの聲をきこしめして、つくらせ給へる詩ぞかし、

都府樓纔看瓦色、觀音寺只聽鐘聲。

これは文集の白居易の遺愛寺鐘欹枕聽、香爐峰雪撥簾看といふ詩にもまさゞまにつくらしめ給へりとこそ、むかしのはかせどもは申しけれ。又、かの筑紫にて九月十日菊の花を御覽じけるついでに、まだ京におはしましゝ時、九月のこよひ內裏にて菊の宴ありしに、このおとどのつくらせ給へりける詩を、みかどかしこく感じ給ひて、御衣たまはり給へりしを、筑紫にもてくだらしめ給へりければ、御覽ずるに、いとゞその心をおぼしめしいでゝつくらせ給ひける、

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香。

この詩いとかしこく、人々かむじ申されき。【大鏡卷二】

藤原氏の專恣

道眞配流せられて宇多天皇の御志空しくなりし後は、藤原氏は威權ます〳〵盛にして、おのれに緣なき貴族を次第に排斥したれば、他の名族舊家もいつしか屈服してその頤使に從ひ、藤原氏の勢また竝ぶものなし。されば攝關より大臣・大將など顯要の地位をば悉くその一門にて占め、獨り朝廷の政權をほしいまゝにせしうへに、また數多の莊園を私有して、いよ〳〵實力を加へたりき。

莊園

莊園とはもと別莊・園地の義なれども、勳功あるものに賜はる功田、寺社の寄附田、または開墾田などはおほむねその私有を許されたるより、いづれも莊園に

編入し、租稅を免除せらるゝもの少からず。殊に權門勢家は開墾・兼併などによりて、莊園の名義の下に廣大なる土地を私有して租稅を官に納めず、頗る專權を極めたり。こゝに於て公田おひ〳〵に減じて班田收授の制度は行はるべくもあらず。貴族が天下の富を私して驕奢に流るゝに引きかへ、朝廷の用度はます〳〵窮乏して綱紀全く振はざるに至りぬ。

莊園增加の狀況　太政官符

應停止勅旨開田幷諸院諸宮及五位以上買取百姓田地・舍宅占請閑地事

右檢案內頃年勅旨開田遍在諸國雖占空閑荒廢之地是奪黎元產業之便也。加之新立庄家多施奇法課責尤繁威脅難耐。且諸國奸濫百姓爲遁課役動赴京師好屬豪家或以田地詐稱寄進或以舍宅巧號賣與遂請使取牒加封立牓。國吏雖知矯飭之計而憚權貴之勢鉗口卷舌不敢禁制。曰茲出擧之日託妻權門不請正稅收納之時蓄穀私宅不運官倉。賦稅難濟莫不由斯。加以略遣之所費田地遂爲豪家之庄好構之所損民烟長失農桑之地。終無處於容身還流冗於他境。

案去天平神護元年格云天下諸人競爲墾田多勢之家駈使百姓貧窮之民無攸自存自今以後一切禁斷。寶龜三年格偏諸人墾田任令開墾但假勢苦百姓者宜嚴禁制。弘仁三年格云諸國司不率朝憲專求私利百端奸欺一無懲革。或假他人名多買墾田或託言王臣競占腴地。民之失業莫不由此。宜重下知嚴加禁制。天長元年格云有常荒田百姓耕作一身之間聽其耕食不得曰此勢家耕作者。案件等格請開閑地耕食荒田只爲百姓獨立其文至于高貴嚴制重疊。而諸院諸宮朱紫之家不憚憲法競爲占請國郡官司判許之日雖似專催墾發勞其輸租而猶盡土民之力役妨國內之農業。左大臣（藤原時平）宣奉勅正朔遞變驪翰推移八埏之地有限百王之運無窮若創有限之壤常奉無窮之運則後代百姓可得而耕乎。宜當代以後勅旨開田皆悉停止令民負作。其寺社百姓田地各任公驗還與本主。且夫百姓以田地舍宅賣寄權貴者不論蔭贖不辨土浪決杖六十。若有乖違符旨受囑買取幷請占閑地荒田之家國須具錄料主幷署牒之人使者之名早速言上論以違勅不曾寬宥判許之吏解却見任。但元來相傳爲庄家券契分明無妨國務者不在此限。仍須官符到後百日內辨行具狀言上。

延喜二年三月十三日　【類聚三代格卷十九】

藤原氏一門の權力爭

されば朝廷の政治はいつしか藤原氏の心のまゝになり行きし中にも、基經の孫九條師輔に至り一におのが一家の發展にのみ力め、その女安子を村上天皇の皇后に進めたてまつり、その庇護によりて、九條家の一流獨り繁榮して藤原氏の權勢を獨占するに至れり。こゝに於てもはや他の九條家に對抗すべきものなきを以て、權力の爭はかへつてその一門のうちにうつり、父子・兄弟牆に鬩ぐの醜態を呈したり。師輔の子兼通・兼家の兄弟が互に攝關の地位を爭ひ、兼家の死後その子道隆・道兼が相反目せるが如き、一身の利害のためには殆ど倫道を顧みざるの樣なりしが、最後の勝利は遂に兼家の季子道長の手に歸しぬ。

九條殿遺誡　大風・疾雨・雷鳴・地震・水火之變、非常之時、早訪親、次參朝、隨其所職之宜、廻消災之慮矣。

藤原兼通と弟兼家の間柄　ほり川殿（藤原兼通）の御病おもくならせ給ひて、今は限りにておはしましゝほどに、ひんがしのかたに、さきたふたとのすれば、御まへに候人だち、たれぞなどいふ程に、東三條の大將殿（藤原兼家）まゐらせ給ふと、人の申しければ、殿きかせ給ひて、年比なからひよからずしてすぎつるに、今は限りになりたりときゝて、とぶらひにおはするにこそはとて、おまへなるくるしきものとりやり、おほとのごもりたる所ひきつくろひなどして、いれ奉らむとてまち給ふに、はやくすぎて、内へ參らせ給ひぬと人の申すに、いとあさましく心うくて、おまへに候人々もをこがましく思ふらん、おはしたらば關白など讓ることも申さんとこそ思ひつるに、かゝればこそ、としごろなからひよからですぎつれ、あさましくやすからぬ事なりとて、かぎりのさまにてふしたまへる人の「かきたこせ」との給へば、人々あやしとおもふほどに「車にさうぞくせよ、御前もよほせ」とおほせらるれば、物のつかせ給へるか、うつし心もなくてたほせらるゝかとあやしく見奉る程に、御かぶりめしよせて、さうぞくなどせさせ給ひて、内へまゐらせ給ひて、陣のうちはきんだちにかゝりて、たきぐちのぢんのかたより、御前へまゐらせ給ひて、こうめいちのさうじのもとにさしいでさせ給へるに、ひの御ざに東三條大將御前に候ひ給ふ程なりけり。此大將殿は堀川

殿すでにうせ給ひぬときかせ給ひて、内に關白の事申さんと思ひ給ひて、この殿の門をとほりて參りて申し奉る程に、ほり川殿のめをつゞらかにさしいで給へるに、みかど（○圓融天皇）も大將もいとあさましくたぼしめす。大將はうち見るまゝに、たちておにのまのかたにおはしぬ。關白殿（○兼通）御まへについゐ給ひて、御けしきいとあしくて「さいごの除目わこなひにまゐり給へるなり」とて、藏人頭めして關白には賴忠のおとゞ、東三條殿の大將を取て、小一條のなりとき（○藤原濟時）の中納言を大將になしきこゆる宣旨下して、東三條殿をば治部卿になしきこえていでさせ給ひて、ほどなくうせ給ひしぞかし。【大鏡卷五】

藤原兼家と子道兼の問柄　此殿（○藤原道兼）父おとゞ（○藤原兼家）の御いみには、土殿などにもゐさせ給はで、あつきにことつけて、御簾どもあげ渡して、御念誦などもし給はず、さるべき人々よびあつめ、後撰・古今ひろげて興言しあそびて、つゆなげかせ給はざりけり。其ゆへは、花山院をば我こそはすかしたゝし奉りたれ、さればこそ關白をもゆゝらせ給ふべき也といふ御うらみなりけり。【大鏡卷六】

道長は豪邁にして頗る才略あり、第六十一代一條・第六十七代三條・第六十八代後一條天皇の三朝に歷仕し、政柄を掌握することおよそ三十年、その女は三人まで立ちて皇后となり、その外孫に當らせたまふ皇子は三人まで引續きて帝位に登りたまふに至れり。かくてその家の莊園天下に遍く富皇室を凌ぎて驕奢を極め、專横の振舞また少からず。三條天皇は道長の專權を快からず思召したまひ、心ならずも御位を去らんとていとあはれなる御製を殘したまひしに、道長は同じ雲井の月を眺めて、望月の缺けたることなきおのが榮華の程を誇れり。たま〳〵道長病みて入道し、法成寺を建ててこれに移り住みしが、その結構壯麗古今に絶し、世に極樂淨土の現出とうたはる。これが築造には僭越にも宮中・神泉苑などの石を運ばしめてその用に充て、その子賴通は諸國に令して、むしろ公事を緩うすともこの役に怠ることなかれといへり。驕慢もこゝに至りて極まれりといふべし。實に道長の一代は藤原氏隆盛の頂點にして、榮華物語・大鏡の類書は全くこの盛況を頌せんがために編述したるものなり。

道長の榮華

三條天皇の御製　かゝる程に年○三條天皇長和四年は今いくばくにもあらねば、心あはたゞしき樣なるに、いとなやましくのみおぼしめさるゝにぞ、いかにせましと覺しやすらはせ給。しはすの十よ日の夜、月のいみじうあかき、うへの御つぼねにて、宮のおまへ○中宮妍子に申させ給ふ。

こゝろにもあらでうき世にながらへば、戀しかるべき夜はの月かな。

【榮華物語卷十二】

藤原道長の和歌　寛仁二年○後一條天皇十月十六日乙巳　今日以ニ女御藤原威子一立ニ皇后一之日也。前太政大臣第三娘、……太閤○藤原道長招ニ呼下官一○藤原實資云、欲レ讀ニ和歌一必可レ和者答云、何不レ奉レ和乎。又云、誇る歌になる有る、但非ニ宿構者一、此世は我世と所思望月乃虧る事も無と思へ余申云、御歌優美也、無レ方ニ酬答一、滿座只可レ誦ニ此御歌一、元稹菊詩、居易不レ和深賞歎、終日吟詠。諸卿響應、余亦數度吟詠。太閤和解、殊不レ責レ和、夜深、月明扶レ醉各各退出。【小右記】

藤原賴通の暴戾　かくて世をそむかせ給へれど、御いそぎは「うら吹風」にや、いまは御心ちれいざまになりはてさせ給ぬれば、みだうの事を覺しいそがせ給。攝政どの○藤原賴通くに〳〵まで、さるべきおほやけごとをばさる物にて、まづこの御堂のことをさきにつかうまつるべきおほせ事の給。【榮華物語卷十五】

藤原氏略系

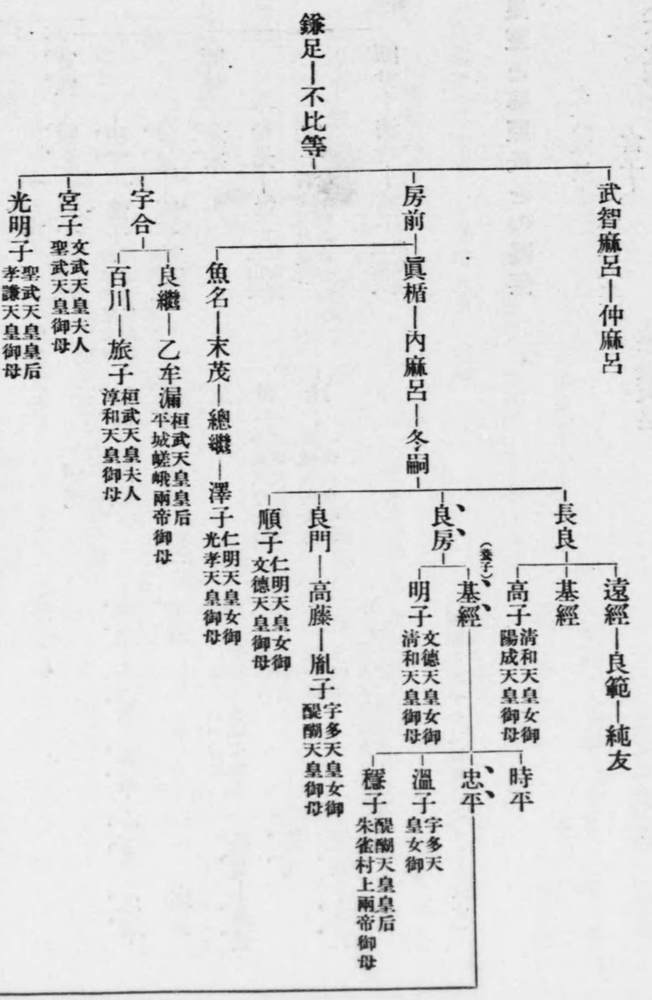

皇室と藤原氏との關係

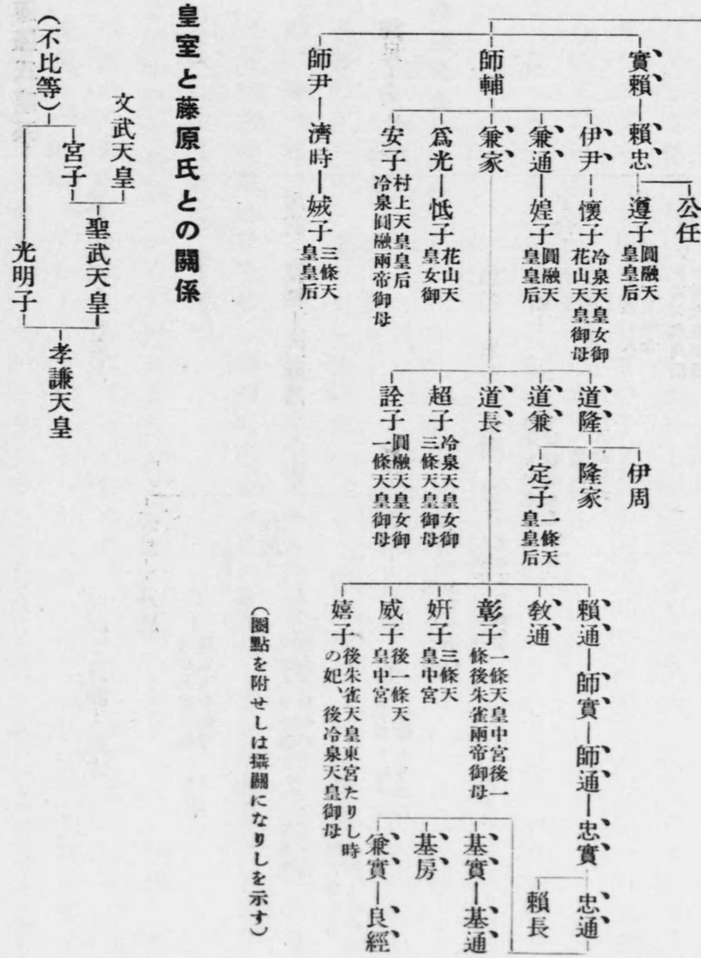

（圏點を附せしは攝關になりしを示す）

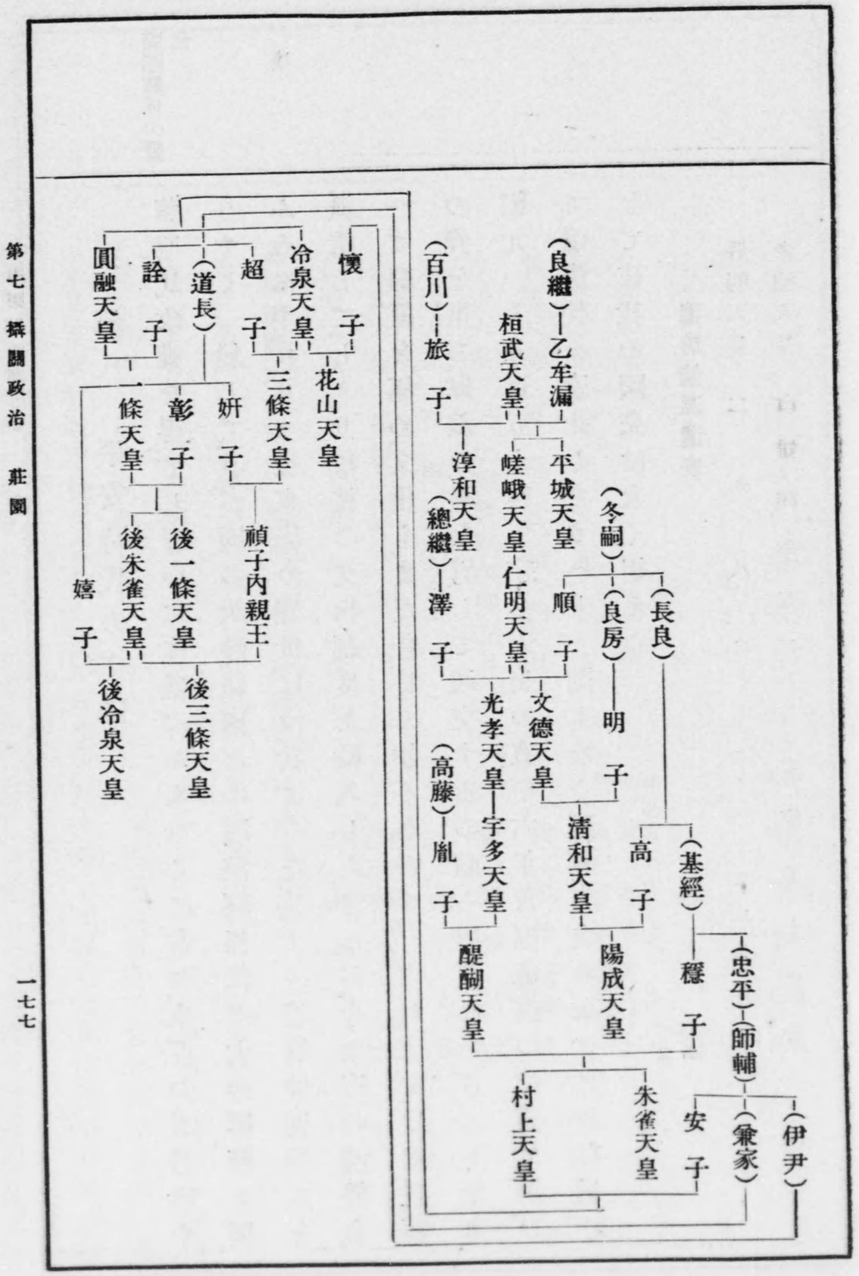

國際關係の變化

唐

第八　平安時代の文化

藤原氏政權を得てしだいに隆盛におもむくに當り、東亞の形勢はやうやく一變して、我が國の大陸諸國との國際關係に至大の影響を與ふるに至れり。從來唐の盛世には、我よりたびたび遣唐使・留學生を派遣して、しきりに彼の文物・制度を輸入したりしが、今や唐の國勢衰へて騷亂を極め、文化もまた昔日の如くならず。さればもはや巨額の費を拋ち、風浪の險を冒して通交するの頗る得策ならざるを悟り、紀元一千五百五十四年宇多天皇の寛平六年菅原道眞の建議を用ひて、遣唐使を廢止したまへり。間もなく醍醐天皇の御代に唐朝滅亡して、彼我の國交は永く絶えぬ。

遣唐使派遣表

舒明天皇	二年	八月	犬上御田鍬
孝德天皇	白雉四年	五月	大使 吉士長丹
同	五年	二月	押使 高向玄理 大使 河邊麻呂
齊明天皇	五年	七月	坂合部石布
天智天皇	八年		河內鯨
文武天皇	大寶二年	六月	執節使 粟田眞人 大使 坂合部大分
元正天皇	養老元年	三月	押使 多治比縣守 大使 阿倍安麻呂
聖武天皇	天平五年	四月	大使 多治比廣成
孝謙天皇	天平勝寶四年	閏三月	大使 藤原清河
光仁天皇	寶龜八年	六月	小野石根
桓武天皇	延曆二十三年	七月	大使 藤原葛野麻呂
仁明天皇	承和五年	七月	大使 藤原常嗣

遣唐使廢止の事情　請令諸公卿議定遣唐使進止狀

右、臣某謹案在唐僧中瓘、去年三月附商客王訥等所到之錄記、大唐凋弊載之具矣。更告不朝之問、終停入唐之人。中瓘雖區區之旅僧爲聖朝盡其誠、代馬越鳥豈非習性。臣等伏檢舊記、度度使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊遂亡身者。唯未見至唐、有難阻飢寒之悲。如中瓘所申報未然之事、推而可知。臣等伏願以中

璀錄記之狀、逼下公卿博士詳被定其可否。國之大事、不獨爲身、且陳欺誠、伏請處分、謹言

寛平六年九月十四日、大使參議勘解由長官從四位下兼守左大辨行式部權大輔春宮亮菅原朝臣某【菅家文草卷九】

渤海

また今の滿洲及び東蒙古に國を建てたる渤海は、奈良時代以來二百餘年の間、しば〳〵我が國に來朝して貢獻を怠らざりしに、これも醍醐天皇の朝に契丹（後の遼）のために滅されたるより、遂にその地方との交通も杜絶せり。

新羅

また朝鮮半島は我が國と離れてより新羅これを統一して、國威の隆昌なること久しきにわたりしが、その後國政やうやく亂るゝに及び、王建國を建てて高麗と號し、第六十一代朱雀天皇の時遂に新羅を滅し、これに代りて半島を統一せり。

高麗

こゝに於て再度使を我に送りて入貢を請ひたれど、朝廷またこれを許したまはず。かくて大陸諸國との國交は、醍醐天皇の御代の前後に至りて全く斷絶し

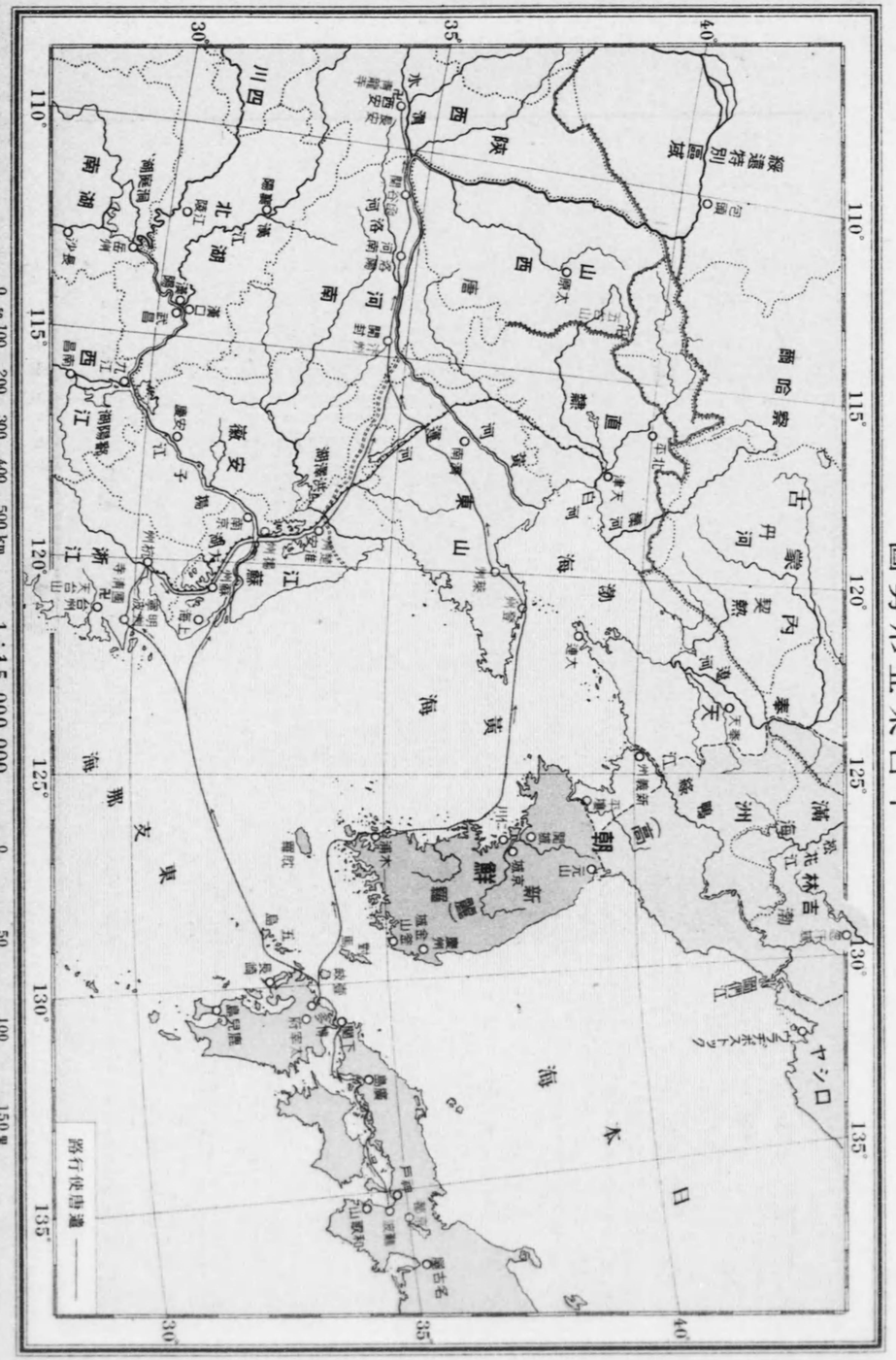

圖勢形亞東古中

1:15 000 000

國風文化の發揮

たりしなり。

さきに大陸との交通盛にして、外來文化のしきりに輸入せらるゝ間は、とかく模倣の傾向を免れざりしが、今や國交杜絶して外來文化の流入やみてより、かへつて從來移植したりし外國文明をしだいに消化して、新に國風の文化を發揮するに至れり。これ實に平安時代に於ける文化の特色なりとす。

令制の變更

まづこれを法制の上に見んか、大寶律令はおほむね唐制のまゝを採用せしものにて、素より我が國の實情に適せざるものあり、または簡にして盡さざる令條も少からざるより、時宜に隨ひて格式を出して修正增補を施し、以て律令の實行を期せり。嵯峨天皇の弘仁年中、清和天皇の貞觀年中、醍醐天皇の延喜年中に相ついでこれらの格式を編輯せしめらる。これを三代格式といひ、當時社會一切の事、みなこれを適用して處決せしなり。なほ朝廷の機密にあづかる藏人、不法

を取締る檢非違使などをはじめ、令外の官多く設けられて、おひ〳〵實權を握るに至り、ために令制の官職を無効にせしものも少からず。こゝに至りて大寶令の規定は大いに變更しぬ。

また佛教は奈良時代以來甚だ盛なりしも、わが尊祖敬神の念と相容れざるの虞ありしかば、はやくも神佛調和の思想はじまり、神も佛法を喜びてこれを護りたまふと考へられたり。されば東大寺大佛の開眼供養に當り、宇佐八幡神これに臨御せんとの託宣あり、朝廷迎神使を遣はして迎へたてまつりしことなどありしが、ついで最澄の延暦寺を創むるや、日吉神社を叡山に建て、空海は高野の山上に丹生明神を祭りて、以て靈地の鎮守とあがめぬ。かゝる神佛の混合は佛教弘布の方便としてしきりに行はるゝに及びて、遂には佛を主とするの思想にまで進み、佛は神の本地にして、佛の垂迹せるものすなはち神なりと考ふるに至れり。これいはゆる本地垂迹說にして、我が國の諸神をみな諸

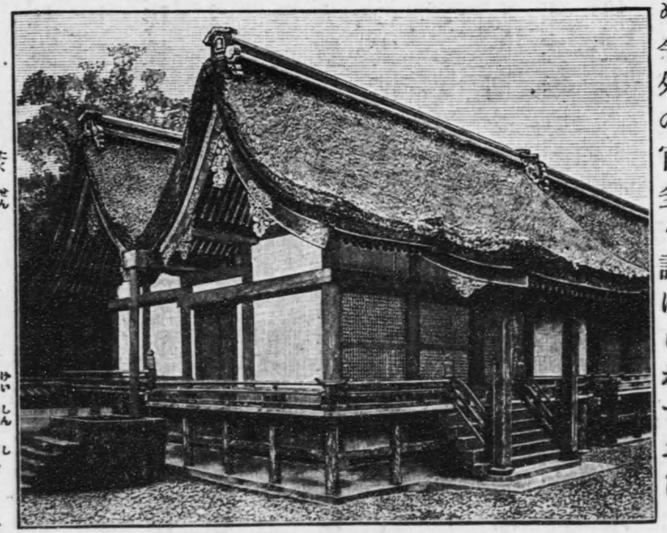
日吉神社

本地垂迹說

高野明神

佛に配して、神號にも佛菩薩權現などの稱號を用ひ、神社に舍利を納め、修法を行ひ、また佛殿にも神體を安置するなど、社寺の行事も頗る混同したりき。

本地と垂迹　夫佛陀者神明之本地、神明者佛陀之垂迹也。非本無垂迹、無迹無顯本。云神明云佛陀成表成裏互施利益。云垂迹云本地成權成實共致濟度。但深崇本地者必歸垂迹、有理自本垂迹故也。偏尊垂迹者未必歸本地、無謂自迹垂本故也。此故垂迹思歸神明只本地可歸佛陀也。【諸神本懐集上】

淨土往生の思潮

かくて佛法は深く人心に浸染すると共に、迷信もまた流行し、人の疾病にかゝるは生靈・死靈の祟なりとて、祈禱を前にして醫藥を後にし、天變・人災すべて加持・祈禱を以てこれを攘はんとせり。さればその信仰は多く現世の幸福利益を求むるにありしかど、また當時社會の優柔なる、人人頗る感情に脆くして、花の散り月の傾

法

假名文字の案出

くにも涙絶えせぬ樣なりしかば、ましてや露の命をはかなみては、ひたすらに未來の安樂を希ひ、彌陀本願の極樂淨土を欣求するの念もおのづから起りて、阿彌陀如來の信仰やうやく盛になり行けり。

こゝに於て寺院には阿彌陀佛を本尊としてまつるもの多く、またこの思潮に應じて、平安時代の末には僧法然出でて淨土宗を起し、專心念佛によりて極樂往生を教へ、民衆佛教の興隆する端を啓きたりき。

さきに漢學の盛なりし折は漢文專ら行はれたれば、漢字を使用する必要極めて

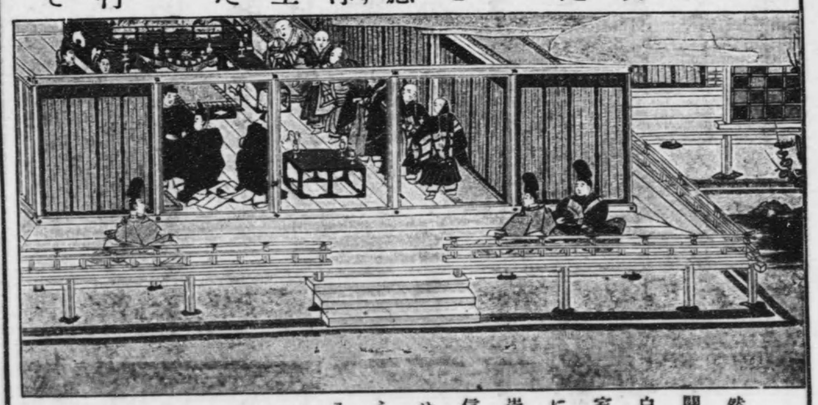

然關白家に崇信せらる

多かりしのみならず、國語を寫すにもこれを利用する程なりしが、もと漢字は字畫多くして不便なるより、これを使用する間に、おのづから簡便なる法の案出せらるるに至れり。すなはち漢字の字畫を省略せる草體はやうやく變じて平假名となり、また漢字の點畫を省き扁旁を去りたる片假名もおのづ

以 い・呂 ろ・波 は・仁 に・
保 ほ・部 へ・止 と・知 ち・
利 り・奴 ぬ・留 る・遠 を・
和 わ・加 か・与 よ・太 た・
禮 れ・曾 そ・川 つ・禰 ね・
奈 な・良 ら・武 む・宇 う・
爲 ゐ・乃 の・於 お・久 く・
也 や・末 ま・計 け・不 ふ・己 こ・
江 え・天 て・安 あ・
左 さ・幾 き・由 ゆ・女 め・
美 み・之 し・恵 ゑ・
比 ひ・毛 も・世 せ・寸 す・

國文學の興隆

から發達し、後にはこれを五十音圖に組立て、いろは歌に綴るに至りていよいよ假名文字の完成を告げたり。こゝに於てかゝる簡易輕便なる假名文字を以て自由に意思感情を表し得て、大いに國文學の發達を助成しぬ。

されば今や前代の漢文に代りて假名文の全盛となり、さきに詩賦のために壓倒せられし和歌は再び興隆の運に向ひたり。紀貫之・凡河内躬恒らは醍醐天皇の

ア(阿ノ偏)	イ(伊ノ偏)	ウ(宇ノ冠)	エ(江ノ旁)	オ(於ノ草體ノ偏)
カ(加ノ偏)	キ(幾ノ草體ノ略)	ク(久ノ省畫)	ケ(介ノ略體)	コ(己ノ省畫)
サ(散ノ偏ノ上部)	シ(之ノ草體)	ス(須ノ旁ノ下部)	セ(世ノ草體)	ソ(曾ノ上部)
タ(多ノ省畫)	チ(千)	ツ(川)	テ(天ノ省畫)	ト(止ノ省畫)
ナ(奈ノ省畫)	ニ(二)	ヌ(奴ノ旁)	ネ(禰ノ偏)	ノ(乃ノ省畫)
ハ(八)	ヒ(比ノ半)	フ(不ノ行書ノ上部)	ヘ(部ノ旁ノ草體)	ホ(保ノ旁ノ下部)
マ(末ノ横線)	ミ(三)	ム(牟ノ上部)	メ(女ノ草體ノ一部)	モ(毛ノ草體ノ略)
ヤ(也ノ草體ノ略)	イ(伊ノ偏)	ユ(由ノ中部)	エ(江ノ旁)	ヨ(與ノ草體ノ略)
ラ(良ノ上部)	リ(利ノ旁)	ル(流ノ末ノ部)	レ(礼ノ旁)	ロ(呂ノ省畫)
ワ(和ノ草體)	ヰ(井)	ウ(宇ノ冠)	ヱ(慧ノ中ノ部)	ヲ(乎ノ上部)

勅命を奉じて萬葉以外の秀歌を集め、古今集二十卷を撰して上りぬ。これ勅撰和歌集のはじめにして、この時、前代に盛なりし長歌は既に衰へたるも、短歌は大いに發達し、文質華實を兼備へ、歌調優麗にして後代の模範となれり。貫之嘗て土佐守となりて清廉の聞え高かりしが、任滿ちて歸京するに當り、假名文を以て日記を綴りたるは、すなはち土佐日記にして、實に假名文紀行の祖となり、この後假名文盛に行はれて物語・草子・日記・紀行など續々あらはれたり。なほ村上天皇の朝には、新に宮中に和歌所を設け、源順・大中臣能宣らの歌人に命じて古今集の後を承けて後撰集を撰せしめたまふ。これよりたびたび歌集の勅撰あり、歌詠は大宮人隨一の娯樂として、久しく行はれたるも、徒に詞華の巧をのみ弄して、やうやく浮華に流れ、歌道の實はしだいに衰へ行きぬ。

男もすなる日記といふものを、をむなもして見んとてするなり。それのとしのしはすの廿日餘り一日の日の戌の時にかどです。そのよしいさゝかものに書きつく。或人縣のよとせいつとせ果てゝ、れいのことゞも皆しをへてげゆなどとりて、すむたちより出でて、舟にのるべき處へ渡る。彼是れしるしらぬ送りす。年比よくぐしつるゝ人々なん別れがたく思ひて、その日頻りにとかくしつゝのゝしる内に、夜更ぬ。

廿二日に、和泉の國までたひらかにと願立つ。藤原のときざね、舟路なれどむまのはなむけす。かみなかしも酔ひすぎて、いとあやしく、しほうみのほとりにて、あざれあへり。

廿三日やきのやすのりといふ人あり、この人、國にかならずしもいひつかふものにもあらず。これぞたゞしきやうにて、むまのはなむけしたる。かみがらにやあらん、國人の心の常として、今はとて見えざなるを、心あるものははぢずになんきける。これはものによりてほむるにしもあらず。

廿四日、講師むまのはなむけしに出ませり。有と有るかみしも童までゑひしれて、一文字をだに知らぬものしが、足は十文字にふみてぞ遊ぶ。【土佐日記】

見る人もなくて散りぬるおく山の紅葉は、よるの錦なりけり。　凡河内躬恒

風ふけばおつるもみぢ葉水きよみ、ちらぬ影さへ底に見えつゝ。　源順

【古今和歌集】

春ふかみ井手の川波たちかへり見てこそゆかめ、山吹のはな。　大中臣能宣

梓弓はるかに見ゆる山の端を、いかでか月のさして入るらん。

【拾遺和歌集】

書道の發達

書道も平安時代の當初は未だ多く唐人の跡を追ふに過ぎざりしが、年を逐うてやうやく唐風を脱化して、優麗なる書風開かれぬ。中にも藤原行成は王羲之の流を汲みて最も精巧を極め、小野道風・藤原佐理と共に本邦の三蹟として、いづれも國風を發揮せり。かゝる折し

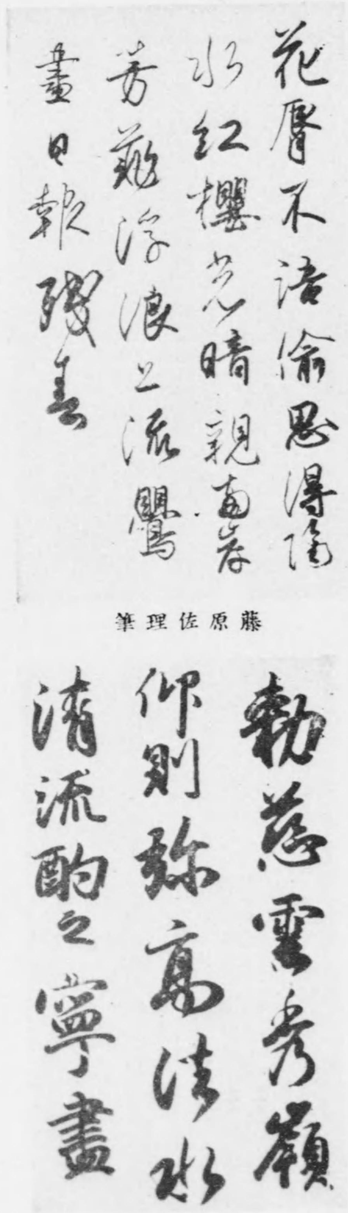

藤原佐理筆

小野道風筆

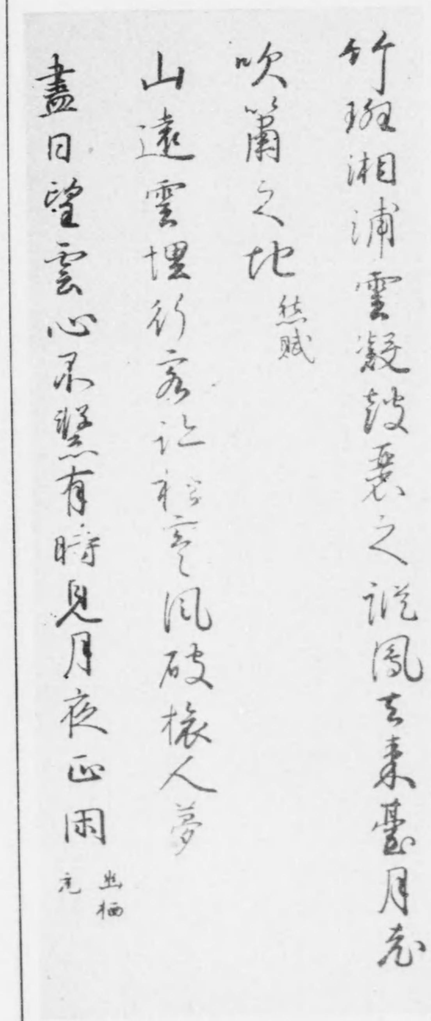

藤原行成筆

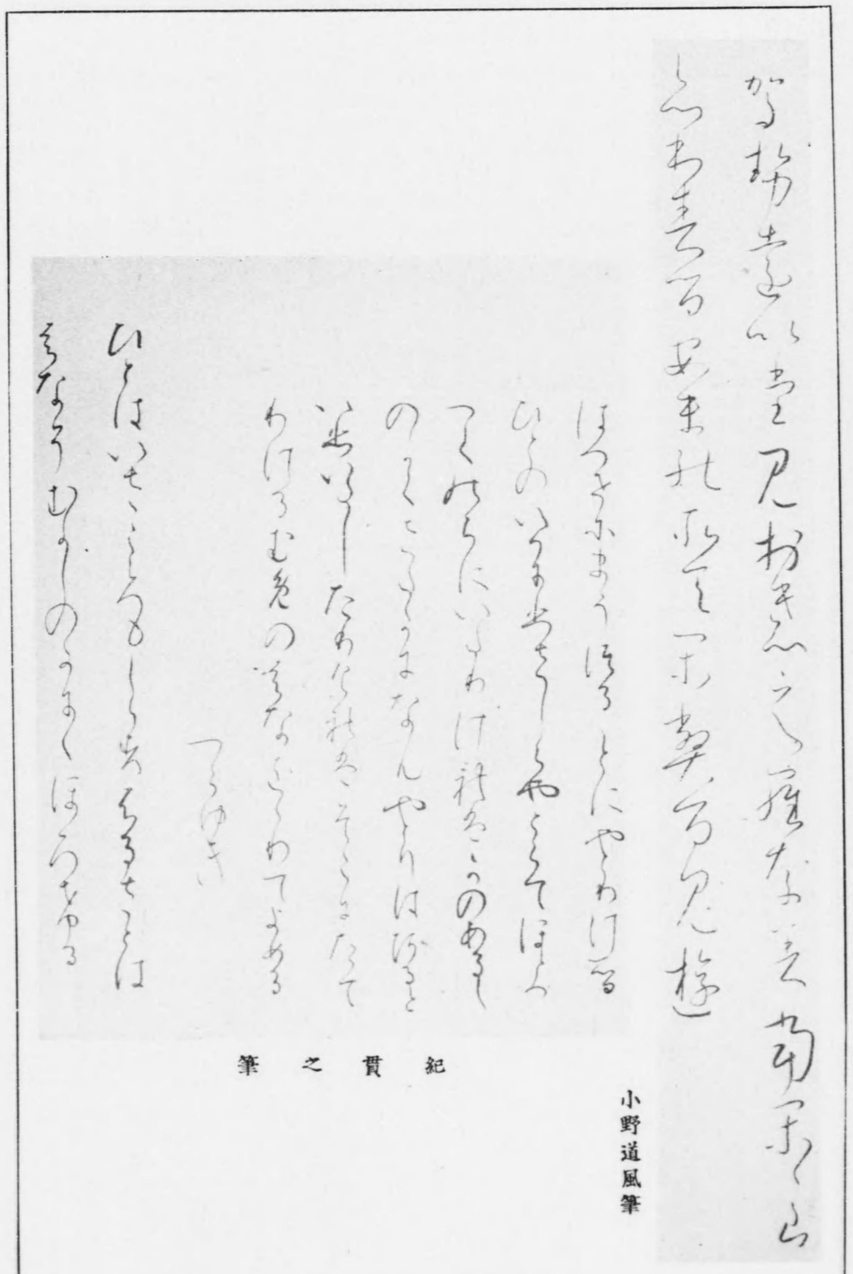

小野道風筆

紀貫之筆

才女の輩出

も、また歌物語の隆盛はおのづから草假名の發達を促し、紀貫之をはじめ國文學者はたいていい皆優雅なる假名かきに巧みなりき。

この頃また藤原氏は外戚の權を得んがために、爭うてその女を宮中に納れんとするに當り、あらかじめ家庭に於てこれを教養するの必要あり、なほ入内の後もその侍女に才女を選びて文藝を競はしめしかば、この趨勢に應じて、文藝に勵む女子の輩出を見るに至れり。然るに男子はなほ漢文を主とせしより、平易なる假名文は專ら婦人の手にうつり、從ひて國文に長ぜる女流の一時に多かりしこと實に空前と稱せらる。中にも一條天皇の御時藤原道隆の女定子入りて皇后となりたまひ、藤原道長の女上東門院更に中宮として相竝立したまふに及び、歌文に長ぜる數多の侍女また相分れて互に才藝を闘はせり。皇后宮に仕へて最も才氣に富める清少納言は、簡勁鋭利なる才筆を振つて時々折々の感興を叙して枕草子を著し、中宮に奉仕し

て貞淑博識の譽高き紫式部は、婉曲流麗なる文辭を以て當代貴族の生活を如實に描寫して、源氏物語五十四帖を綴り、共に後世永く詞藻の宗師と仰がる。この他にも和泉式部・小式部内侍・伊勢大輔など、才藻すぐれたる女流頗る多かりき。

さて雪山はつれなくて年もかへりぬ。ついたちの日また雪多くふりたるを、うれしくも降り積みたるかなと思ふに、これはあいなし、初のをばおきて、今のをばかき棄てよ」と仰せらる。うへにて局へいと疾うおるれば、侍の長なるもの、柚葉の如くなる宿直衣の袖の上に、青き紙の松につけたるをおきて、わなゝき出でたり。「そはいづこのぞ」と問へば、「齋院より」といふに、ふとめでたく覺えて、取りて參りぬ。まだ大殿ごもりたれば、母屋にあたりたる御格子をごばんなどかきよせて、ひとりねんじてあぐる、いと重し。片つ方なればひしめくに、おどろかせ給ひて、「などさはする」との給はすれば、「齋院より御文の候はんには、いかでか急ぎあげ侍らざらん」と申すに、「實にかゝりけるかな」とて、起きさせ給へり。御文あけさせ給へれば、五寸ばかりなる卯槌二つを、卯杖のさまに頭つ

つみなどして、山たちばなひかげ・やますげなど、美しげに飾りて、御文はなし。たゞなるやう有らんやはとて御覽ずれば、卯槌の頭つつみたるちひさき紙に、

山とよむ斧のひゞきをたづぬれば、いはひの杖の音にぞありける。

御返しかゝせ給ふほどもいとめでたし。齋院にはこれより聞えさせ給ふ。御返しも猶心ことにかきけがし、多く御用意見えたり。御使に白き織物の單衣、蘇枋なるは梅なめりかし。雪の降りしきたるに、かづきて參るもをかしう

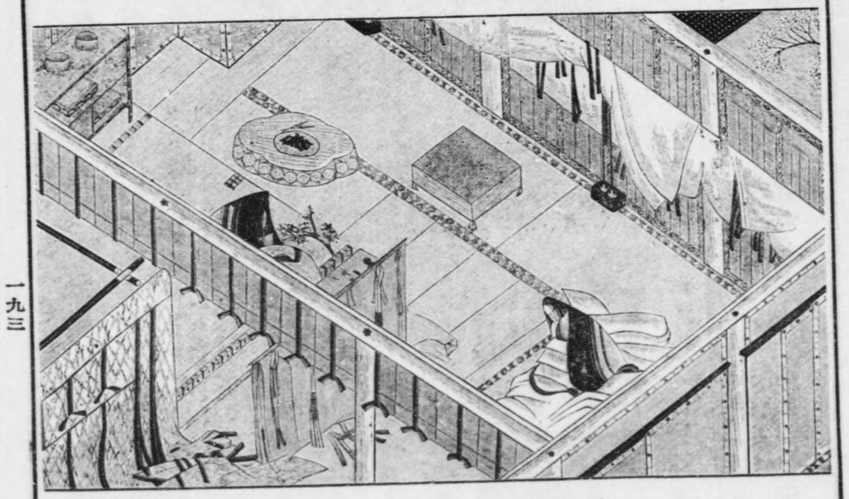

齋院文を上る（枕草子）

見ゆ。このたびの御返事を知らずなりにしこそ口惜しかりしか。【枕草子】

朱雀院の行幸は、神無月の十日あまりなり。尋常ならず面白かるべき度の事なりければ、御かたゝ物見給はぬ事をくちをしがり給ふ。上も藤壺の見給はざらむを、飽かずおぼさるれば、試樂を御前にてせさせ給ふ。源氏の中將は青海波をぞ舞ひ給ひける。片手には大殿の頭中將容貌用意人には異なるを、立並びては、花のかたはらの深山木なり。入りがたの日影さやかにさしたるに、樂の聲まさり、物のおもしろき程に、同じ舞の足踏おもゝち、世に見えぬ樣なり。詠などし給へるは、これや佛の御迦陵頻伽の聲ならむと聞ゆ。面白くあはれなるに、帝涙おとし給ふ。上達部・皇子たちも皆泣き給ひぬ。詠はてて、袖うちなほし給へるに、待ちとりたる樂の賑はしきに、顏の色合まさりて、常よりも光ると見え給ふ。【源氏物語紅葉の賀】

紅葉の賀（源氏物語）

小式部內侍　和泉式部、保昌が妻にて丹後に下りける程に、京に哥合ありけるに、小式部內侍哥よみにとられてよみけるを、定頼の中納言たはぶれに、小式部の內侍に、丹後へつかはしける人は參りにたるやといひ入て、局のまへを過られけるを、小式部內侍御簾よりなかばいでゝ、直衣の袖をひかへて、

大江山いくのゝ路の遠ければ、まだふみもみずあまのはしだて。

とよみかけゝり。思はずにあさましく、こはいかにとばかりいひて、かへしにもおよばず、袖をひきはなちてにげられにけり。小式部是より哥よみの世におぼえいできにけり。【古今著聞集卷五】

伊勢大輔　伊勢大輔、上東門院中宮ト申時初參。輔親娘也。歌讀覽ト心ニクヽ思食之間ニ、八重櫻ヲ或人進之。御堂御前御座之時、件花枝ヲ大輔許ヘサシツカハシテ、御硯上ニ檀紙ヲ置キ、同サシツカハシタルニ、人々屬目イカヾ申ト見

アヘルニ、トバカリアリテ、硯ヒキヨセテ、墨ヲトリテシヅカニヲシスリテ、歌ヲカキテ進之。御堂トリテ御覽ズルニ、誠キヨゲニカキタリ。

いにしへのならの宮古の八重櫻、けふ九重ににほひける哉。

殿ヲハジメタテマツリテ、萬人感歎、宮中皷動云々。又彼人第一歌也。卒爾ニモ不レ寄事也。【袋草紙卷三】

美術工藝の進歩

かゝる間に美術・工藝より風俗の末に至るまで、やうやく國風に同化して、前代と全く趣を異にするに至れり。藤原氏政權を占めて日々驕奢におもむくに從ひ、朝廷はいよ〳〵衰へて、大内裏も村上天皇の御代に炎上してより、また前日の宏壯なる結構に復する能はず、規模おひ〳〵狹小となりしに、貴族の邸第はかへつてます〳〵壯麗となりぬ。その邸宅はいはゆる寢殿造にして、既に唐式の宮殿より脱化し、優美なる檜皮葺の屋舍相連なりて、遣水・前栽麗はしき庭園に臨み、風流いはんかたなし。道長の建てたる法成寺には御堂を設け、阿彌陀佛をまつりてみづからこゝに退き、賴通は宇治の別莊を改めて佛寺となし、平等院と名づけたり。道長が一代の富を盡して集めたる銘木・寶石は今に片影をさへ留むるものなきも、平等院の佛殿鳳凰堂はなほ現存して、當代藝術の精華を發揮せり。堂は宇治川の清流に臨みて風光明媚なるうへに、殿廊の結構恰も鳥の兩翼を張りて尾を曳くになぞらへ、棟の兩端に立てる金銅造の鳳凰は風のまに〳〵舞ひて頗る技巧の妙を極む。堂内に本尊として安置せる、一代の名工定朝の作れる金色の丈六彌陀佛は、有名なる畫家宅磨爲成の極樂の圖を畫ける四壁の彩畫、または華麗精緻なる幾多の裝飾品と相應じて、優美高雅なる風趣殆ど名狀すべからず。かくて彫刻・繪畫の技も大いに發達し、嘗て寛平年中紫宸殿に賢聖障子を畫きて名を馳せたる巨勢金岡の流に名人多く、佛畫に巧みなるものまた少からず。なほこれと別に一派を起したるものに藤原基光あり、纖麗なる土佐繪の祖と仰がれ、唐風の畫流に對し和樣の一家を成して永く後世に及

風俗

びぬ。

金岡賢聖障子を畫く　賢聖ノ障子ヲバ紫宸殿ニゾ立ラレケル。東ノ一ノ間ニハ馬周・房玄齡・杜如晦・魏徵、二ノ間ニハ諸葛亮・蘧伯玉・張子房・第伍倫、三ノ間ニハ管仲・鄧禹・子產・蕭何、四ノ間ニハ伊尹・傅說・太公望・仲山甫。西ノ一間ニハ李勣・虞世南・杜預・張華、二ノ間ニハ羊祜・楊雄・陳寔・班固、三ノ間ニハ桓榮・鄭玄・蘇武・倪寬、四ノ間ニハ董仲舒・文翁・賈誼・叔孫通ナリ。畫圖ハ金岡ガ筆、贊ノ詞ハ小野道風ガ書タリケルトゾ承ル。【太平記卷十二】

藤原基光畫を善くす　藤原基光ハ初名盛光、左大臣魚名ノ後、越前守頼成ノ子、從五位上、內匠頭。天性善レ畫、當今土佐家ノ者此ノ裔也。惜シムラクハ其畫不ラ多ク傳ハラカニリ。或ハ云フ寬仁中ノ人、相撲圖ヲ後世寶重ス之ヲ。【皇朝名畫拾彙】

攝關家の榮華に耽るにつれ、京都の貴族はすべて華奢を極め、平安京近郊の勝地を擇びて別墅・山莊を造り、園池の營に數寄をこらし、こゝに遊べる男女は綾羅錦繡の裝にひたすら容儀の鮮麗を競へり。當時貴族の裝束は既に唐服の模倣よりやうやく國風に脫化し、男子の正裝たる束帶、女子の正裝たる十二單の如きは、いづれも優美華麗にして、四季折々の配色に最も意匠をこらしぬ。かくて朝臣の生活は一般に遊惰に流れ、花の朝月の夕詩歌管絃を弄び、宴樂遊興を事とせしかば、歌舞・音樂大いに發達し、內外のもの相融和して、大陸より傳來せる壯麗なる舞樂、朗詠などを歌ひて奏づる閑雅なる管絃、盛に竝び行はる。殊に一條天皇の朝には、これらの遊藝盛を極め、文藝に秀でたる縉紳輩出せしが、藤原公任・藤原齊信・源俊賢・藤原行成は四納言と稱せられて、特に才藝を以て世にうたはる。中にも公任は道長の催せる大井川三船の雅遊に獨り譽を揚げ、またその著せる和漢朗詠集は後世傳誦して永く諷詠に用ひらる。

源融の川原院　今昔、川原ノ院ハ、融ノ左大臣ノ造テ住給ケル家ナリ。陸奥ノ國ノ鹽竈ノ形ヲ造テ、潮ノ水ヲ汲入テ、池ニ湛ヘタリケリ。樣々ニ微妙ク可咲キ事ノ限ヲ造テ住給ケルヲ、其ノ大臣失テ後ハ、其ノ子孫ニテ有ケル人ノ宇陁ノ

院ニ奉タリケル也。【今昔物語卷廿七】

大井川の雅遊　ひとゝせ入道殿（藤原道長）の大井川の遊遙せさせ給ひしに、作文の船・管絃の船・和歌の船とわかたせ給ひて、その道にたへたる人々をのせさせ給ひしに、此大納言殿（藤原公任）のまゐり給へるを、入道殿「かの大納言いづれの船にかのらるべき」との給はすれば「わかのふねにのり侍らん」との給ひて、よみ給へるぞかし。

をぐら山あらしのかぜのさむければ、もみぢのにしききぬ人ぞなき。

申しうけ給へるかひありて、あそばしたりな。御みづからもの給ふなるは、「作文の船にぞのるべかりける。さてかばかりの詩をつくりたらましかば、なのあがらんこともまさりなましく、くちをしかりけるわざかな。さても、殿の「いづれにとかたもふ」との給はせしになむ、われながらこゝろたごりせられし」との給ふなる。ひと事のすぐるゝだにあるに、かくいづれの道にもぬけいで給ひけんは、古へも侍らぬ事なり。【大鏡卷三】

朗詠　祝

嘉辰令月歡無極　萬歳千秋樂未央　（雜言詩）謝偃

鳳凰堂本尊阿彌陀佛

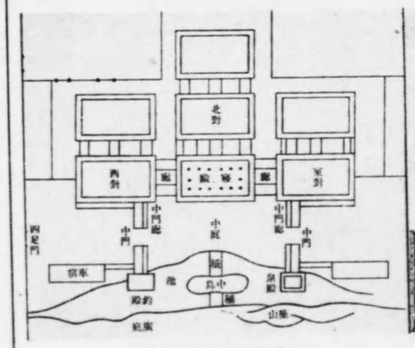

寢殿造平面圖

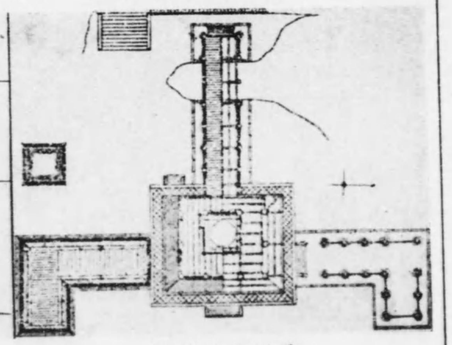

鳳凰堂平面圖

管　紋

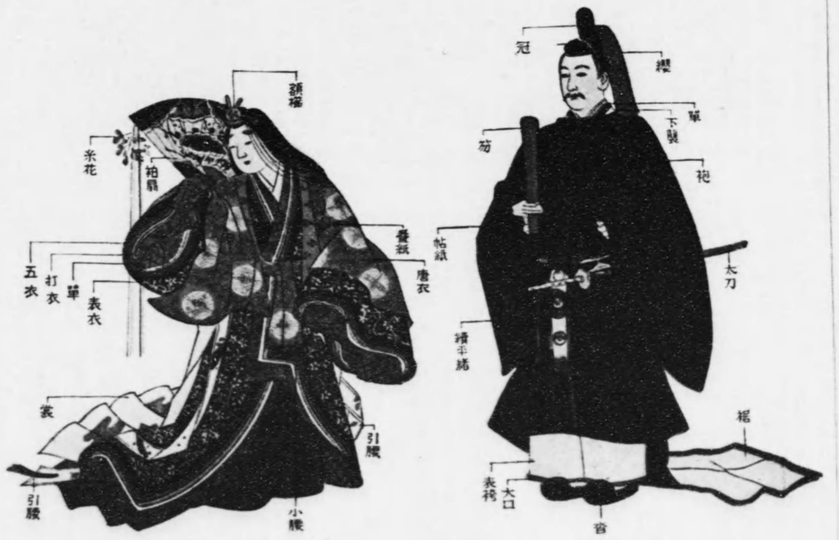

束帯　十二單

長生殿裏春秋富　不老門前日月遲　天子萬年　保胤

わが君はちよにやちよにさゞれ石の　讀人しらず
いはほとなりて苔のむすまで

よろづ世とみかさの山ぞよばふなる　仲算

あめが下こそたのしかるらし

【和漢朗詠集巻下】

後三條天皇の朝政革新

第九　院政　武士の勃興　源平二氏の興亡

藤原道長久しく樞要の地位を占め、外戚の權をほしいまゝにして、その欲するところ行はれざるなく、その子頼通もまた永く關白となり、藤原氏の權勢なほ盛なりしが、第七十一代後三條天皇立ちたまふに及びて、やうやく衰運に傾きはじめたり。天皇は東宮にましますこと二十餘年、藤原氏の專横を憂へたまひながらも、心靜かに學藝を修めさせられ、大江匡房を師として古今の治體を究めたまへり。殊に天資剛

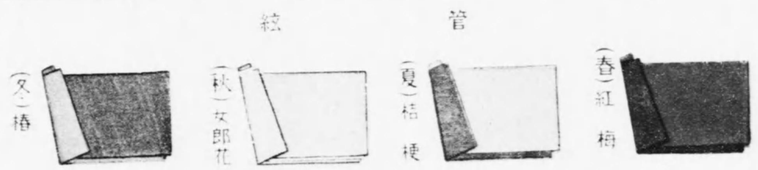

十二單　　束帯

後三條天皇の朝政革新

長生殿裏春秋富　不老門前日月遲　天子萬年　保胤

わが君はちよにやちよにさゞれ石の
いはほとなりて苔のむすまで　讀人しらず

よろづ世とみかさの山ぞよばふなる
あめが下こそたのしかるらし　仲算

【和漢朗詠集卷下】

第九　院政　武士の勃興　源平二氏の興亡

藤原道長久しく樞要の地位を占め、外戚の權をほしいまゝにして、その欲するところ行はれざるなく、その子頼通もまた永く關白となり、藤原氏の權勢なほ盛なりしが、第七十代後三條天皇立ちたまふに及びて、やうやく衰運に傾きはじめたり。天皇は東宮にましますこと二十餘年、藤原氏の專横を憂へたまひながらも、心靜かに學藝を修めさせられ、大江匡房を師として古今の治體を究めたまへり。殊に天資剛

邁嚴明にまし〳〵しうへに、天皇の御母は三條天皇の皇女にして、從來の如き藤原氏と外戚の親絶えたれば、御卽位の後は藤原氏を憚らずして萬機をみづからし、いたくその權を抑へたまへり。時に賴通は宇治に屛居し、弟教通代りて關白の職にありしも、唯位に備りしのみ、權力これよりやうやく皇室に復歸しぬ。天皇勵精治をはかりたまひ、まづ權門勢家の專横を抑制するには莊園の整理を以て最も急務なりとしたまひ、親政の劈頭、勅して諸國新置の莊園を停止し、ついで記錄所を太政官に設けて莊園の券書を諸家に徵し、匡房らをしてその虛實を檢覈せしめて、嚴に莊園を整理せしめたまひ、なほ進んで地方政治の刷新を志したまへり。當時往々國司が朝廷の用度を獻じて重任を求むるのならひありて、弊害少からざりしより、嚴命してその重任を禁止したまひき。かくて着々新政を行ひたまひ、また御みづから供御の料を節約したまひて、華奢の世風を矯正せられしかば、上下朝威をかしこみて綱紀大いに振張せり。

後三條天皇新置の莊園を停めたまふ　延久元年○後三條天皇己酉二月廿三日、可レ停レ止レ寛德以後新立庄園縱雖レ彼年以往立券不レ分明、於レ國務有レ妨者同停止之由宣下。【百錬抄卷五】

○閏二月十一日、始置記錄所庄園券契所、定寄人等、於官朝所始行レ之

天皇奢侈を矯めたまふ　石淸水の行幸はじめてせさせ給けるに、物見車どものかな物うちたるを御覽じて、御輿とゞめさせ給ひてぬかせ給ひける。御めの車より、いかでかわが君のみゆきに、この車ばかりはゆるされ侍らざらむときこえければ、このよしをや奏しけむ、そればかりぞぬかれ侍らざりけるとかや。賀茂のみゆきには、金物ぬきたるあとある車どもぞ立ちならびてはべりける。【今鏡第二】

藤原氏の不遜

されど道長以來藤原氏の積威なほ大にして賴通はわざと莊園の券契を上らず、教通は强ひて國司の重任を請へるなど、不遜の行動少からざりしかば、天皇革正の叡慮もために貫徹を妨げらるゝの虞あり。こゝに於て天皇は御位を去り、院中にありて政を聽き、叡慮のまゝに

改革の大業を遂げたまはんと思召し、御在位僅かに五年にして皇位を御子第七十二代白河天皇に讓りたまひしに、不幸にして御病を得て、間もなく崩御ましまし、しかば、上下擧りてこれを惜しみたてまつれり。

藤原頼通の不遜　延久ノ記錄所トテ、ハジメテヲカレタリケルハ、諸國七道ノ所領ノ宣旨官符モナクテ、公田ヲカスムル事、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチ宇治殿（藤原頼通）ノ時、一ノ所（攝關ノ御領トノミ云の異稱）ノ御領トノミ云テ、庄園諸國ニミチテ、受領（ズリヤウ）ノツトメタヘガタシナド云ヲ、キコシメシモチタリケルニコソ、サテ宣旨ヲ下サレテ、諸人領知ノ庄園ノ文書ヲメサレケルニ、宇治殿ヘ仰ラレタリケル御返事ニ、皆サ心得ラレタリケルニヤ、五十餘年君ノ御ウシロミヲツカウマツリテ候シ間、所領モチテ候者ノ强緣ニセンナンド思ヒツツヨセタビ候ヒシカバ、サニコソナンド申タルバカリニテマカリスギ候キ、ナンデウ文書カハ候ベキ、タヾソレガシガ領ト申候ハン所ノ、シカルベカラズタシカナラズ聞シメサレ候ハンヲバ、イサヽカノ御ハヾカリ候ベキ事ニモ候ハズ、カヤウノ事ハカクコソ申サタスベキ身ニテ候ヘバ、カズヲツクシテタヲサレ候ベキナリト、サハヤカニ申サレタリケレバ、アダニ御支度相違ノ事ニテ、ムゴニ御案アリテ、別ニ宣旨ヲ下サレテ、コノ記錄所ヘ文書ドモメスコトニハ、前大相國ノ領ヲバノゾクト云宣下アリテ、中〳〵ツヤ〳〵ト御沙汰ナカリケリ。コノ御沙汰ヲバイミジキ事カナトコソ、世ノ中ニ申ケレ。【愚管抄卷四】

藤原教通の不遜　後三條院ハ春宮ニテ廿五年マデオハシマシテ、心シヅカニ御學問アリテ、和漢ノ才智ヲキハメサセ給フノミニアラズ、天下ノ政ヲヨク〳〵キヽヲカセ給テ、御卽位ノ後サマザマノ善政ヲオコナハレケルナカニ、諸國ノ重任ノ功ト云事、長ク停止セラレケル時、興福寺ノ南圓堂ヲツクレリケルニ、國ノ重任ヲ關白大二條殿（藤原教通）マゲテ申サセ給ケルニ、事カタクシテ度々ニナリケレバ、主上逆鱗ニヲヨビテ仰ラレテ云ク、關白攝政ノオモクオソロシキ事ハ、帝ノ外祖ナドナルコソアレ、我ハナニトオモハムゾトテ、御ヒゲヲイカラカシテ、事ノ外ニ御ムヅカリアリケレバ、殿座ヲタチテイデサセ給トテ、大聲ヲハナチテノ給ハク、藤氏ノ上達部ミナマカリタテ、春日大明神ノ御威ハ、ケフウセハテヌルゾトイヒカケテ出給ケレバ、氏ノ公卿マコトニモ一人モ殘ラズ皆座ヲタチテ、殿ノ御トモニ出ケレバ、事ガラオビタヾシクゾアリケル。主上是ヲキコシ食テ、關白殿幷ニ藤氏ノ諸卿ヲメシカヘシテ、南圓堂ノ成功ヲユルサレ

ニケリ。殿ノ御威モ君ノ御心バヘモアラハレテ、時ニトリテイミジキ事ニテナンアリケル。【續古事談第一】

後三條天皇の御讓位　サテ世ノスエノ大ナルカハリメハ、後三條院世ノスエニヒトヘニ臣下ノマヽニテ攝錄、臣世ヲトリテ、内ハ幽玄ノサカイニテヲハシマサム事、末代ニ人ノ心ハオダシカラズ、脫屣ノ後、太上天皇トテ政ヲセヌナラヒハアシキ事ナリトヲボシメシテ、カク〳〵ノ道理サシモヤハヲボシメシケン、委シクハ知ラネドモ、道理ノイタリ、ヨモ叡慮ニノコル事アラジ。昔ハ君ハ政理カシコク、攝錄ノ人ハ一念私ナクテコソアレ、世ノスヘニハ、君ハワカクテ幼主ガチニテ、四十ニ餘ラセ給フハ聞ヘズ、御政理サシモナシ。宇治殿（藤原頼通）ナドハ、ヲホク私アリトコソハ御覽ジケメ、太上天皇ニテ世ヲシラン、當今ハミナワガ子ニテコソアラムズレバト思シメシケル間ニ、ホドナク位ヲリサセ給テ延久四年十二月八日御讓位ニテ、同五年二月廿日住吉詣トテ、陽明門院（内親王）（禎子）グシマイラセテ、關白（藤原教通）御トモシテ、天王寺・八幡ナドヘ、マイリメグラセ給ヒケリ。【愚管抄卷四】

藤原頼通天皇の崩御を惜しみたてまつる　宇治殿御出家之後、御坐于宇治之間、後三條院崩御之由聞給テ、止食立箸而歎息、是末代之賢主也、依本朝運拙早以崩御也云々。後三條院宇治殿邊於事殊無擧容、然而猶所歎息給也。【古事談第一】

院政の創始

白河天皇また剛毅果斷にまし〳〵、父帝の御遺志を繼ぎて政治を藤原氏にまかせたまはず、御在位十四年にして紀元一千七百四十六年（應德三年）皇位を第七十代堀河天皇に讓りたまひたる後も、上皇としてなほ政を院中に聽きたまふこと四十餘年の久しきに及べり。これより院政は世々の慣例となり、その政務を行ふところを院廳といひ、別當以下の院司をして事に當らしめ、院宣を以て天下に號令したまへり。こゝに於て今まで機務を裁決せし攝關は唯名のみとなり、政權全く院中に歸し、藤原氏抑制の目的はじめて達せられぬ。されど院宣は詔勅よりも重くなり行き、天皇の實權全く上皇にうつりしは、實に政變の甚しきものなり。

院政の始　此御代（白河天皇）には、院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ職にそなは

りたるばかりになりぬ。されどこれより又ふるきすがたは一變するにや侍りけん。執柄世をおこなはれしかど、宣旨・官符にてこそ天下の事は施行せられしに、此御時より院宣・廳の御下文をおもくせられしによりて、在位の君又位にそなはり給へるばかりなり。世のすゑになれるすがたなるべきにや。【神皇正統記】

朝廷の佛法保護と僧兵の横暴

白河上皇は鳥羽の離宮をはじめ、しきりに土木を起させられしのみならず、また篤く佛教を尊信したまひて、御みづから入道して法皇となり、高野・熊野に御幸せらるゝこと前後十餘度に及び、造寺・造佛のおびたゞしき、殆ど枚擧すべからず。國庫ために空耗し、これが補給として賣官の風公に行はれ、米穀・絹布を上るものを國司に任じたれば、國司重任の弊再び興れり。また法皇御みづから盛に田園・資財を寺院に喜捨したまひしより、莊園の整理はとうてい望むべくもあらざりき。殊に京畿の諸大寺は數多の財物・莊園を占有して、頗る實力あるうへに、諸國奸民の課稅を逃れんがために、みだりに剃髮して寺院に投ずるもの多く、遂には武器を蓄へ武藝を講じて、僧兵を組織するに至りしが、今や朝廷保護の厚きに乘じて、往々横暴を極めたり。中にも王城の鎭護を以て任ずる延曆寺、及び藤原氏の氏寺たる興福寺などは最も大衆を擁して、互に爭鬪を事とし、いはゆる南都・北嶺の僧兵は各、春日の神木、日吉の神輿を奉じて事毎に朝廷に强訴を企てたり。然るに警衛の武官は弓矢の神輿・神木に及ばんことを恐れて、防禦意の如くならず、法皇も三歎を洩したまひて、これが制馭に苦しみたまひたりき。

僧　兵

白河法皇の崇佛　或人談云、本院（白河法皇）年來御善根

繪像五千四百七十餘體
生丈佛五體丈六百廿七體
半丈六六體
等身三千百五十體
三尺以下二千九百卅餘體
堂七宇、塔二十一基、小塔四十四萬六千六百卅餘基、
金泥一切經書寫
此外、祕法修善千萬壇、不知其數。
此二三年敎生禁斷諸國也、施大善根也。【中右記大治四年七月十五日條】

山法師の强訴　山門ノ大衆訴訟ヲ致ス時、聖斷遲々ノ間、神輿ヲ下シ奉ル事度々ニ及ベリ。鳥羽院御宇嘉承三年三月三十日、尊勝寺灌頂ノ事ニ依テ、二社八王子・客人神輿、下松マデ下給ヘリ。裁許アルベキ由、即時ニ仰下サレケレバ、其夜御歸坐、四月一日、彼寺灌頂天台兩門ニ限ラルヽノ旨、仰下サレ畢。崇德院御宇保安四年七月十八日、忠盛朝臣神人殺害ノ事ニ依テ、三聖並三宮ノ神輿ヲ下シ奉。官軍川原ニ馳向ヒ禦間、神人等神輿ヲ捨奉リ分散ス。大衆數百入感神院ニ引籠テ、官軍ト合戰ニ及。同御宇保延四年四月二十九日賀茂社領住人日吉馬上對捍ノ事ニ依テ、八王子・客人・十禪師三社ノ神輿ヲ仙洞鳥羽院ヘ振奉ル。即時ニ裁許有ケレバ、大衆歸山ノ次デ、鴨禰宜住宅ヲ破却シケリ。近衞院御宇久安三年六月二十八日、忠盛朝臣郎從神人殺害事ニ依テ、三社ノ御輿ヲ陣頭ニ振リ奉、同日忠盛配流セラルベキノ由仰下サレ畢。二條院御宇永暦元年十一月十二日、嘗貞衡朝臣息男資成有智山僧坊燒失事ニ依テ、三社ノ御輿、仙洞後白河院ヘ振奉ル。當日貞衡解官、資成流罪、安樂寺住僧六人禁獄之由、右大辨雅賴ヲ以テ大衆之中ヘ仰下サル。大衆不日勅裁ヲ悅豫シテ、俱舍頌ヲ誦シテ歸山畢。ヤサシカリケル事也。高倉院御宇嘉應元年十二月二十二日、尾張目代政友平野ノ神人陵轢ノ事ニ依テ、三社ノ神輿ヲ大内ニ振奉ル。裁報遲々ノ間、神輿ヲ南殿ニ向振居奉ル。同廿四日成親卿解官備中國ヘ配流、政友禁獄ノ由宣下セラレ畢。代々六箇度ニ及ブ。毎度ニ武士ヲ召テ禦ガレケレ共、御輿ニ矢ヲ進ル事ハナカリキ。【源平盛衰記卷四】

白河法皇の三歎　白河院ハ、賀茂川ノ水、雙六ノ簺、山法師、是ヅ朕ガ心ニ隨ハヌ者ト、常ニ仰ノ有ケルトゾ申傳タル。【源平盛衰記卷四】

武士勃興の由來

此の時に當り衛府の武官は京都の泰平になれて柔弱となり、おほむねその職を盡すこと能はざりしかば、やむなく地方の武士を採用して、僧兵の暴行に備へしむるに至れり。蓋し武士の勃興はその來れるところ既に久しく、さきに藤原氏の一門やうやく權勢を得て京都の顯要なる官職を獨占するに及びては、慷慨の士才氣ありても青雲の志を遂ぐるの途なきより、京都を去りて國司となりて地方に下るもの多し。これらはおのが門閥名望を以て漸次にその勢力を扶植し、任期滿つる時はすなはち百方重任を求め、遂にその地に永住して廣大なる土地を占め、あるひは一族・緣者を招き、あるひは土民を懷柔しておびたゞしき

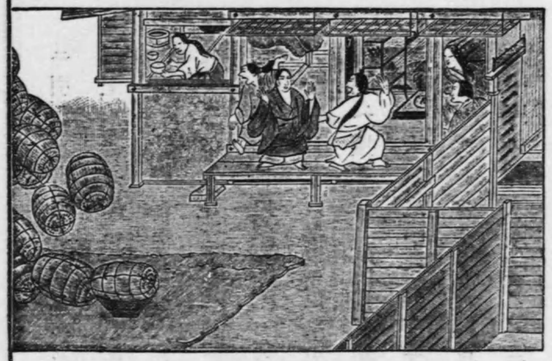

地方庶民の狀態

地方政治の紊亂と豪族の自衛

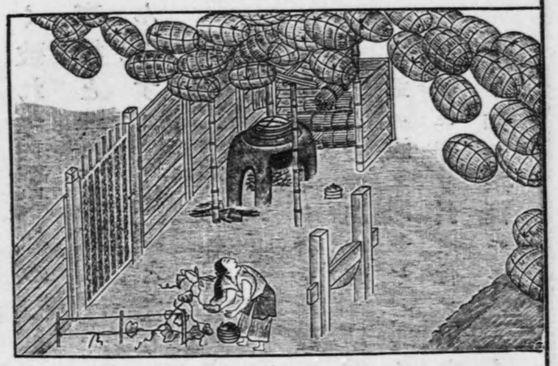

家子・郎等を養へり。かくて所在豪族の勃興を見るに至れり。

この頃朝臣は徒に花鳥風月を弄びて毫も地方の政治を顧みざれば、奸惡なる國司は人民を虐げて私腹を肥やすもの多く、加ふるに莊園おひ〳〵增加して公田減少するに從ひ、所定の收入を得んがために、おのづから租稅を加徵することとなれり。細民はこれに堪へかねて、本土を離れて諸方に流浪し、中には盜賊掠奪を事とするものあり、遂に山に海に群盜の横行を見るの樣となりぬ。こゝに於て地方の豪族はその莫大なる資產を保護せんがために、日夜弓馬の術を習ひ、以て自ら衛るに至れり。これすなはち武士の起原にして、遂に武士諸國に

割據して、武力を以て地方を風靡せしうへに、また權門勢家の依託を受けて、諸國に散在せる莊園を支配せしかば、その實力確立して、もはや拔くべからず、政刑・兵馬の實權やうやくその手に落行きしなり。

かくて武門の階級新に社會にあらはるゝに及び、全國皆兵の制度全く破れて兵・農おのづから別れ、延喜・天曆の聖代も既に中央藤原氏の專權と共に、地方には武門の權漸次確立して、まさに王政の移動を見んとするの機運となりき。

國司の强慾　今昔、信濃ノ守藤原ノ陳忠ト云フ人有ケリ。任國ニ下テ國ヲ治テ任畢ニケレバ、上ケルニ、御坂ヲ越ル間ニ、多ノ馬共ニ荷ヲ懸ケ、人ノ乘タル馬員ノ人ノ乘タル中ニ、守ノ乘タリケル馬シモ、懸橋ノ不知ズ次キテ行ケル程ニ、多ノ人ノ乘タル馬シモ、懸橋ノ鉉ノ木ヲ後足ヲ以テ踏折テ、守逆樣ニ馬ニ乘乍ラ落入ヌ。……守ノ叫デ物云フ音遙ニ遠ク聞ユレバ、其ノ物ハ、宣フナルハ穴錄何事ヲ宣フゾ聞々ケト云ヘバ、旅籠ニ繩ヲ長ク付テ下セト宣フナド、然レバ守ハ生テ物ニ留リテ御スル也ケリト知テ、旅籠ニ多ノ人ノ差繩共ヲ取リ集メテ結テ結繼デ、ソレ〳〵ト下シツ。

繩ノ尻モ无ク下シタル程ニ、繩留リテ不引ネバ、今ハ下着ニタルナメリト思テ有ルニ、底ニ今ハ引上ゲヨト云フ音聞ユレバ、其ハ引ケト有ナルハト云テ、絡上ルニ、極ク輕クテ上レバ、此ノ旅籠コソ輕ケレ、守ノ殿ノ乘リ給ヘラバ重クコソ可有ケレバト云ヘバ、亦或ル者ハ木ノ枝ナドヲ取リスガリ給ヒタレバ、輕キニコソ有メレナド云テ集テ引ク程ニ、旅籠ヲ引上タルヲ見レバ、平茸ノ限リ一旅籠入タリ。然レバ心モ不得デ互ニ顏共ヲ護テ、此ハ何ニト云フ程ニ、亦聞ケバ底ニ音有テ、然テ亦下セト叫ブナリ。此レヲ聞テ然バ亦下セト云テ旅籠ヲ下シツ。亦引ケト云フ音有レバ、音ニ隨テ引クニ、此ノ度ハ極ク重シ。數ノ人懸リテ絡上タルヲ見レバ、守旅籠ニ乘テ被絡上タリ。守片手ニハ繩ヲ捕ヘ給ヘリ。今片手ニハ平茸ヲ三總許持テ上給ヘリ。引上ツレバ懸橋ノ上ニ居ヱテ、郎等共喜合テ、抑モ此ハ何ゾノ平茸ニカ候ゾト問ヘバ、守答フル樣、落入ツル時ニ馬ハ疾ク底ニ落入ツルニ、我レハ送レテソメキ落行ツル程ニ、木ノ枝ノ滋ク指合タル上ニ不意ニ落懸リツレバ、其ノ木ノ枝ヲ捕ヘテ下ツルニ、下ニ大キナル木ノ枝ノ障ツレバ、其レヲ踏ヘテ大キナル膀ノ枝ニ取付テ、其レヲ抱カヘテ留リタリツルニ、其ノ木ニ平茸ノ多ク生タリツレバ、難見棄クテ先ヅ手ノ及ビ

ツル限リ取テ、旅籠ニ入レテ上ツル也。未ダ殘リヤ有ツラム、云ハム方ナク多カリツル物カナ、極キ損ヲ取ツル物カナ、極キ損ヲ取ツル心地コソスレト云ヘバ、郎等共現ニ御損ニ候ナド云テ、其ノ時ニゾ集テ散ト咲ヒニケリ。守僻事ナ不レ云ソ、汝等ヨ寶ノ山ニ入テ手ヲ空クシテ返タラム心地ゾスル。受領ハ倒ル所ニ土ヲ掬メトコソ云ヘト云ヘバ……【今昔物語卷廿八】

三善清行の封事

一 應レ消ニ水旱一求ニ豐穫一事
一 請レ禁ニ奢侈一事
一 請レ勅ニ諸國一隨ニ見口一數授ニ口分田一事
一 請レ加ニ給大學生徒食料一事
一 請レ減ニ五節妓員一事
一 請レ依ニ舊增置判事員一事
一 請レ平ニ均充ニ給百官季祿一事
一 請レ停ニ止依ニ諸國少吏竝百姓告言訴訟差遣朝使一事
一 請レ置ニ諸國勘籍人定數一事
一 請レ停ニ以贖勞人補任諸國檢非違使及弩師一事
一 請レ禁ニ諸國僧徒濫惡及宿衞舍人凶暴一事
一 重請レ修ニ復播磨國魚住泊一事

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上奏

菅原文時の封事

一 請レ禁ニ奢侈一事
一 請レ停ニ賣官一事
一 請レ不レ廢ニ失鴻臚館一懷ニ遠人一勵ニ文士一事

天曆十一年十二月二十七日　從五位上行右少辨臣菅原朝臣文時上

地方武士の勢力爭

諸國に勃興せる武士には皇族及び貴族の子孫少からざりしが、中にも桓武天皇の御子葛原親王の後裔たる平氏、清和天皇の御子貞純親王より出でたる源氏など最もあらはる。これらの武家は中央の貴族と同じく、いづれも自家の發展をはかりて互にその勢力を爭ふの

みならず、遂には同族の間に於て相鬩ぎてしば〳〵紛亂を生じ、中には朝憲を蔑視して朝廷に背反するものも出づるに至れり。然るに當時朝廷の軍備大いに弛みてこれを鎭むること能はず、僅かに武士の力によりてこれを平定せしを以て、武士の勢力はためにます〳〵加り、大いに朝野の囑望するところとなりぬ。まづ葛原親王の孫高望王臣籍に列して平氏を賜はり、上總の國司となりてより、子孫しだいに、東國に蔓延せしが、その孫將門同族と權を爭ひて伯父國香を殺し、紀元一千五百九十九年朱雀天皇の天慶二年、遂に下總に據りて反をはかれり。弟將平順逆の理を說きて徐に諫めたれども聽かず、ますます兇暴を極めたりしに、國香の子貞盛は下野の豪族藤原秀郷（江近田原莊の名にちなみて田原藤太といふ）と共に將門を攻めてこれを誅せり。これと同時に藤原多嗣の玄孫なる純友も嘗て伊豫の國司となり、任滿ちても歸京せず、數多の海賊を率ゐて海上を橫行し、暴威を瀨戸內海に振ひしか

將門純友の反

ば、源經基らをしてこれを平げしむ。時に天慶四年なり。

平將門書を藤原忠平に上る　於斯自製奏議、號將門名曰新皇。仍於公家且奏事、由狀云、

將門謹言、不蒙貴誨星霜多改、渴望之至造次何言、伏賜高察恩々幸々。然先年依源護等愁狀被召將門恐官符急然上道袒候之間、奉仰云、將門之事、既霑恩澤仍早返遣者、歸着舊堵已了。然後忘却兵事、後緩絃安居。而間前下總國介平良兼興數千兵襲攻將門、不能背走相防之間、爲良兼被致損奪琼人物之由、具注下總國之解文言上於官。爰朝家被下諸國合勢可追捕良兼等官符又了。而更給召將門等之使。然而依心不安、遂不上道、付官使英保純行具由言上又了。未蒙報裁爵包之際、今年之夏、同平貞盛奉召將門之官符到常陸國。仍國司頻牒送將門。件貞盛脫追捕蹐上道者也。公家頻捕糺其由、而還給得理之官符是尤被矯飾也。又右少弁源相職朝臣引仰、旨送書狀、詞云、依武藏介經基之告狀、定可推問將門之後、符已了者、待詔使、到來之比、常陸介藤原維幾朝臣息男爲憲偏假公威、只好寃枉。爰依將門、從兵藤原玄明之愁、將門爲聞其事、發向彼國。而爲憲與貞盛等同心、擧三千余之精兵、恣下兵庫器杖戎具并楯等、挑戰。於是將門勵士樂、起意氣、討伏爲

憲軍兵已了。于時領州之間、滅亡者不知其數幾許、況乎存命黎庶、盡爲將門虜獲也。介維幾不教息男爲憲、令及兵亂之由、伏辨過狀已了。將門雖非本意、討滅一國罪科不輕可及百縣。因之候朝議之間、且虜掠坂東諸國了。伏案昭穆將門、已柏原帝王（桓武天皇）五代之孫也。縱永領半國豈謂非運。昔振兵威取天下者、皆史書所見也。將門天之所與、既在武藝、思惟等輩誰比將門。而公家无褒賞之由、屢被下譴責之符者、省身多恥、面目何施。推而察之甚以幸也。抑將門少年之日、奉名簿於太政大殿（忠平）（藤原）數十年至于今矣。相國攝政之世、不意擧此事、歎念之至不可勝言。將門雖崩傾國之謀、何忘舊主貴閤且賜察之甚幸。以一貫萬。將門謹言。

天慶二年十二月十五日

謹々上、太政大殿、少將閤賀恩下

于時新皇舍弟將平等、竊擧新皇云、夫帝王之業、非可以智競、復非可以力爭。自昔至今經天緯地之君、纂業承基之王、此尤蒼天之所與也。何慥不權議、恐有物議於後代、努力々々。【將門記】

藤原純友の叛　天慶二年十二月廿九日

前伊豫掾藤原純友年來住彼國、集黨結群、行暴惡。去廿六日擬備前介藤原子高已了。與平將門合謀通心似行此事。【本朝世紀】

源氏の勢望

貞盛・秀郷・經基らは天慶の亂を鎭定せし功により、いづれも鎭守府將軍に任ぜられ、その子孫各勢力を得たり。中にも經基はもと貞純親王の子にして源氏を賜はり、武藏・上野など東國の國司に歷任して家を興し大いに武名を揚げたりしが、その子滿仲（攝津多田莊に居りしより多田滿仲といふ）孫頼光・頼信らは京都の攝關家に出入して、その爪牙となりてます〳〵家運を興しぬ。されば、後一條天皇の朝に高望王の曾孫平忠常の東國に據りて反するや、その勢熾にして容易に鎭定せざりしに、頼信一たび追討の命を奉ずるに及び、忠常とうてい敵すべからざるを悟り、倉皇出でて降りしを以ても、源氏の勢望の如何に高かりしかを見るべし。

前九年の役

ついで（第七十代）後冷泉天皇の御代に至り、陸奥の衣川以北奥六郡の地に據れる豪族安倍氏は勢の强大なるにまかせて貢賦を納めず、良

民を劫略して猖獗を極めたれば、頼信の子頼義は朝命を奉じて子義家と共にこれを伐ち、出羽の豪族清原氏の力を借り、遂に安倍氏を滅して大いに武功を樹てたり。（前九年の役）　なほこの戰の間にも、頼義は社寺の破却せるを修め、庶民をねぎらひて大いに慈愛を施し、義家は若年ながら力戰して八幡太郎（頼義の嫡男にて嘗て石清水八幡宮の社前にて元服せしを以て此の名あり）の驍名を轟かししうへに、あるひは軍馬に鞭うちて奥地に向ふ

頼義神に祈りて水を得

途すがらにも、花散る勿來の關に雅名を留め、あるひは死生の裡にありて敵と連歌を詠みかはししなど、さすがに悠々迫らざる古武士の面影を偲ばしむ。

源頼光の豪富　寛仁二年（後一條天皇　六月廿日辛亥）土御門殿、寢殿、以二一間一始レ自二南庇一至二北庇一之間也。簀子・高欄相加配二諸受領一不レ論二新舊一令レ營云々。未聞之事也。造作過差、萬倍往跡。又伊與守頼光、家中雜具、皆悉獻レ之。厨子・屏風・唐櫛笥、具・韓櫃、銀器、鋪設、管絃具、劍、其外、物不レ可二記盡一。厨子納二種々物一、辛櫃等納二夏冬御裝束一。件唐櫛笥等、具、皆有二二具一。又有二枕筥等一。屏風、二十帖、几帳、二十基云々。希有之希有事也。文集、雜興詩云、小人知レ所レ好、懷レ寶四方來、奸邪得レ籍手、從レ此幸門開。古賢遺言、仰以可レ信。當時太閤（藤原道長）○德如二帝王一、世之興亡、只在二我心一、與二吳王一其志相同。頼光所レ獻雜物、色目、人々寫書、宛如二除書一。彼日寫書注付而已。獻萬石數千疋了者、多有二其輩一、未レ聞如レ此事一、因二希有所一注付一也。【小右記】

源頼義等の苦戰　同年（後冷泉天皇天喜五年）十一月、將軍（源頼義）○率二兵千八百餘人一、欲レ討二貞任一。貞任等率二精兵四千餘人一、以二金一爲二行之河崎一、柵爲レ營拒二戰黃海一。于レ時風雪甚勵、道路

艱難、官軍無食、人馬共疲。賊類馳新羈之馬、敵疲足之軍。非唯客主之勢異、亦有募衆之力別、官軍大敗、死者數百人。將軍長男義家、驍勇絶倫、騎射如神、冐白刃突重圍、出賊左右、以大鏃箭頻射賊師、矢不空發、所中必斃。雷奔風馳、神武命世、夷人靡走、敢無當者。夷人立號曰八幡太郎。漢、飛將軍之號不可同年語矣。將軍從兵、或以散走、或以死傷。所殘纔有六騎、長男義家、修理少進藤原景通、大宅光任、清原貞廣、藤原範季、同則明等也。賊衆二百餘騎、張左右翼圍攻、飛矢如雨。將軍之馬中流矢、斃、景通得馬援之。義家馬亦中矢死、則明奪賊馬援之。如此之間殆亘得脫、而義家頻射殺魁帥、亦光任等數騎、殊死而戰、賊類爲行漸引退矣。【陸奥話記】

源義家の雅懷　衣河の館岸高く、川ありければ、楯をいたゞきて冑にかさね、筏をくみて責戰に、貞任等堪ずして、つゐに城のうしろよりのがれ落けるを、一男八幡太郎義家衣川に追たてせめふせて、きたなくもうしろを見するものかな、しばし引かへせ、物いはんといはれたりければ、貞任見かへりたりけるに、

衣のたてはほころびにけり

といへりけり。貞任くつばみをやすらへ、しころをふりむけて、

年をへし糸のみだれのくるしさに

と付たりけり。其時義家はげたる箭をさしはづして歸りにけり。さばかりのたゝかひの中に、やさしかりける事かな。【古今著聞集卷九】

厨川柵の陷落　同○後冷泉天皇康平五年九月十四日向厨川柵、十五日酉刻到着圍厨川、編戸二柵、相去七八町許也。結陣張翼、終夜守之。件柵西北大澤、二面阻河、河岸三丈有餘、壁立無途。其内築柵自固、柵上構樓櫓、鋭卒居之。河與柵間亦掘隍、隍底倒立刃、地上蒔鐵。亦遠者發弩射之、近者投石打之、適到柵下者建沸湯沃之、振利刃殺之。官軍到着時、樓上兵招官軍曰、戰者來焉。雜女數十人、登樓唱歌。將軍惡之、自十六日卯時攻戰、終日通夜、積弩亂發、矢石如雨。城中固守不被拔之、官軍死者數百人。十七日未時、將軍命士卒曰、各入村落壞運屋舍、塡之城隍、亦每人苅萱草、積之河岸。於是壞運苅積、須臾如山。將軍下馬遙拜皇城、誓言、昔漢德未衰、飛泉忽應校尉之節、今天威惟新、大風可助老臣之忠、伏乞八幡三所、出風吹火、燒彼柵。則自把火稱神火投之。是時、有鳩翔軍陣上、將軍再拜、暴風忽起、煙焰如飛。先是官軍所射之矢、立柵面樓頭、猶如蓑毛。飛焰隨風、着矢羽、樓櫓屋舍、一時火起、城中男女數千人、同音悲泣、賊徒潰亂、或投身於碧潭、或刎首於白刃。官軍渡水攻戰。

是時賊中敢死者數百人、被甲振刀、突圍而出、必死莫生心、官軍多傷死者。武則告軍士曰、開圍可出賊衆。軍士開圍、賊徒忽有赴外心、不戰而走、官軍橫擊悉殺之。【陸奥話記】

頼義の慈愛　將軍（源頼義）還營、且饗士卒、且整兵甲、親廻軍中、療疵傷者。戰士感激、皆言、身爲恩使、命依義輕、今爲將軍、雖死不恨。彼燒鬚吮癰、何得加之。【陸奥話記】

頼義私財を以て年貢に代ふ

正四位下行伊豫守源朝臣頼義誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩依征夷功被下重任宣旨興復任國勘料公事狀

……夷狄之居、已爲公地、叛逆之輩、皆爲王民。依其功績、去康平六年被任伊豫守矣。明聖之恩、尤足欽仰。頼義其年爲平餘類、逗留奥州、去年二月、適以入華須割虎符、早赴豫州、而征戰之間有軍功之者十餘人、可被抽賞之由、雖經言上、未有裁許、仍相待綸旨、難赴任國、況去年九月被賜任符、下向遲引、自然如是。然間四年之任、二稔空過、彼國官物不能徵納、然而封家納官、其責如雲、仍以私物、且勤進濟。【本朝續文粹卷六】

義家の名吟　みちの國にまかりける時、なこその關にて花のちりければよめる

源　義家朝臣

吹く風をなこそのせきとおもへども、道もせに散るやま櫻かな。【千載和歌集卷一】

後三年の役

清原氏は陸奥の騒亂に勳功を樹て、新に奥六郡の地を領して、安倍氏に代りて勢力を奥羽地方に張れり。然るにその後清原氏一族の間に紛爭起りて、その地再び亂れたりし折、たまたま源義家陸奥守として任に赴き、秀郷の後裔たる藤原清衡らと共に討

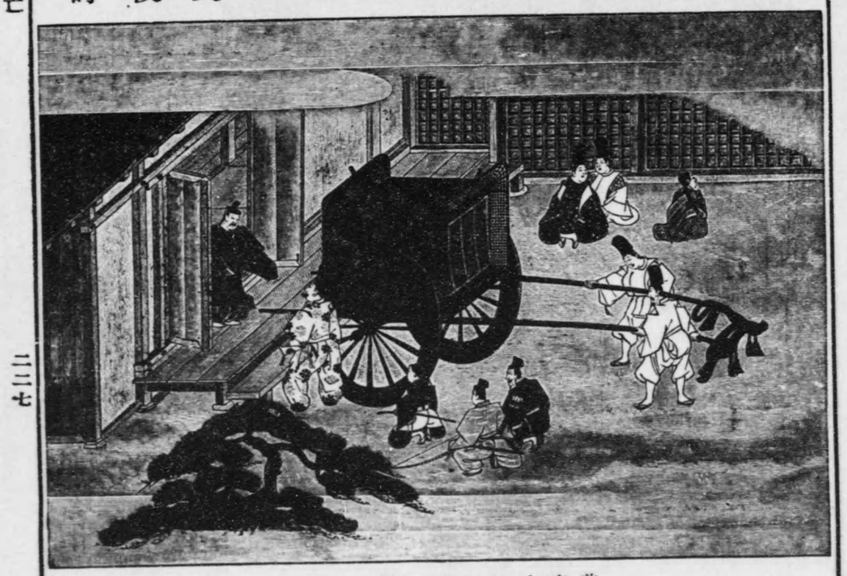

義家大江匡房に贈を通ず

奥羽要地

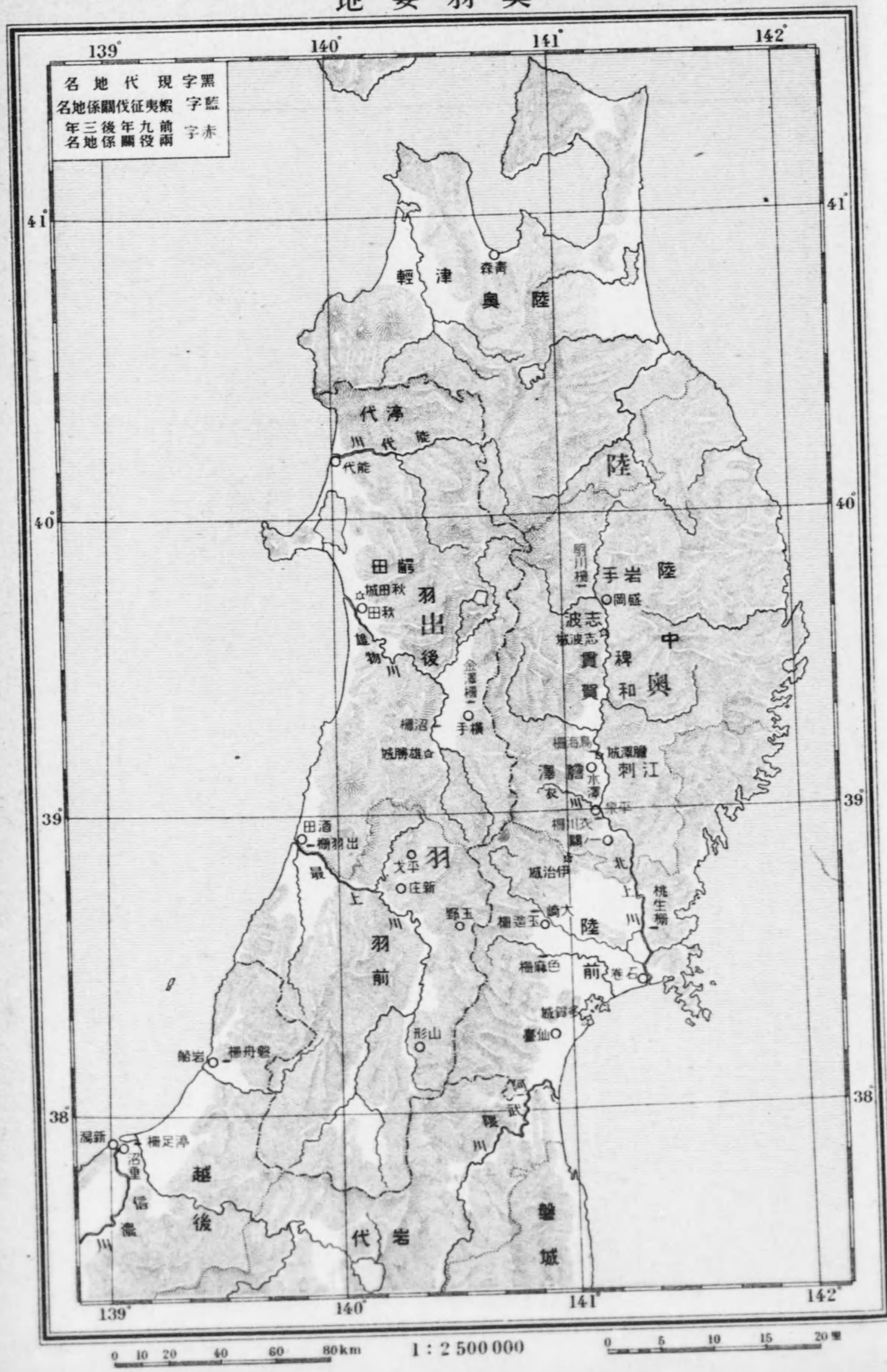

ちてこれを鎮定せり。(後三年の役)

義家部下の戰功を賞す

時に堀河天皇の御代にして、これより清衡また清原氏に代り、館を平泉に構へて東北地方に雄視するに至れり。この役義家が一たび敵城金澤柵を攻むるに當りて、鎌倉權五郎景正は剛膽無雙の譽を揚げ、義家の弟新羅三郎義光(頼義の三男にて新羅明神の社前に於て元服す)は遙かに京都より下向し、兄を援けて大いに敵を破れり。されど城堅くして容易に抜けず、義家殊兵を率ゐて三たびこれを圍むや、飛雁俄に列を亂せるを見て、嘗て節を屈して大江

匡房に學びたる兵書の知識を活用して、やうやく危難を免れ、または毎に剛臆の座を定めて士氣を勵まし、遂にこれを陥れたり。義家は陣中ねんごろに部下の將士をいたはりしうへに、朝廷この役を私鬪として恩賞を下さざるに際し、義家私財を抛ちて部下をねぎらひたりしかば、東國の武士はいよ〳〵その恩威に服し、心を傾けてこれに臣從するに至りぬ。

鎌倉權五郎景正の剛勇　相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、先祖より聞え高きつはものなり。年纔に十六歳にして、大軍の前にありて命をすてゝたゝかふ間に、征矢にて右の目を射させつ。首を射貫きて兜の鉢付の板に射付られぬ。矢をたりかけて、當の矢を射て敵を射とりつ。さてのち退き歸りて、兜をぬぎて景正手負たりとて、のけざまにふしぬ。同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり。これも聞え高き者なり、つらぬきをはきながら景正が顔をふまへて矢をぬかんとす。景正ふしながら刀をぬきて、爲次がくさずりをとらへてあげさまにつかんとす。爲次驚きて、こはいかに、など

かくはするぞといふ。景正がいふやう、弓箭に中りて死するはつはものゝのぞむところなり。いかでか生ながら足にてつらをふまるゝ事あらん、しかじ汝をかたきとして、われ爰に死なんといふ。爲次舌をまきていふ事なし。膝をかゞめ顏ををさへて矢をぬきつ。多くの人是を見聞、景正が功名いよ〳〵ならびなし。【奥州後三年記上卷】

源義光の來援　將軍の舍弟左兵衞尉義光、思はざるに陣に來れり。將軍にむかひて曰く、ほのかに戰のよしを承りて院○白河上皇に暇を申侍りて曰く、義家夷にせめられてあぶなく侍るよし承る。身の暇を給ふて、まかりくだりて死生を見候はんと申上るを、暇給はらざりしかば、兵衞尉を辭し申、まかりくだりてなん侍るといふ。義家是をきゝてよろこびの涙ををさへて曰く、今日の足下の來り給へるは、故入道○父頼義の生かへりておはしたるとこそおぼえ侍れ。君已に副將軍となり給はゞ、武衡・家衡が首をえん事掌にありといふ。【奥州後三年記上卷】

義家敵の伏兵を殲す　同朝臣○源義家十二年の合戰の後、宇治殿○藤原頼通へ參りて戰の間の物語申けるを、匡房卿よく〳〵聞て、器量はかしこき武者なれ共、猶軍の道をばしらぬと獨ごとにいはれけるを、義家の郎等きゝて、けやけき事をの給ふ人かなとおもひたりけり。さる程に江帥出られけるに、やがて義家も出けるに、郎等かゝる事をこその給ひつれと語りければ、さだめて樣あらんといひて、車にのられける所へすゝみよりて會尺せられけり。やがて弟子に成て、それよりつねにまうでゝ學問せられけり。其後永保の合戰の時、金澤の城をせめけるに、一行の鴈飛きりて苅田の面におりんとしけるが、俄におどろきてつらをみだりて飛び歸りけるを、將軍あやしくみてくつばみをおさへて、先年江帥の教へ給へる事あり、夫軍野に伏す時は飛鴈つらをやぶる、此野にかならず敵ふしたるべし、からめ手をまはすべきよし下知せらるれば、手をわかちて三方をまく時、あんのごとく三百餘騎をかくしおきたりけり。兩陣みだれあひて戰ふ事かぎりなし。されどもかねてさとりぬる事なれば、將軍の軍勝に乘て、武衡等が軍やぶれにけり。江帥の一言なからましかば、あぶなからましとぞいはれける。【古今著聞集卷九】

剛臆の座を定む　將軍つはものどもの心を勵まさんとて、日ごとに剛臆の座をなんさだめける。日にとりて剛に見ゆる者どもを一座にすへ、臆病にみゆる

者を一座にすへけり。をの〳〵臆病の座につかじと勵み戰ふと雖も、日ごとに剛の座につく者はかたかりけり、腰瀧口、季方なん一度も臆の座につかざりけり。かたへもこれをほめかんせずといふ事なし。季方は義光が郎等なり。將軍の郎等どもの中に、名をえたる兵どもの中に、今度殊に臆病なりときこゆるものすべて五人ありけり。これを略頌につくりけり。鏑の音きかじと耳をふさぐ剛のもの紀七・高七・宮藤王・腰瀧口、末四郎といふは末割四郎惟弘が事なり。【奥州後三年記上卷】

義家の仁心　大將軍陸奥守○源義家の武德威勢上代にも又稀なり。所謂雪の中に人をあたゝむる仁心は陽和の氣膚に含み、雲の外に雁を知る智略は天性の才胷に蓄ふ。或は士卒剛臆の座、謀をもて人をはげまし、或は凶徒沒落の期、掌をさしてこれをしめす。【奥州後三年記序】

義家功臣を賞す　縣小次郎次任といふものあり、當國に名を得たるつはものなり、城中の者のにげさらむとする道をしりて、遠くのきて道をかためたり。戰の場をにげてのがるゝもの、皆次任にえられぬ。其中に家衡あやしのげすのまねをしてにげんとて出來たるを、次任これを見て打ころしつ。その首をきりて將軍の前に持來れり。將軍これを見て喜びの心骨に徹る。自くれなゐのきぬをとりて次任にかづく。又上馬一疋に鞍おきてひく。【奥州後三年記下卷】

朝廷官符を給はらず　將軍國解を奉て申やう、武衡・家衡が謀反すでに貞任・宗任に過たり。わたくしの力をもつてたま〳〵うちたいらぐる事を得たり。早く追討の官符を給はりて、首を京へたてまつらんと申す。然れどもわたくしの敵たるよし聞ゆ、官符を給はらば勸賞をこなはるべし、仍て官符なるべからざるよし定まりぬと聞て、首を道に捨て、むなしく京へのぼりにけり。【奥州後三年記下卷】

かくの如く地方に於て頗る聲望を高めたる武士の遂に院中に用ひらるゝに及びて、やうやく勢力を朝堂を布くに至りぬ。殊に義家の武威は四海を壓し、白河法皇に用ひられて、その警護に任じたりしが、義家の後は將才あるもの少く、源氏はやゝ振はざりし間に、平氏俄に興りて、これを凌ぐに至れり。平氏は貞盛天慶の亂に功を樹てて大いにあらはれ、その子孫伊勢にありて世に伊勢平氏と稱せしが、この

平氏の勃興

流より出でて剛勇の聞え高き忠盛は、父祖に引きつゞきて西國の國守に歴任し、遂に白河・鳥羽兩法皇の院中に用ひられ、再度瀬戸内海の海賊を平げて功ありしかば、源氏の東國を根據とせるに對し、平氏はいよ〳〵西國に勢力を得たり。なほ忠盛は南都・北嶺の僧兵を追捕し、また鳥羽法皇の得長壽院の造營にあづかりて功績頗る多く、特に抜んでられて刑部卿を拜し、昇殿をも聽されたり。當時朝廷の綱紀弛みて、刑法も行はれぬ勝なるに、武士は信賞必罰を以て嚴に部下を取締りたれば、政府の威令はおひ〳〵に輕くなり行くに反し、武士の實力ます〳〵世に重んぜらるゝに至りぬ。

武家の嚴刑　白川法皇殺生禁斷之時、加藤大夫成家、不拘嚴制鷹ヲ仕之由聞召テ、仰使ノ廳被召之間、早速參洛、即參上御所門前自身鷹ヲ居タリ。下人二人同之。被召仰云、殺生禁斷事宣下之後、及數年畢、而何樣存テ尚鷹ヲバ仕ケルゾ、已非朝敵哉、早可辨申子細云々。成家申云、其事候、ヤドリニモ鷹ハ今二三候也。然而下人候ハデ不能相具。成家ハ刑部卿殿（平忠盛）相傳之家人候。而女御殿供御料ニ毎日鮮鳥ヲ被充召候テ、若闕怠者可處重科云々。源氏・平氏之習、重科ト申ハ被切頭候也。獵ノ道ハ獲日モ候、不獲日モ候。決定可及刎頸候ヘバ、無甲斐命惜候之故、勅勘ハ縱雖禁獄流罪命ニハ依不可及、乍悅所馳參也云々。以此旨奏聞之處、仰云、サル白物ヲバ可追放云々。【古事談第一】

藤原氏の權力爭

武士の京都に權勢を進むるにつれ、さなきだに攝關の實權はいよいよ衰へたりしも、なほその名爵の貴きのみならず、この職に就くものは氏長者として同族を支配し、殊に殿下渡領とて、攝關の繼承すべき富裕なる莊園・什寶を獲得するを以て、その地位の競爭は常に絶ゆべくもあらず。されば、左大臣藤原頼長は博學多才にして父忠實の寵を得、その兄關白忠通と善からず、遂に崇德上皇に親近し、その御子重仁親王を立てたてまつりて、おのれ攝政となり、兄に代りて權力を占めんとし、紀元一千八百十六年保元元年上皇に勸めたてまつりて、源爲義・爲朝らの諸勇士を招きて白河殿に據りて兵を擧げたり。こゝ

保元の亂

に於て忠通は第七十七代後白河天皇を高松殿に奉じ、源義朝・平清盛らを召して守らしむ。爲朝勇敢にしてよく射る、すなはち獻策して敵の備なきに乘じ夜襲の利を說きしも斥けられ、かへつて義朝らの夜襲を受け、白河殿は燒かれて全く敗北せり。よりて上皇は讃岐に遷されたまひ、賴長は流矢に中りて死し、源氏の諸將多く捕斬せらる。(保元の亂)　この變もと藤原氏が攝關の地位を競望して、兄弟墻に鬩ぎしに起り、遂には累を皇室に及したてまつり、源平の武士またその渦中に投ぜられたるものにて、父子・兄弟・叔姪相分れて互に殺傷し、倫常を破却し、名分を蔑如して、實に空前の亡狀を極めたりき。

(後白河天皇御弟)　(崇德上皇御兄)　(藤原忠通(兄)　(藤原賴長(弟)　(源義朝(子)　(源爲義(父)　(源義朝(兄)　(源爲朝(弟)　(平清盛(姪)　(平忠正(叔父)

藤原賴長と忠通　コノ賴長ノ公、日本第一大學生、和漢ノ才ニトミテ、ハラアシク、コロヅニキハドキ人ナリケルガ、テヽノ殿(藤原忠實)ニサイアイ也ケリ。一日攝錄內覽ヲエバヤ〳〵トアマリニ申サレケルヲ、一日エサセバヤトヲボシテ、子ノ法性寺殿(藤原忠通)ニサモアリナンヤ、後ニハ汝ガ子孫ニコソカヘサンズレト、タビ〳〵ネシゴロニ申サレケルヲ、法性寺殿ノトモカクモソノ御返事ヲ申サレザリケレバ、後ニハヤスカラズヲボシテ、鳥羽院ニコノ由ヲ申テ、叶ヘカナハズバ、次ノ事ニテ存候ハンヤウカヘリゴトノ聞度候、上ヨリ仰タビテ申狀ヲキカセラレ候ヘト申サレケレバ、コノ由仰ラレタリケル御カヘリゴトニ、存候ムネハトテ、手ノキハ賴長ガ御心バエハシカ〳〵ト候也、カレ君ノ御ウシロミニナリ候テハ、天下ノ損ジ候ヌベシ、コノヤウヲ申候ハバイヨ〳〵腹立シ候ハバ不孝ニモ候ベシ、父ノ申候ヘバトテ承諾シ候ハバ世ノ爲不忠ニナリ候ヌベシ、仰天シテ候ナド申サレタリケルヲツカハサレタリケレバ、カクモ返事ハアリケルハ、ナドワガ云ニハ返コダニナキトテ、彌フカク思ツヽ、藤氏長者ハ君ノシロシメサヌ事ナリトテ、久安六年九月廿五日ニ藤氏長者ヲトリ返シテ、東三條ニヲハシマシテ、左府ニ朱器臺盤ワタサレニケリ。サテ院ヲトカクスカシマイラセラレケルホドニ、ミソカニ上卿ナドモヨヲシテ、久安七年正月ニ、內覽ハナラビタル例モアレバトテ、內覽ノ宣旨バカリクダサレニケリ。アサマシキコトカナト、一天ノアヤシミニナリヌ。【愚管抄卷四】

崇德上皇の御不快　天治元年甲辰法皇（鳥羽法皇）御位ヲ第一ノ宮（待賢門院御腹）崇德院ニ讓リ奉セ給フ。其後十九年ヲ經テ、康治元年ニ法皇ノ第八ノ皇子、美福門院ノ御腹近衞院、法皇ノ御愛子タルニ依テ、崇德院（上皇ト申）退進セサセ給テ、御位ニ付ケ奉ラレ給ケリ。是ニ依テ法皇ト上皇ノ御中御不快ニナラセ玉ケリ。爾ル處ニ近衞院久壽二年ニ俄ニ崩御成リヌ。今度ハ崇德院ノ一ノ宮重仁親王嫡孫トシテ御位ニ即セ給ハンズラント思食ス處ニ、引違テ法皇第四宮（上皇御一腹）後白川院ヲ付奉セ給ケリ。爰ニ法皇保元々年秋七月崩御成セ給フ。即、上皇世ヲ亂サセ給フ。【保曆間記】

源爲朝謀を申す　左府（藤原頼長）○即合戰ノ趣計ヒ申セト宣ヒケレバ、畏テ爲朝久シク鎭西ニ居住仕テ、九國ノ者共從ヘ候ニ附テ、大小ノ合戰數ヲ知ズ、中ニモ折角ノ合戰二十餘箇度也、或敵ニ圍マレテ强陣ヲ破リ、或城ヲ攻テ敵ヲ亡スニモ、皆利ヲ得ル事夜討ニシク事侍ラズ、然レバ只今高松殿ニ押寄、三方ニ火ヲ懸、一方ニテ支候ハンニ、火ヲ遁レン者ハ矢ヲ免ルベカラズ、矢ヲ恐レン者ハ火ヲ遁ルベカラズ、主上ノ御方心ニクヽモ候ハズ、但兄ニテ候義朝ナドコソ懸出ヌラメソレモ眞中差テ射通シ候ナン、增テ清盛ナドガヘロ〳〵矢何程ノ事カ候ベキ、鎧ノ袖ニテ拂、蹴散シテ捨ナン、行幸他所ヘナラバ、御免サレヲ蒙テ、御供ノ者少々射ンズル程ナラバ、定テ駕輿丁モ御輿ヲ捨テ逃去候ハンズラン、其時爲朝參向ヒ、行幸ヲ此御所ヘ成シ奉リ、君ヲ御位ニ即ケ進ラセン事、掌ヲ返ス如クニ候ベシ。主上ヲ迎ヘ進ラセン事、爲朝矢二三放サンズル許ニテ、イマダ天ノ明ザラン前ニ勝負ヲ決セン條何ノ疑カ候ベキト、憚所モナク申タリ。【保元物語卷一】

源平兩氏の勢力爭

源氏は保元の亂のために多く一族の勇士を失ひしより、義朝はその羽翼を失ひて殆ど孤立の姿となり、これに反して清盛は戰功によりて特に重賞を蒙りしうへに、機敏にも當時の權臣藤原通憲（信西）と結びて、勢望遙かに義朝の右に出でしを以て義朝常に心平かならず。通憲は博學宏才にして政務に熟達し、朝堂に頗る勢力を振ひ、たまたま藤原信頼の近衞大將たらんとする望を妨げたれば、信頼大いにこれを憤りて、さてこそ義朝と結托して通憲・清盛らを除かんと謀りしなれ。こゝに於て紀元一千八百十九年（第七十八代）二條天皇の平治元年、清盛・重盛父子の熊野に詣でたるを機とし、義朝・信頼俄に兵を擧げて大

平治の亂

内裏に據り、おそれ多くも後白河上皇を天皇と共に幽閉したてまつり、且、通憲を殺せり。清盛ら途にこの變を聞き、直ちに歸りてひそかに天皇をおのが六波羅の第に迎へたてまつり、更に重盛らを遣はして義朝を攻めしむ。義朝はその子義平らと奮戰大いに努めしも、程なく敗れて信頼らと相ついで誅せられ、義朝の子頼朝は伊豆に流されたり。(平治の亂)ここに於て源氏全く衰へて平氏獨り全盛を極め、遂に政權は公家の

信西の首を梟す

手を離れて、今や實力ある武士の手に移るに至りぬ。

藤原通憲と義朝・清盛　大方信西(藤原通憲)ガ子ドモハ法師ドモヽ數シラズ多カルモ、皆ホド〳〵ニヨキ者ニテ有ケル程ニ、此信西ヲ信頼ソネム心イデキテ、義朝・清盛、源氏・平氏ニテ候ケルヲ、各此亂(保元の亂)ノ後ニ世ヲトラント思ヘリケル義朝ト一ツ心ニナリテ、ハタト謀反ヲオコシテ、ソレモ義朝信西ソコニ意趣コモリニケル也。信西ハ時ニトリテサウナキ者ナレバ、義朝・清盛トテナラビタルニ、信西ガ子ニ是憲トテ信乃入道トテ、西

山吉峯ノ往生院ニテ、最後十念成就シテ決定往生シタリト世ニ云聖ノアリシガ、男ニテサカリノ折フシニシアリシヲ、サヽヘテ、聟ニトラント義朝ガ云ケルヲ、我子ハ學生也、汝ガ聟ニアタハズト云アラキヤウナル返事ヲシテ、キカザリケル程ニ、ヤガテ程ナク當時ノ妻ノキノ二位ガ腹ナルシゲノリヲ清盛ガ聟ニナシテケル也。【愚管抄卷五】

二條天皇の六波羅行幸　主上二條院ノ外舅ニテ大納言經宗、コトニ鳥羽院モツケマイラセラレタリケル惟方撿非違使別當ニテアリケル。コノ二人主上ニハツキマイラセテ、信賴同心ノ由ニテアリケルモ、ソヽヤキツヾヤキツヽ、清盛朝臣コトナクイリテ六波羅ノ家ニ有ケルト、トカク議定シテ、六波羅ヘ行幸ヲナサント議シカタメタリケリ。ソノ使ハ近衞院東宮ノ時ノ學士ニテ知通ト云博士アリケルガ子ニ尹明トテ、内ノ非藏人有ケリ。惟方ハ知通ガムコナリケレバ、一ニテ有ケル、コノ尹明サカシキ者ナリケルヲ、使ニハシテ云カハシテ、尹明ハソノ比ハ勅勘ニテ内裏ヘモエマイラヌ程ナリケレバ中〳〵人モシラデヨカリケレバ、十二月廿五日乙亥丑ノ時ニ六波羅ヘ行幸ヲナシテケリ。ソノヤウハ、清盛尹明ニコマカニヲシヘケリ、晝ヨリ女房ノ出ンズル料ノ車トヲボシクテ、牛飼バカリニテ、下簾ノ車ヲ參ラセテヲキ候ハン、サテ夜サシフケ候ハン程ニ、二條大宮ノ邊ニ燒亡ヲイダシ候ハヾ、武士ドモハ何事ゾトテ、ソノ所ヘ皆マウデ來候ナンズラン、ソノ時ソノ御車ニテ行幸ノナリ候ベキゾト約束シテケリ。……内ノ御方ニハコノ尹明候ナレタル者ニテ、ムシロヲ二枚マウケテ、莚道ニ、南殿ノ廻廊ニ敷テ、一枚ヲ歩マセ給フ程ニ、今一枚ヲシキ〳〵シテ、内侍ニハ伊與内侍、少輔内侍二人ゾ心得タリケル。是等先シルシノ御筥・寶釵トヲバ御車ニイレテケリ。支度ノ如クニテ燒亡ノ間サリゲナシニテ、ヤリ出シテケリ。【愚管抄卷五】

平重盛と源義平との戰　左衞門佐重盛ハ生年二十三、今日ノ軍ノ大將ナレバ、赤地錦直垂ニ櫨匂（ハジニホヒ）ノ鎧、蝶ノ裾金物打タルニ、龍頭ノ兜ノ緒ヲシメテ、小烏ト云太刀ヲ帶、切符ノ矢負、重籐ノ弓持テ、黃鵠毛（キツガ）ナル馬ニ柳櫻摺タル貝鞍置セテ乘給ヘリ。重盛宣ケルハ、年號ハ平治也、花洛ハ平安城也、我等ハ平氏ナレバ、三事相應セリ、敵ヲ平ゲン事何ノ疑カ有ベキ、誰カ爰ニ樊噲・張良ガ勇ヲナサヾランテ、三千餘騎ヲ三手ニ分テ、近衞・中御門・大炊御門・大宮面ヘ打出テ、陽明・待賢・郁芳門ヘ押寄タリ。……左衞門佐重盛五百餘騎ヲバ大宮面ニ殘シ置キ、五百騎ニテ

押寄テ呼ハリ給ヒケルハ、此門○待賢門ノ大將軍ハ信頼卿ト見ルハ僻目カ、角申ハ桓武天皇苗裔、太宰大貳清盛嫡子、左衞門佐重盛、生年二十三ト名乘懸ケレバ、信頼返事ニモ及バズ、ソレ防ゲ侍共トテ引退ク。大將ノ引給フ間、防グ侍一人モナシ、我先ニト逃ケレバ、重盛彌勇テ大庭ノ椋木ノ下迄攻附タリ。義朝是ヲ見テ、惡源太ハナキカ、信頼ト云大臆病人ガ待賢門ヲ早破ラレツルゾヤ、アノ敵追出セト宣ケレバ、承候トテ懸ラレケリ。續ク兵ニハ鎌田兵衞・後藤兵衞・佐々木源三・波多野次郎・三浦荒次郎・須藤刑部・長井齋藤別當・岡部六彌太・猪俣小平六・熊谷次郎・平山武者所・金子十郎・足立右馬允・上總介八郎・關次郎・片桐小八郎大夫、已上十七騎轡ヲ雙ベテ馳向、大音聲ヲ揚テ、此手ノ大將ハ誰人ゾ名乘レ聞ン、角申ハ清和天皇九代後胤、左馬頭義朝嫡子、鎌倉惡源太義平ト申者也、生年十五歳、武藏大藏ノ軍ノ大將トシテ、伯父帶刀先生義賢ヲ討シヨリ以來、度々ノ合戰ニ一度モ不覺ノ名ヲトラズ、年積テ十九歳、見參セントテ、五百騎ノ眞中ヘ破テ入、西ヨリ東ヘ追マクリ、北ヨリ南ヘ追廻シ、縱横横十文字ニ敵ヲ颯ト蹴散シテ、半武者ドモニ目ナ懸ゾ、大將軍ヲ組デウテ、櫨匂ノ鎧ニ蝶ノ裾金物打テ黄鶴毛ノ馬ニ乘タルコソ重盛ヨ、押雙ベテ組デ落、手捕ニセヨト下知スレバ、大將ヲクマセジト防グ平家ノ侍ドモ、與三左衞門・新藤左衞門ヲ始トシテ、百騎許ガ中ニゾ隔リケル。惡源太ヲ始トシテ十七騎ノ兵ドモ、大將軍ニ目ヲ懸テ、大庭ノ椋木ヲ中ニ立テ、左近ノ櫻、右近ノ橘ヲ七八度迄追廻シテ、組ンクマントゾ揉タリケル。【平治物語卷二】

平氏の全盛

清盛は平治の戰功により、一朝從三位に叙せられて、はじめて武士の公卿に列するの例を開き、その後の榮達殊に速かにして、未だ十年を經ざるに既に從一位太政大臣に陞りて人臣の榮を極めたり。清盛またその女德子(建禮門院)を第八十代高倉天皇の中宮にすゝめ、その御腹なる第八十一代安德天皇を立てたてまつりて朝廷の外戚となり、なほ攝政家藤原基實と婚を通じてます〳〵權勢を得たれば、その一門頗る繁榮して子弟一族いづれも顯要の地位を占むるに至りぬ。かくて一族の公卿たるもの十數人、殿上人は三十餘人の多きに及び、その所領も三十餘國、莊園五百餘箇所を數へて富裕他に竝ぶものなく、さきの

藤原氏の榮華を繰返して、遂に平氏にあらざるものは、これを人非人と呼ぶことさへありき。

平氏一門の榮華　清盛我身ノ榮花ヲ極ムルノミニ非ズ、子孫ノ繁昌ハ龍ノ雲ニ昇ルヨリモ速也。男ハ各官職ニ誇リ、女子ハ取取ニ幸シケリ。長男重盛内大臣左大將、二男宗盛中納言ノ右大將、三男知盛三位中將、嫡孫維盛四位少將、家門ノ繁昌子孫ノ榮花類モナク例モナシ。凡一門ノ卿相雲客、諸國ノ受領衛府諸司總ジテ六十餘人也。百官既ニ半ニ過タリ、世ニハ又人ナシト見エタリ。【源平盛衰記卷一】

抑日本秋津島ハ僅ニ六十六箇國、平家知行ノ國三十餘箇國、既ニ半國ニ及ベリ。其上莊園五百箇處、田畠ハイクラト云數ヲ知ズ、綺羅充滿シテ堂上花ノゴトク、軒騎羣集シテ門前市ヲナス。【源平盛衰記卷二】

六波羅殿ノ御一家ノ公達ト云テケレバ、花族モ英才モ面ヲ向ヘ肩ヲ竝ル人ナカリケリ。太政入道ノ小舅ニ平大納言時忠卿ノ常ノ言ニ、此一門ニアラヌ者ハ男モ女モ尼法師モ人非人トゾ申サレケル。斯リケレバ、如何ナル人モ相構テ其一門其ユカリニムスボホレントシケル。【源平盛衰記卷一】

平氏と文化事業

かくの如く平家の顯榮は全く藤原氏の轍をふみたることとて、その生活も卿相を學びて歌舞・音曲を弄び、ひたすら奢侈に耽りたれば、平家の一族子弟は、いつしか武勇の業を忘れて優柔なる公達となり終りぬ。さればその多くは既に武士の特性を失ひしとはいへ、當時の文化に盡したるの功に至りてはまた沒すべくもあらず。清盛は平素意を文學にも注ぎ、宋代の新著太平御覽を祕藏して、これを朝廷に進獻し、また嘗て安藝守たりし時よりその地の嚴島神社を崇敬し、新に社殿を修造せしが、優雅なる殿廊海面に浮びて美景いふべからず。清盛らしばゝ浪路遙かにこゝに詣で、その途にあたれる音戸瀨戸を修理して航運に便し、また數多の珍什財寶を社殿に奉納せり。中にもその一門子女の筆に成れる納經は、書畫の遒美なる、裝釘の優麗と相まちて當代の傑出せる藝術を永く後

世に傳へぬ。なほ清盛は攝津の要港兵庫に經島を築きて停船に多大の便益を與へ、その地福原には、はやくより別墅を營みてたびたびこゝに遊び、時々至尊の御幸を請ひたてまつれり。嘗て後白河法皇の臨幸を仰ぎてひそかに宋使を引見し、時には宋國の商船と兵庫に於て貿易を行ひたりき。

清盛太平御覽を朝廷に獻ず

治承三年〇高倉天皇　二月十三日

嚴島神社奉納の平氏の寫經と卷軸

辛丑、天陰、算博士行衡來云、入道大相國六波羅可被獻唐書於內云々。其名太平御覽云、二百六十帖也。入道書留之、可被獻摺本於內裏云々。此書未被渡本朝也。

【山槐記】

清盛兵庫に經島を築く　太政官符　太宰府

應下知管內諸國雜物運上船楫取水手下向時人別三ケ日勤仕攝津國大輪田泊石掠造築役事

右得入道前太政大臣家今日解狀�segment偽謹考案內輪田崎者上下諸人經過無絶公私諸船往還有數。而東南之大風常扇朝暮之逆浪難凌是則無泊之所致也。爰近年占攝州平野之勝地爲遁世退老之幽居依其境之相近聞此崎之爲要。方今仕數代之聖主飽殊私之朝恩遂登相國之官更入菩提之道寤寐所思者四海之靜謐造次所求者萬國之歡欣。是以一爲救諸國之歎一爲除諸人之怖殊勵私力雖築新嶋波勢常嶮石掠不全自非假國々之功力者爭得致連々之營築乎。伏尋舊記粗訪故事延喜聖代下綸旨仰山陽南海之兩道修輪田船瀨之舊泊。聖代之政尤足因准。然則下知畿內河內和泉攝津并山陽南海兩道諸國不分庄公不論權勢令致不日之勤欲禦逆風之難。其人夫者田一町別畠二町別各宛一人可被雇召、

於其時節者、各可依申請。但播磨造小安殿、備前造大極殿、已以營大功、不可准他國、宜除公田支配庄園。至于東西海兩道、國々者、當國大小雜物運上之時、其船梶取、水手下向之次、慥任先例、役經三日。望請官裁、被下宣旨於件國々、任延喜例、被修築彼石掠者、海行波路之怖畏不聞、官物私財之損失永絶者、右大臣宣、奉勅依請者、府宜承知依宣行之、符到奉行。

正五位上行左少辨藤原朝臣　修理左宮判官正五位下左大史小槻宿禰

治承四年二月廿日【山槐記治承四年三月五日條】

清盛の專恣と重盛の切諫

平氏の勢日に盛なるに隨ひ、清盛專恣の行もやうやく多かりしかば、後白河法皇はこれを抑へんとしたまひしも、御意にまかせず。法皇の近臣藤原成親らこれを憤り、僧西光・俊寛らとしば〳〵俊寛の鹿谷の山莊に會して平氏を滅さんことを謀りしが、謀洩れ、西光まづ捕へられて斬らる。清盛は激怒のあまり、成親の黨與を悉く捕斬せんとせしに、清盛の子重盛これを諫め、諄々として積善の家餘慶あるの理を說きて、私怨を以てみだりに朝臣を殺すの非なるを述べしかば、清盛これに動かされて成親を備前、俊寛らを鬼界島に流し、辛うじて事をさまりぬ。

平重盛

然るに清盛は法皇もこの謀にあづかりたまひしと怨みたてまつり、遂に法皇を幽したてまつらんとせしに、重盛再びこれを切諫し、聲涙共に下りて君臣の大義を說き、情理を盡して父の不忠をとゞめしより、さすがの清盛もその至誠に動かされて一旦その暴擧を思ひとゞまれり。重盛天性忠謹にして至孝、事每に父の驕傲を諫めて名分をあやまらしめず、また子弟を戒めて朝廷を尊崇し

たてまつらしめたれば、中外深く望を屬したりき。

平重盛の諫言　小松内府（平重盛）入道ノ許ニ參申給ケルハ、大納言（藤原成親）ヲ失レン事ハ能々御思案有ベキ事也。六條修理大夫顯季卿、白河院ニ召仕テヨリ以來、家久ク成テ、位正二位官大納言マデ歴上リ、君ノ御最惜モ淺カラザル仁ヲ、忽ニ頸ヲ刎ラレン事如何侍ルベキ、唯都ノ外ヘ出サレン事足ヌベシ。角ハ聞召共、若僻事ナラバ彌不便ノ事ニ侍ルベシ。北野天神（菅原道眞）ハ時平大臣ノ讒奏ニ因テ西海ノ浪ニ流サレ、西宮大臣（源高明）ハ多田新發意（源滿仲）ガ奸訴ニ因テ山陽ノ霧ニ埋ル。各無實ナレ共、流罪セラレ給ケリ。皆是延喜ノ聖主（醍醐天皇）安和ノ御門（冷泉天皇）御僻事トコソ申傳侍リ。上古猶如此、況末代ヲヤ。賢王猶御誤アリ、況ヤ凡夫ヲヤ。委御尋モアリ、能々御案モ侍ベシ。物騒キ事ハ必後悔アリ、既ニ角召置レヌル上ハ、急ギ失レズトモ何ノ苦カ有ベキ、罪ノ重ヲバ輕シ、功ノ淺ヲバ重セヨト云本文アリ、何樣ニモ今夜卒爾ノ死罪然ベカラズト申サレケレ共、入道如何ニモ心行ズ氣ニ宣ケレバ、申請旨御承引ナクバ、侍一人ニ仰附テ、先重盛ガ首ヲ刎ラルベシ、カヽル亂タル世ニナガラヘテ、命生テモ何ノ詮カハ有ベキ。又、重盛、彼大納言ノ妹ニ相具シ、維盛又壻也、旁親ク成テ候ヘバ、角申トヤ思召ルラン、一切其儀ハ侍ズ、世ノ爲家ノ爲ノ事ヲ思テ歎申計也。我朝ニハ嵯峨帝ノ御宇、左衞門尉仲成（藤原仲成）ヲ誅セラレシ後、死罪ヲ止ラレシヨリ以來二十五代ニ及シヲ、少納言入道信西ガ執權ノ時ニ相當テ、絶テ久キ例ヲ背キ、保元ノ亂ノ時、多ノ源氏・平氏ノ首ヲ切、宇治ノ左府（藤原頼長）ノ墓ヲ掘、死骸ヲ實撿セシ其酬ニヤ、中二年コソ有シカ、平治ニ事出來テ、田原ノ奥ニ埋マレタリシ信西ガ掘起サレ、頸ヲ渡シ、獄門ノ木ニ懸ラレキ。是ハサセル朝敵ニアラネ共、併保元ノ罪ノ報ト覺テ、恐シクコソ侍シカ。是又サセル朝敵ニ非ズ、旁以恐アルベシ。御身ハ御榮花殘所ナケレバ、思召置事ナク共、子々孫々マデモ繁昌コソアラマホシク侍レ。積善之家必有餘慶、積不善之家必有餘殃トコソ承レ。去バ文王ハ太公望ニ命ジテ四知己ヲ恐レ、唐太祖ハ張蘊古ヲ斬テ後、五奏ヲ用ラル。又行レ善則休徴報レ之、行レ惡則咎徵隨レ之トモ申ス。父祖ノ善惡ハ必子孫ニ及トモイヘリナド、樣々ニ誘申サレケレバ、入道餘ニ口說立ラレテ、實トヤ思給ケン、今夜斬事ハ止給ニケリ。（源平盛衰記卷五）

重盛再び父を諫む　小松大臣ハ引替、烏帽子直衣ニ奴袴ノ稜（ソバ）取リサヤメキ入ラレケレバ、人々事ノ外ニゾ見奉ル。右大將宗盛出向テ、内府ノ直衣ノ袖ヲ引へ

テ、是程ノ大事出來テ入道殿既ニ甲冑ヲ帶セラレ候ノ上ハ、御裝束何樣ニカ候ベキト宣ケレバ、何事カハ有ベキ、朝家ノ重事ヲコソ大事トハ申セ、此ハ私事ナリ、入道ノ物狂ノ至ル所カ、武具ヲ帶スル事輙カラズ、重盛惣ニ其職ニ居ナガラ甲冑ヲ著セン事、太然ルベカラズ。就中近衞大將ハ世ノ重ズル官、他ニ異ナル職ナリ、兵共モ數千騎候ノ上ハ、云甲斐ナク重盛一人物具シタラバ、何程ノ事カハ候ベキ、禮儀ヲ知ヌニ似タリ。夷賊朝家ヲ亂リ凶徒勝ニ乘テ御方敗レントセン時ハ、タトヒ丞相ノ位ニ至ルトモ、自禦戰ベシ、然ルヲ敵方モ無、其仁モ知ズ、何ニ向テカ合戰スベキ、沙汰ノ趣尤以テ不審ナリトテ、ヨニ惡氣ニテ尻目ニ懸テ通ラレケレバ、宗盛卿苦々敷思給ヒ歸入給ヌ。實ニ理ナリケレバ、聞人々皆苦リアヘリ。内府内ヘ入給ヘバ、入道是ヲ見給テ、臥目ニコソ成給ヘ、例ノ此内府ガ世ヲ表スル樣ニ振舞トテ、意得ザル氣ニオハシケレドモ、子ナガラモ流石アノ貌ニ物具シテ相向ハン事面ハユクヤ思ハレケン、物具脱置隙モナカリケレバ、障子ヲ少シ引立テ、腹卷ノ上ニ薄墨染ノ素絹ノ衣ヲ引懸テ出給タリケルガ、胸板ノ金物ノハヅレテ見エケルヲカクサント、頻ニ衣ノ領ヲ引違〳〵シ給ケレバ、引綻バカシテ、イトゞキラメキテ見エケリ。

内府良暫ク有テ、直衣ノ袖ヨリ疊紙ヲ取出シ、落ル涙ヲ推拭申サレケルハ、左右ノ仔細ハ暫閣、此御貌見進ラスルコソ現トモ存候ハネ。流石我朝ハ邊鄙粟散ノ境ト申ナガラ、天照大神ノ御子孫國ノ主トシテ、天兒屋根命ノ御末朝政ヲ掌給シヨリ以來、太政大臣ノ官ニ昇レル人、甲冑ヲ著スル事輙カルベシトモ覺エズ。就中出家ノ御身ナリ。夫三世ノ諸佛ノ解脱幢相ノ法衣ヲ脱捨テ、忽ニ弓箭ヲ帶シオハシマサン事、内ニハ既ニ破戒無慙ノ罪ヲ招キ給、外ニハ又仁義禮智信ノ法ニモ背キオハシマスラント覺ユ。旁恐アル申事ニテ候ヘドモ、暫ク御心ヲ靜メオハシマシテ、重盛ガ申狀ヲ具ニ聞召ルベキヤラン。且ハ最後ノ申狀ト存レバ、心底ニ旨趣ヲ殘スベカラズ。先世ニ四恩ト云事アリ、諸經ノ說相同カラズ、内外ノ存知各別ナリト云トモ、暫ク心地觀經ヲ見候ニ、一ニハ天地恩、二ニハ國王恩、三ニハ父母ノ恩、四ニハ衆生恩是ナリ。是ヲ知ヲ以テ人倫トシ、知ラザルヲ以テ鬼畜トス。其中ニ尤重キハ朝恩ナリ。普天之下、莫非王土、率土之濱莫非王臣。サレバ彼潁川ノ水ニ耳ヲ洗、首陽山ニ蕨ヲ折ケル賢臣モ、勅命ノ背難キ、禮儀ヲバ存トコソ承レ。何況倩上古ヲ思フニ、御先祖平將軍貞盛ハ相馬小次郎將門ヲ誅ラレタリケルモ、勸賞行ハルヽ事受領ニハ過ザリキ。

伊豫入道頼義ガ貞任・宗任ヲ滅シタリケルモ、イツカ丞相ノ位ニ昇リ不次ノ朝恩ニ預シ。就中此一門ハ忝ク桓武天皇ノ御苗裔葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ヨリハ無下ニ官途モ打下テ、下國ノ受領ヲダニモ許サレズコソ有ケルニ、刑部卿殿○忠盛備前守ノ御時、鳥羽院ノ御願得長壽院造進ノ勸賞ニ依テ、家ニ久ク絶タリシ内ノ昇殿ヲ許サレケル時ハ、萬人唇ヲ反シ侍ケルトコソ傳ヘ承候ヘ。去ドモ御身ハ既ニ先祖ニモイマダ拜任ノ例ヲ聞ザリシ太政大臣ヲ極メサセオハシマス上、御末又大臣ノ大將ニ至レリ。所謂重盛ナド暗愚無才ノ身ヲ以テ蓮府槐門ノ位ニ至ル。加之國郡半ハ一門ノ所領トナリ、田園悉ク一家ノ進止タリ。是希代ノ朝恩ニ候ハズヤ。今此等ノ莫太ノ御恩ヲ忘テ濫ク君ヲ傾奉ラント思召立コト、天照大神・正八幡宮ノ神慮ニモ定テ背キ給ベシ。朝恩ニ背ク者ハ近クハ百日、遠クハ三年ヲ過サズトコソ申傳テ侍レ。……重盛始ハ六位ニ叙シ、今ハ三公ニ列ルマデ、朝恩ヲ蒙ル事家ニ其例ナシ、身ニ於テ過分ナリ。其重キ事ヲ思ヘバ千顆萬顆ノ珠ニモコエ、其深キ色ヲ論ズレバ、一入再入ノ紅ニモ定テ過タルラン。然ラバ院中ニ參リ籠リ侍ナン、其儀ナラバ重盛ガ命ニ替、身ニ替ラント契ヲ結ベル侍、二百餘人ハ相從ヘテ持テ候ラン。此

清盛の不遜と頼政の密謀

者共ハ、去共、重盛ヲバ捨思ハジトコソ存候ヘ。……悲哉、君ノ御爲ニ奉公ノ忠ヲ致サントスレバ、迷廬八萬ノ頂ヨリ猶高キ父ノ御恩忽ニ忘ナントス。痛哉、不孝ノ罪ヲノガレントスレバ、又朝恩重壑ノ底極ガタキ君ノ御爲ニ既ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ。君雖レ不レ君、臣不レ可ニ以不レ臣、父雖レ不レ父、子不レ可ニ以不レ子トイヘリ。彼ト云、此ト云、進退コヽニキハマレリ。思ニ無益ノ次第ナリ、只末代ニ生ヲ受テ、懸ル憂目ヲ見ル重盛ガ果報ノ程コソ口惜ケレ。サレバ申請ル處、御承引ナクシテ、猶御院參有ベクバ、只今重盛ガ首ヲ召ルベク候。所詮院中ヲモ守護仕ベカラズ、惡逆ノ咎遁レ難シ、又御供ヲモ仕ベカラズ、忠臣ノ義忽ニ背候。申請ル詮只首ヲ召ルベキニアリ。【源平盛衰記卷六】

かくて清盛重盛を憚り、やゝその行を愼みて横暴をほしいまゝにするに至らざりしに、不幸にして重盛父に先だちて薨ぜしかば、清盛また他に憚るところなく、よろづ心のまゝに振舞ひて遂に皇威を輕んじたてまつるに至れり。すなはち重盛の薨ずるや、後白河法皇は關白藤原基房と謀りてその領邑を沒收したまひしが、基房は平家の姻

戚基實の弟にして、かねて平家と快からず。こゝに於て清盛大いに怒りて、基房以下法皇に親近せる朝臣三十餘人の官職を奪ひ、法皇をも鳥羽殿に幽したてまつるの不遜を肯てせり。されば源三位頼政はこれを見るに忍びず、率先して平氏を討滅せんとし、法皇の御子以仁王を奉じ、その令旨を諸國にひそめる源氏に傳へ、園城寺・興福寺などの僧兵と結びて兵を起さんとす。然るにその募兵の未だ集らざるうちに、頼政既に平氏の追擊を

宇治川の合戰

受け、これと宇治川に戰ひしも、衆寡敵せず、忽ち敗北して遂に自刄し、王は流矢に中りて薨じたまひぬ。

以仁王の令旨

下東海・東山・北陸三道諸國、源氏幷群兵等、所應早追討清盛法師幷從類、叛逆輩事

右、前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣奉

最勝王勅偁、清盛法師幷宗盛等、以威勢起凶徒、亡國家、惱亂百官、萬民虜掠、五畿七道幽閉　皇院流罪、公臣斷命、流身沈淵、込樓盜財、領國奪官、授職無功、許賞非罪、配過或召釣於諸寺之高僧、禁獄於修學僧徒、或給下於叡岳絹米、相具謀叛粮米、斷百王之跡、切一人之頭、違逆帝皇、破滅佛法、絶古代者也。　于時天地悉悲、臣民皆愁、仍吾爲一院第二皇子、尋天武皇子舊儀、追討　王位推取之輩、訪上宮太子古跡、打亡佛法破滅之類矣。　唯非憑人力之援、偏所仰天道之扶也。　因之如有　帝王三寶神明之冥感、何忽無四岳合力之志。　然則源家之人、藤氏之人、兼三道諸國之間、堪勇士者、同令與力追討。若於不同心者、准清盛法師、從類可行死流追禁之罪過、若於有勝功者、先預國之使、兼御即位之後、必隨思可賜勸賞也。　諸國宜承知、依宣行之。

賴朝の興起

治承四年四月九日　前伊豆守正五位下源朝臣【吾妻鏡卷一】

諸國に散在せる源氏は、王の令旨を奉じて一時に旗を擧げしが、中にも久しく伊豆に蟄居せし賴朝は令旨を得るや大いに喜び、妻政子の父北條時政と謀りて兵を擧げたり。賴朝一たびは石橋山の戰に大敗せしも、源氏恩顧の東國武士は響應して來り屬し、兵勢再び振ひて相州鎌倉に據れり。よりて平維盛らの軍來り討ち、駿州富士川を挾みて源軍と對峙せしに、一夜水禽の羽音に驚きて脆くも潰走せり。賴朝はなほ東國の根據を堅めんとて軍を返ししに、かねて遙かに奥州に逃れてその地の豪族藤原秀衡に賴れる源九郎義經は兄賴朝の黄瀨川の陣營に來會し、共に手をたづさへて鎌倉に歸りぬ。この頃源氏の諸方に蜂起せるもの、いづれもその勢力しだいに強大となるに反し、平氏の一族は永く遊惰の風に染みて、討伐の諸將みな敗れて還り、形勢日に非なるのうちに、清盛はからず病にかゝり、悲壯の遺言を殘して遂に薨去し、平氏の勢ます〳〵振はずなりぬ。

石橋山の戰　治承四年〇安德天皇八月廿三日癸卯、陰、入夜甚雨如沃。今日寅剋、武衛相率北條殿父子・盛長〇安達茂光〇工藤實平〇土肥以下三百騎、陣于相摸國石橋山給。此間以件令旨、被付御旗横上中四郎惟重持之、父賴隆付白幣於上箭、候御後。爰同國住人大庭三郎景親・俣野五郎景久・河村三郎義秀・澁谷庄司重國・糟屋權守盛久・海老名源三季貞・曾我太郎助信・瀧口三郎經俊・毛利太郎景行・長尾新五爲宗・同新六定景・原宗三郎景房・同四郎義行・幷熊谷二郎直實以下、平家被官之輩、率三千餘騎、精兵、同在石橋山邊、兩陣之際隔一谷也。……數千强兵襲攻武衛之陣。而計源家從兵、難比彼大軍、皆依重舊好、只乞効死。然間、佐那田余一義忠幷武藤三郎及郎從豐三家康等殞命。景親彌乘勝。至曉天、武衛令逃于椙山之中給。廿四日甲辰、武衛陣于椙山內堀口邊給。大庭三郎景親相率三千餘騎重競走。武衛令逃後峯給。此間、加藤次景康・大見平次實政留于將之御後、防禦景親……箭既窮之間、景康取御駕之轡、奉引深山之處、景親群兵近來于四五段際。仍高綱〇佐々木遠景〇天野景康等、數反還合發矢。北條殿父子三人、亦與景親等依令攻戰給、筋力漸疲兮、不能登峯嶺之間、不奉從武衛。爰景員〇加藤光員〇加藤景康・祐茂〇宇佐美

親家○堀實政等申可候御共之由、北條殿敢以不可然、早可奉尋武衛旨被命間、各走攀登數町、險阻之處、武衛者令立臥木之上給。【吾妻鏡卷一】

富士川の戰　治承四年十月廿日己亥、武衛令到駿河國賀島給。又左少將惟盛・薩摩守忠度・參河守知度等陣于富士河西岸。而及半更、武田太郎信義廻兵略、潛襲件陣後面之處、所集于富士沼之水鳥等群立、其羽音偏成軍勢之粧。依之平氏等驚騷。爰次將上總介忠清等相談云、東國士率悉屬前武衛、吾等悉出洛陽、於中途已難遁圍、速令歸洛可搆謀於外云々。羽林已下任其詞、不待天曙俄以歸洛畢。【吾妻鏡卷一】

義經の來會　今日○治承四年十月廿一日弱冠一人、御旅館之砌稱可奉謁鎌倉殿之由。實平・宗遠・義實等怪之不能執啓、移尅之處、武衛自令聞此事、給思年齡之程、奥州九郎歟、早可有御對面者、仍實平請彼人、果而義經主也。即參進御前、互談往事、催懷舊之涙。就中白河院御宇永保三年九月、曾祖陸奥守源朝臣義家於奥州與將軍三郎武衡・同四郎家衡等、遂合戰。于時左兵衛尉義光候京都、傳聞此事、辭朝廷警衛之當宜、解置弦袋於殿上、潛下向奥州、加于兄軍陣之後、忽被亡敵訖。今來臨尤協彼佳例之由、被感仰云々。【吾妻鏡卷一】

清盛の遺言　養和元年○安德天皇閏二月二日、熱ク堪難クオボシケレ共、二位殿枕ノ本ニ居寄給テ泣々宣ケルハ、御勞日々ニ隨テ憑少ク見エ給フ、神ニ祈、佛ニ申事モ斜ナラズ、立ヌ願モナケレ共、如何ニモ叶フベシトモ覺ズ、今ハ偏ニ萬ノ事ヲ思ヒ捨給ヒテ、後ノ世ノ事ヲ助カラント思召セ、又御心ニ懸ル事アラバ、仰置レ候ヘト宣ヘバ、入道ヨニ苦シゲニテ大息ツキ、我平治元年ヨリ以來、天下ヲ手ニ取テ、萬事心ノ儘ナリ、諍フ者モナク憚ル所モナシ。適背ク輩アレバ時日ヲ回サズ亡シ失ヒシカバ、草木モ我ニ靡カズト云事ナシ。角テ既ニ廿三年、就中官位太政大臣ニ上リテ十善萬乘ノ帝祖タリ。子孫兄弟榮花ヲ開テ、同當今ノ御外戚也。官職福祿何事カハ心ニ叶ハザル事アリシ。生アル者ハ必死スル習ナレバ、入道一人始テ驚クベキ事ナラズ、但遺恨ノ事トテハ、賴朝ガ頭ヲ見ズシテ死スル計コソ口惜ケレ。冥途ノ旅モ安ク過ヌ共覺ズ、我如何ニモ成ナバ、堂塔ヲモ造ルベカラズ、佛經ヲモ供養セズ、唯賴朝ガ首ヲ切テ墓ノ上ニ掛ヨ。ソレノミゾ孝養ノ報恩トモナリ、草ノ陰ニテモ嬉シトハ思ハンズル。サレバ我ヲ我ト思ハン者共ハ、子孫モ侍モ聞傳テ、心ヲ一ニシテ努々懈ル事ナカレトゾ遺言シ給ケル。【源平盛衰記卷二十六】

義仲の入京

頼朝の石橋山に戰ふ頃、久しく信州木曾の山中に身を隱し居たりし源義仲もまた以仁王の令旨を奉じて兵を起し、平維盛らの討手と越中礪並山に對陣せしが、義仲奇計を以て敵を俱利加羅谷に攻落し、勝に乘じて京都に迫れり。平宗盛大いにこれを恐れ、安德天皇・建禮門院竝びに神器を奉じて周章都を落ちて西國に走る。よりて義仲直ちに京都に入りしに、その將士放縱にして事體を辨へず、都下を掠奪して人民を苦しめ、遂には後白河法皇の御所を襲ひて法皇を幽閉したてまつるなど、頗る暴慢を極めたれば、法皇ひそかに頼朝を召したまふ。頼朝すなはち弟

平氏の

範頼・義經らをして、大兵を率ゐて義仲を討たしめ、宇治勢多の戰にこれを破らしめしかば、剛勇なる義仲も遂に叶はず、江州粟津原の露と消えうせぬ。

礪並山の戰　樋口次郎兼光ハ搦手ニ廻タリケルガ、三千餘騎、其中ニ太鼓・法螺貝千バカリコソ籠タリケレ。木曾ハ追手ニ寄セケルガ、牛四五百匹取集テ角ニ續松結附テ、夜ノ深ルヲゾ相待ケル。去程ニ樋口次郎林・富樫ヲ打具シテ中山ヲ打上、篠原ヘ押寄タリ。根井小彌太二千餘騎、今井四郎二千餘騎、小室太郎三千餘騎、巴女一千餘騎、五手ガ一手ニ寄合セ、一萬餘騎北黑坂・南黑坂引廻シ、時ヲ作、太鼓ヲ打、法螺ヲ吹、木本萱本ヲ打ハタメキ、墓目鏑ヲ射上テ、トドメキ懸タレバ、山彦答テ幾千萬ノ勢共覺エザリケルニ、木曾スハヤ搦手ハ廻

都落

シケル、時ヲ合セヨトテ、四五百頭ノ牛ノ角ニ松明ヲ燃シテ平家ノ陣ヘ追入、胡籙子、木原、柳原、上野邊ニ控ヘタル軍兵三萬餘騎、鬨ヲ合喚叫、黒坂表ヘ押寄ル。前後四萬餘騎ガ鬨、山モ崩岩モ摧ラント夥シ。道ハ狹シ山ハ高シ、我先我先ト進、兵ハ多シ馬人共ニ壓ニ押レテ、矢ヲハゲ弓ヲ引ニ及バズ、打物ハ鞘ハヅシ兼タリ。追手ハ搦手ニ押合セント責上、搦手ハ追手ト一ニナラント喚叫ブ。平家ハ兩方ノ中ニ取籠ラレタリ。軍ハ明日ゾアランズラント取延テ思ヒケル上、如法夜半ノ事ナルニ、俄ニ時ヲ造懸タレバ、コハ如何カセント東西ヲ失ヒ、周章騒、弓取物ハ矢ヲトラズ、矢ヲバ負共弓ヲ忘、冑ヲ著テ甲ヲキズ、太刀一ニハ二人三人取附、弓一張ニハ四五人ツカミ付ケリ。馬ニハ逆ニ乘テ後ヘアカヽセ或ハ長刀ヲ逆ニ突テ自足ヲ突切テ立アガラザル者モ有ケレバ、蹈殺サレ蹴殺サルヽ類多シ。主ノ馬ヲ取テハ主ヲ忘レ、親ノ物具ヲ著テハ親ヲ顧ズ、唯我先我先ニト諍ヘ共、西ハ搦手也、東ハ追手也、北ハ岩石高シテ上ルベキ樣ナシ、南ハ深キ谷也、下スベキ便ナシ、闇サハクラシ、案内ハ知ラズ、如何カスベキト方角ヲ失ヘリ。此山ハ左右ハ極テ惡所也、後ハ加賀御方也、三方ハ心安思ツルニ、後陣ヨリ敵ノヨセケル怪シサヨト思ケレバ、只云事トテハ、打破テ加賀國ヘ引ケヤ者ドモ々々ト呼リケレ共、搦手雲霞ノ如クナリ、追手上ガ上ニ攻重ケレバ、先陣後陣ニ押アマサレテ、道ヨリ南ノ谷ヘ下ル。爰ニ不思議ゾ有ケル、白裝束シタル人三十騎バカリ、南黒坂ノ谷ヘ向テ落セ殿原、アヤマチスナアヤマチスナトテ、深谷ヘコソ打入ケレ。平家是ヲ見テ、五百餘騎連テ落シタリケレバ、後陣ノ大勢是ヲ見テ、落足ガヨケレバコソ先陣モ引返サルラメトテ、劣ジ劣ジト、父落セバ子モ落ス、主落セバ郎等モ落ス、馬ニハ人、人ニハ馬、上ガ上ニ馳重テ、平家一萬八千餘騎、十餘丈ノ倶利伽羅ガ谷ヲゾ馳埋ケル。【源平盛衰記卷二十九】

宇治川の合戰　平等院ノ小島崎ヨリ武者二騎蒐出タリ。梶原源太ト佐々木四郎ト也。景季ガ裝束ニハ、木蘭地ノ直垂ニ、黒革威ノ鎧ニ、三枚兜ノ緒ヲシメ、滋籐ノ弓ノ中ヲ取、二十四差タル小中黒ノ矢負、練鐔ノ太刀ヲ佩テ、鎌倉殿ヨリ給タル磨墨ト云名馬ニ黒塗ノ鞍置テ騎タリ。高綱ハ褐ノ直垂ニ、小櫻ヲ黄ニ返タル鎧ニ、鍬形打タル兜ニ、笛籐弓ノ眞中取、二十四差タル石打ノ征矢頭高ニ負、嗔物造太刀帶テ、是モ鎌倉殿ヨリ給タル生唼ニ、黄覆輪ノ鞍置テゾ騎タリケル。誰カ先陣ト見處ニ、源太颯ト打入テ、遙ニ先立ケリ。高綱云ケルハ、如何源太殿、御邊ト高綱ト、外ニ人ナケレバ角申、殿ノ馬ノ腹帶ハ以外ニ窕テ見ユル物哉、此

川ハ大事ノ渡也、河中ニテ鞍踏返シテ敵ニ笑ハレ給ナト云ケレバ、左モ有ラントモ思テ、馬ヲ留、鐙踏張立擧、弓ノ弦ヲ口ニ噛、腹帶ヲ解テ引詰々々シメケル間ニ、高綱サツト打渡シテ、二段許先立タリ。源太タバカラレケリト安カラズ思テ、是モ打浸シテ渡ケルガ、馬ノ足綱ニ懸テ思樣ニモ渡サレズ、高綱ハ究竟ノ逸物ニ乘タレバ、宇治河ハヤシトイヘ共、淵瀬ヲ云ズ、サヽメカシテカネニ渡シ、向ノ岸近ク成テ、高綱ガ馬綱ニ懸テ足ヲサト歩除ケレバ、元ヨリ期スル事ナレバ、太刀ヲ拔、大綱・小綱三筋サト切流、向ノ岸ヘ打上、鐙踏張弓杖突テ、佐々木四郎高綱宇治河ノ先陣渡リタリヤト名乘モ果ヌニ梶原源太モ流渡ニ上リニケリ。【源平盛衰記卷三十五】

平氏の滅亡

かゝる間に、一旦九州に落行きし平氏は、再び兵勢を恢復し、やがて京都を復せんとて、軍を返して福原に據れり。されば範頼・義經は義仲を討滅しし勢を以て福原に向ひ、範頼は生田森より義經は一谷より竝び討ちしが、義經別にみづから輕騎を率ゐて鵯越の險路を下り、不意に敵の背後を衝きしかば、平氏支ふること能はず、諸將多く戰死し、宗盛らは讃岐の屋島に逃れたり。幾ばくもなく義經更に進みて屋島を襲ひ、火を民家に放ちて急にこれに逼りたれば、宗盛再び天皇を奉じて西走し、船を連ねて長門壇浦の海上に浮ぶ。間もなく義經數多の兵船を率ゐてこれを追擊し、潮流に乘じて平家の軍船を壓して全くこれを破り、平家の一族は悉く戰沒し、おそれ多くも天皇は劍璽を擁して海に入りたまひ、門院も捕へられたまふ。宗盛父子また虜にせられしが、後、京都に送られて斬らる。時に紀元一千八百四十五年壽永四年彌生の末つ方なりき。この戰、かねて至尊の御身につゆ恙なきを祈りし賴朝らの衷情は全くあだとなり、また法皇の切に神器の無事歸洛を望みたまひしかひもなく、御璽はこれを水中にもとめ獲しかど、御劍は遂に沈みて出でず、これよりしばらく晝御座劍を以てこれに代へたまひしが、後、伊勢神宮の御劍を以て永く代へたてまつることとなりぬ。かくて驕る平家二十餘年の榮華も、落花と共

に忽ち散りはて、榮枯常なき人生にはさすがに勇士の袖をしぼらしめき。

熊谷直實と平敦盛との組打　經盛ノ末子ニ無官大夫敦盛ハ、紺錦直垂ニ蒲黃匂鎧ニ白星ノ兜着テ、滋籐弓ニ十八指タル護田鳥尾ノ矢、鵜毛ノ馬ニ乘給、只一騎新中納言（平知盛）ノ乘給ヌル舟ヲ志テ、一町許游セテ浮ヌ沈ヌ漂給フ。武藏國住人熊谷次郎直實ハ、哀ヨキ敵ニ組バヤト渚ニ立テ東西伺居タル處ニ、是ヲ見附テ馬ヲ海ニザブト打入、大將軍トコソ見奉ル、マサナクモ海ヘハ入セ給フ者哉、返給ヘヤ〳〵、角申ハ日本第一ノ剛者熊谷次郎直實ト云ケレバ、敦盛何トカ思ハレケン、馬ノ鼻ヲ引返シ、渚ヘ向テゾ游セタル。馬ノ足立程ニ成ケレバ、弓矢ヲバ抛捨テ、太刀ヲ拔額ニアテ、喚テ上給ケルヲ、熊谷待受テ、上モタテズ水鞠サト蹴サセツヽ、馬ト馬トヲ馳竝テ取組、浪打際ニドウト落、上ニ成下ニナリ、二度三度ハ轉タリケレ共、大夫ハ幼若也、熊谷ハ古兵也ケレバ、遂ニ上ニ成、左右ノ膝ヲ以テ鎧ノ袖ヲムズト押タレバ、大夫少モ働給ハズ。熊谷ハ腰ノ刀ヲ拔出シ、既ニ首ヲカヽントテ内兜ヲ見ケレバ、十五六許ノ若上薗、薄化粧ニ金黑也、ニコト笑テ見エ給フ。熊谷ハ穴無慙ヤ、弓矢取身ハ何ヤラン、是程若ク嚴キ上薗ニ、

源平合戰關係要地

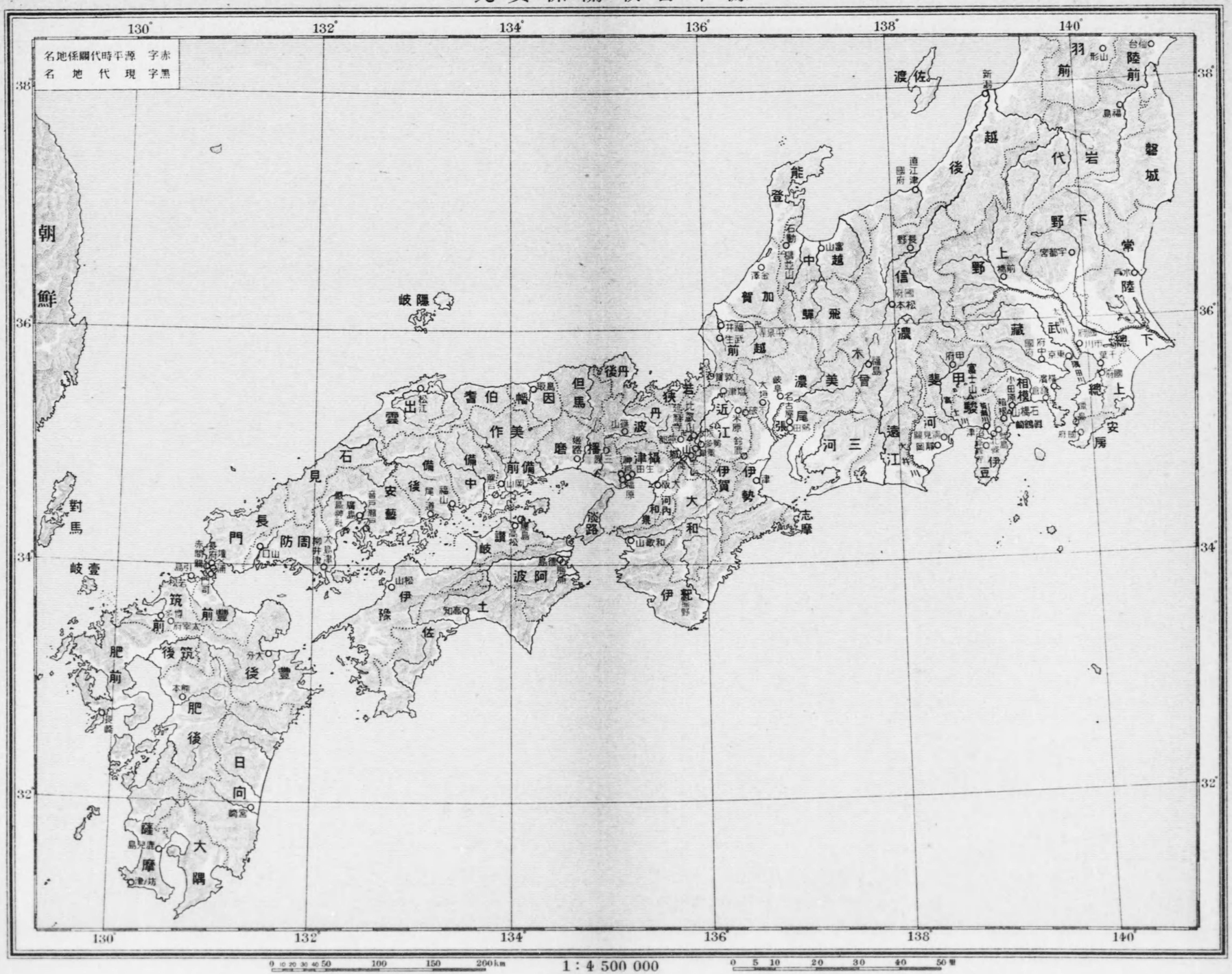

1 : 4 500 000

イヅコニ刀ヲ立ベキゾト心弱クゾ思ケル。抑誰ノ御子ニテ渡ラセ給フゾト問ケレバ、只トク斬トゾ宣ケル。斬奉テ雑人ノ中ニ棄置進センモ便ナク侍、ウキフシモ知ヌ東國ノ夷下蔦ニ逢テ名乗マジト思召ルヽカ、ソレモ理ニ侍レ共、存ズル旨有テ申也ト云。大夫思ハレケルハ、名乗タリ共、名乗ラズトモ、遁ルベキニ非ズ、但存ズル旨トハ勳功ノ賞ヲ申サン爲ニコソ有ラメ、組モ斬ルヽモ先世ノ契、讎ヲバ恩ニテ奉也、サアラバ名乗ント思ヒツヽ、存ズル旨ノ有ナレバ聞スルゾ、是ハ故太政入道ノ弟ニ、修理大夫經盛ト云人ノ末子、イマダ無官ナレバ無官大夫敦盛トテ、生年十六ニ成也ト宣ケリ。熊谷涙ヲハラ〳〵ト流ケリ。穴心憂ノ御事ヤ、サテハ小次郎○直實の嫡子直家ト同年ニヤ、實ニ左程ゾオハシマスラン、岩木ヲワケヌ心ニモ、子ノ悲シミハ類ナシ、況ヤ是程ワリナクウツクシキ人ヲ失奉テ、父母ノ悶ヘ焦レ給ハン事ノ哀サヨ。中ニモ小次郎ト同年ニ成給フナル絲惜サヨ、助ケ奉ラバヤ、又御心モ猛キ人ニテオハシケリ、日本第一ノ剛者ト名乗ニ、落武者ノ身トシテ、此年ノ若キニ返合給ヘルモ大將軍ト覺タリ。是ハ公軍也、穴惜ヤ如何セント思煩テ、暫押ヘテ案ジケルニ、前ニモ後ニモ組デ落、思々ニ分捕シケル間ニ、熊谷コソ一谷ニテ現ニ組タリシ敵ヲ逃シテ、人ニトラ

レタリトイハレン事、子孫ニ傳テ弓矢ノ名ヲ折ベシト思返テ申ケルハ、ヨニモ助進ラセバヤト存侍レ共、源氏陸ニ充滿タリ。迚遁給ベキ御身ナラズ、御菩提ヲバ直實能々訪ヒ奉ルベシ、草ノ陰ニテ御覽ゼヨ、疎略努々候マジトテ、目ヲ塞齒クヒアハセテ涙ヲ流シ、其首ヲ搔落ス。無慙ト云モ疎也。【源平盛衰記卷三十八】

屋島の戰　壽永四年〇安德天皇二月十九日、癸酉、廷尉義經昨日終夜、越ヘ阿波國ヨリ讃岐ノ之境、中山ヲ、今日辰剋、到ニ于屋島、內裏之向浦ニ、燒ニ拂ヒ牟禮・高松、民屋ヲ。依レ之先帝令レ出ニ內裏ヲ御ヒ、前ニ內府〇平宗盛又相ヒ率ヒ一族等ヲ、浮ニ海上ニ。廷尉著ニ赤地錦直垂ニ、紅綿ノ金子十郎家忠、同余一近則、伊勢三郎能盛等ヲ、馳ヒ向ニ汀ニ。平家又抑ヘ船ヲ、互ニ發ス矢ヲ。此間ニ、佐藤三郎兵衛尉繼信、同四郎兵衛尉忠信、後藤兵衛尉實基、同養子新兵衛尉基清等、燒ニ失ス內裏ヲ、并ニ內府ノ休幕以下舍屋ヲ。黑煙聳レ天ニ、白日蔽レ光ヲ。于時越中二郎兵衛尉盛繼、上總五郎兵衛尉忠光平氏家人等、下レ自レ船ヲ、而陣ニ宮門前ニ、合戰之間、廷尉家人繼信被ニ射取ル畢ヌ。廷尉大ニ悲歎シ、嘔シ一口ノ納衣ヲ、葬リ千株ノ松本ニ、以テ秘藏ノ名馬ヲ、號ニ天夫黑ト、元院御厩御馬也、行幸供奉ノ時、自ニ仙洞ニ給レ之ヲ、賜ニ件ノ僧ニ、是レ撫ニ戰士ヲ之計也、莫レ不ニ美談ニ云々。【吾妻鏡卷四】

那須余一扇の的を射る　余一矢をはづして目を塞ぎて、歸命頂禮吾國佛神、取わけては日光の大權現、宇津宮、大明神、この矢はづしつる物ならば、再び我が國へ歸るべからず、たゞ今腹かき切りて、すなはち海に沈むべし。願くは、此矢はづさせ給ふなと祈念して、目を見あげたれば、扇の座敷ぞ定りたり。矢束は十二束、飽まで引て、しばしかためて放ちたれば、弓はつよし、海の面に長なりして、あやまたず、かなめ所を一寸ばかりあげて、ひいはたと射たり。扇は空にさつと上る。紅の扇の夕日にかゞやきて、空にしばしひらめきたるぞ面白き。海のおもてにさと落て、白波にこそ浮びたれ。【平家物語卷十八】

壇浦の戰　同〇壽永四年三月廿四日、九郎判官義經已下ノ軍兵七百餘艘ニテ、夜ノ陵ノ晨ニ攻寄。平氏待請タリ、五百餘艘ノ兵船ヲ漕向、矢合シテ戰。源平兩方ノ軍兵十萬餘人ナレバ、互ニ時ヲ發ス聲、鏑矢ノ鳴違音、上ハ蒼天ニ聞エ、下ハ海底ニ響ラントゾ驚カレケル。……判官ハ軍負色ニ見エケレバ、鹽瀨ノ水ニ口ヲ漱、目ヲ塞テ掌ヲ合テ、八幡大菩薩ヲ祈念シ奉ル。神明擁護ヲ加ヘ給、白鳩二羽飛來テ、判官ノ旗ノ上ニゾ居タリケル。源平共ニアレ〳〵ト云程ニ、東方ヨリ一村ノ黑雲タナビキ來テ、軍場ノ上ニカヽル。雲中ヨリ白旗一流ヲリ下テ、判官ノ旗頭ニヒラメキテ雲ト共ニ去ヌ。源氏ハ掌ヲ合テ是ヲ拜ム、平家ハ身毛竪テ心細ク覺シケル。

去程ニ源氏ノ兵共イトヾ力ヲ得テ、平家ノ船ニ漕寄々々亂乘、遠キヲバ射、近キヲバ斬、竪横散々ニ攻、水手・カンドリ櫓ヲステ梶ヲ捨テ、船ヲ直スニ及バズ、射伏ラレ、切伏ラレ、船底ニ倒、水ノ底ニ入。中納言○平知盛ハ女院○建禮門院・二位殿○清盛の妻時子ナドノ乘給ヘル御船ニ參ラレタリケレバ、……此ニ海豚（イルカ）ト云、大魚二三百モヤアルヤラン、鹽吹立テ群テ來ル。安倍晴延ト云小博士ヲ召テ、イカナルベキゾト尋給。晴延占文披テ、此海豚食返サバ源氏ニ疑アリ、食通ラバ御方ニ憑ナシト申ケルニ、此魚一ツモ食カヘサズ、平家ノ船ノ下ヲツイクヾリツイクヾリテ食テ過ヌ。小博士今ハカフ候トテ涙ヲハラ〳〵ト流ケレバ、人々聲ヲ立テゾオメキ給フ。

二位殿今ハ限ト見ハテ給ニケレバ、練色ノ二衣引纏、白袴ノソバ高ク挾テ、先帝ヲ懷奉リ、帶ニテ我身ニ結合進ラセ、寶劍ヲ腰ニサシ、神璽ヲ脇ニ挾テ、艇ニ臨給。先帝ハ八ニゾ成セ給ケル、御年ノ程ヨリハコビトトノホラセ給テ、御形アデニウツクシク、御髮黑クフサヤカニシテ、御背ニ懸給ヘル御貌、類ナクゾ見エサセ給ケル。御心迷タル御氣色ニテ、コハイヅコヘ行ベキゾト仰ラレケルコソ悲シケレ。二位殿ハ兵共ガ御船ニ矢ヲ進ラセ候ヘバ、別ノ御舟ヘ行幸ナシ進ラセ候トテ、

今ゾシル、御裳濯河ノ流ニハ浪ノ下ニモ都アリトハ

ト宣モハテズ、海ニ入給。【源平盛衰記卷四十三】

賴朝の苦衷　十一月十四日、御文、正月六日到來、今日自是脚力を立（タテン）とし候つる程に、此脚力到來、仰遣たるむね委承候畢（ヌ）。筑紫の事、などか從はざらんとこそ、おもふ事にて候へ。物騷しからずして、能々國に沙汰し給べし。かまへて〳〵國の者共ににくまれずしておはすべし。馬事、誠にさるべき事にてはあれども、平家は常に傾城うかゞふ事にてあれば、もしをのづから道にて被押取（ナド）したらん事は、聞耳も見苦しき事にてあらんずれば、つかはさぬ也。又內藤六が周防のせいを以、志をさまたげ候、以外（テノノ）事也。當時は、國の者の心を破らぬ樣なる事こそ吉事にてあらんずれ。又八島（ニ）御座大やけ、並に二位殿女房だちなど、少もあやまちあしざまなる事なくて、向へ取申させ給べし。かくとだにも披露せられば、二位殿などは、大やけをぐしまいらせて、向さまにおはする事も有らん。大方は帝王の御事、いまに始ぬ事なれども、木曾はやまの宮、鳥羽の四宮（ヲ）討奉せて、冥加つきて失にき。平家又三條高倉宮（ヲ）討奉て、加樣にうせんとす

る事也。されば能々したゝめて、敵をもらさずして、閑に可ㇾ被㆓沙汰㆒也。内府は極て憶病におはせる人なれば、自害などはよもせられじ、生取に取て京へぐして上べし。さて世のすゑにも云傳てあらば、いま少吉事也、返々此大やけの御事おぼつかなき事也、いかにも〳〵して、事なきやうにさたせさせ給べし。大勢共にも此由をよく〳〵仰含られ候べし、穴賢〳〵。さては、侍共に搦々心々ならずして有べきよし、能々被ㇾ仰べし。搦々て筑紫の者どもにくまれぬやうに、ふるまはせ給べし。坂東の勢をばはねとして、筑紫の者共をもて八島をば責させて、無ㇾ念やうに閑に沙汰候べし。敵はよはくなりたりと、人の申さんに付て、敵あなづらせ給ふ事、返々有べからず、搦々敵をもらさぬ支度をして、能能したゝめて、事を切せ給べし、猶々返々、大やけの御事、ことなきやうに沙汰させ給べき也。

二月十日之比にそ、一定船をば上ずる也、佐々木三郎、筑紫へは下さがりたるによて、下して備前の兒島をば責落たる也、搦々て、いかにも物騒しからずして、閑に軍しおほすべし。侍共の事、是により、かれによりなどして、さゝやきなどして、人に見うとまれ給べからず。又路々の間、兵粮なくなりたるなど、京より方方にうたへ申せども、さほどの大勢の軍粮料にて、上らざりしかば、爭かは、さなくて有べきとおもふなり。坂東にも其後別事もなし、少も騒事候はず、委は此雜色に仰含候ぬ、恐々

千葉介とに軍にも高名してけり、大事にせられ候べし。

正月六日〇壽永四年

蒲殿

【吾妻鏡卷四】

寶劒の紛失　御劒者……壽永入ㇾ海紛失、後院〇後鳥羽天皇御時以後廿餘年、被ㇾ用㆓清涼殿御劒、仍以ㇾ璽爲ㇾ先。而承元〇土御門天皇讓位時、有㆓夢想、自㆓伊勢㆒進ㇾ之已來、又准㆓寶劒㆒以ㇾ劒爲ㇾ先也。此劒普通蒔繪也。【禁秘御鈔上】

安倍・清原・藤原三氏の關係

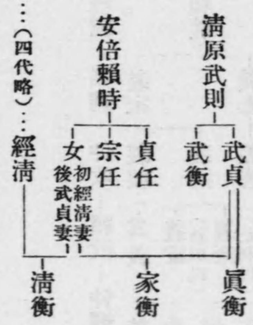

源氏略系

- 清和天皇
  - 貞純親王
    - 源經基
      - 滿仲
        - 賴光
          - 賴國
            - 賴綱
              - 仲政
                - 賴政
                - 仲綱
        - 賴信
          - 賴義
            - 義家
              - 義親
                - 爲義
                - 義朝
                - 義平
                - 賴朝
                - 範賴
                - 義經
              - 義國
                - 義重（新田氏）
                - 義康（足利氏）
            - 義光
              - 義清（武田氏）
                - 爲朝
                - 賴賢
                - 義賢
                - 義仲
                - 行家

平氏略系

- 桓武天皇
  - 葛原親王
    - 高見王
      - 平高望
        - 國香
          - 貞盛
            - 維衡
              - 正度
                - 正衡
                - 正盛
                - 忠盛
                - 清盛
                - 重盛
                - 維盛
                - 資盛
                - 經盛
                - 敦盛
                - 忠正
                - 教盛
                - 通盛
                - 宗盛
                - 清宗
                - 知盛
                - 重衡
                - 德子（高倉天皇中宮安德天皇御母）
                - 盛子（藤原基實妻）
                - 教經
                - 賴盛
                - 忠度
        - 良將
          - 將門
            - 維將（北條氏祖）
          - 將平
        - 良文
          - 忠賴
            - 忠常

小學國史教師用書上卷終

年表

（嵯峨天皇より安德天皇まで）

御代數	天皇	御在位年間	紀元	年號	事項
五二	嵯峨天皇	一四六九—一四八三	一四七〇	弘仁元年	藏人所を置く
			一四七三	同　四年	藤原冬嗣興福寺に南圓堂を建つ
			一四八〇	同十一年	弘仁格式を撰す
			一四八一	同十二年	冬嗣勸學院を起す
五三	淳和天皇	一四八三—一四九三	一四八五	天長二年	冬嗣左大臣に任ぜらる
五四	仁明天皇	一四九三—一五一〇	一五〇一	承和八年	日本後紀成る
五五	文德天皇	一五一〇—一五一八	一五一七	天安元年	藤原良房太政大臣に任ぜらる
五六	清和天皇	一五一八—一五三六	一五一八	天安二年	良房攝政となる
			一五二六	貞觀八年	最澄に傳教大師の號を賜ふ
			一五二九	同十一年	貞觀格を撰す○續日本後紀成る
			一五三一	同十三年	貞觀式を撰す
五七	陽成天皇	一五三六—一五四四	一五三六	貞觀十八年	藤原基經攝政となる
			一五三九	元慶三年	文德實錄成る
			一五四一	同　五年	在原氏奬學院を起す
五八	光孝天皇	一五四四—一五四七			
五九	宇多天皇	一五四七—一五五七	一五四七	仁和三年	基經關白となる
			一五五一	寛平三年	基經薨す○菅原道眞藏人頭に補せらる
			一五五四	同　六年	遣唐使の派遣を停む
六〇	醍醐天皇	一五五七—一五九〇	一五五九	昌泰二年	藤原時平を左大臣に道眞を右大臣に任ず
			一五六一	延喜元年	道眞を貶して太宰權帥となす○三代實錄成る
			一五六三	同　三年	道眞太宰府に薨ず
			一五六五	同　五年	紀貫之ら古今和歌集を上る
			一五六七	同　七年	延喜格を撰す○（唐亡ぶ）
			一五七八	同十八年	（高麗國起る）
			一五八一	同廿一年	空海に弘法大師の號を賜ふ
			一五八三	延長元年	道眞の本官を復し正二位を贈る
			一五八六	同　四年	（渤海亡ぶ）
			一五八七	同　五年	延喜式を撰す
六一	朱雀天皇	一五九〇—一六〇六	一五九五	承平五年	平將門伯父平國香を殺す○（新羅亡ぶ）
			一五九七	同　七年	高麗朝貢を請ふ、許さず
			一五九九	天慶二年	將門東國に藤原純友南海に反す
			一六〇〇	同　三年	將門誅せらる
			一六〇一	同　四年	純友誅せらる
六二	村上天皇	一六〇六—一六二七	一六一一	天暦五年	和歌所を置く○後撰和歌集を撰す
			一六一八	天德二年	藤原安子を皇后となす
			一六二〇	同　四年	內裏炎上す○（宋起る）
			一六二五	康保二年	日本書紀を講ず、書紀の講讀これより絕ゆ
六三	冷泉天皇	一六二七—一六二九			
六四	圓融天皇	一六二九—一六四四	一六三七	貞元二年	關白藤原兼通職を賴忠に讓りて薨ず
六五	花山天皇	一六四四—一六四六			
六六	一條天皇	一六四六—一六七一	一六五〇	正暦元年	關白藤原兼家職を道隆に讓りて薨ず

		一五七八	同十八年	（高麗國起る）
		一五八一	同廿一年	空海に弘法大師の號を賜ふ
		一五八三	延長元年	道眞の本官を復し正二位を贈る
		一五八六	同　四年	（渤海亡ぶ）
		一五八七	同　五年	延喜式を撰す
六一	朱雀天皇	一五九五—一六〇六	一五九五	承平五年	平將門伯父平國香を殺す○（新羅亡ぶ）
			一五九七	同　七年	高麗朝貢を請ふ、許さず
			一五九九	天慶二年	將門東國に藤原純友南海に反す
			一六〇〇	同　三年	將門誅せらる
			一六〇一	同　四年	純友誅せらる
六二	村上天皇	一六〇六—一六二七	一六一一	天曆五年	和歌所を置く○後撰和歌集を撰す
			一六一八	天德二年	藤原安子を皇后となす
			一六二〇	同　四年	內裏炎上す○（宋起る）
			一六二五	康保二年	日本書紀を講ず、書紀の講讀これより絕ゆ
六三	冷泉天皇	一六二七—一六二九			
六四	圓融天皇	一六二九—一六四四	一六三七	貞元二年	關白藤原兼通職を賴忠に讓りて薨ず
六五	花山天皇	一六四四—一六四六			
六六	一條天皇	一六四六—一六七一	一六五〇	正曆元年	關白藤原兼家職を道隆に讓りて薨ず
			一六五三	同　四年	菅原道眞に正一位太政大臣を贈る
			一六五五	長德元年	關白道隆・道兼相ついで薨ず○藤原道長內覽となる
			一六六〇	長保二年	中宮定子を改めて皇后に道長の女彰子を中宮となす
六七	三條天皇	一六七一—一六七六			
六八	後一條天皇	一六七六—一六九六	一六七六	長和五年	道長攝政となる
			一六七八	寬仁二年	道長の女威子を中宮となす
			一六八二	治安二年	法成寺成る
			一六八七	萬壽四年	道長法成寺に薨ず
			一六八八	長元元年	平忠常東國に反す
			一六九〇	同　三年	源賴信をして忠常を伐たしむ
			一六九一	同　四年	忠常賴信に降る
六九	後朱雀天皇	一六九六—一七〇五			
七〇	後冷泉天皇	一七〇五—一七一八	一七一一	永承六年	安倍賴時亂を陸奧に起す
			一七一二	同　七年	藤原賴通平等院を建つ
			一七一三	天喜元年	平等院の鳳凰堂成る
			一七一七	同　五年	賴時誅せらる
			一七二三	康平五年	賴時の子貞任誅せらる
七一	後三條天皇	一七一八—一七三二	一七二九	延久元年	新立の莊園を停む○記錄所を置く
七二	白河天皇	一七三二—一七四六	一七四三	永保三年	源義家を陸奧守兼鎭守府將軍となす
			一七四六	應德三年	鳥羽離宮を起す○義家淸原武衡を伐つ
七三	堀河天皇	一七四六—一七七七	一七四六	應德三年	白河上皇院政を執る
			一七四七	寬治元年	武衡誅せらる
七四	鳥羽天皇	一七七七—一七八三	一七六八	天仁元年	延曆寺の僧兵始めて强訴を企つ
七五	崇德天皇	一七八三—一八〇一	一七八九	大治四年	平忠盛南海の海賊を捕ふ○白河法皇崩じ鳥羽上皇院政を執る
			一七九一	長承元年	得長壽院成る
			一七九五	保延元年	忠盛再び海賊を捕ふ
七六	近衞天皇	一八〇一—一八一五	一八一〇	久安六年	藤原忠實次子賴長を氏長者となす
			一八一二	仁平二年	平淸盛嚴島神社の社殿を造營す
七七	後白河天皇	一八一五—一八八八	一八一六	保元元年	保元の亂
七八	二條天皇	一八八八—一八二五	一八一九	平治元年	平治の亂
			一八二四	長寬二年	淸盛一門の寫經を嚴島神社に納む
七九	六條天皇	一八二五—一八二八	一八二七	仁安二年	淸盛太政大臣に任ぜらる
八〇	高倉天皇	一八二八—一八四〇	一八三〇	嘉應二年	後白河上皇福原に幸し宋使を引見す
			一八三一	承安二年	淸盛の女德子を中宮となす
			一八三五	安元元年	僧源空專修念佛を唱ふ
			一八三七	治承元年	淸盛藤原成親らを捕ふ
			一八三九	同　三年	平重盛薨す○淸盛後白河法皇を幽す○淸盛太平御覽を上る
八一	安德天皇	一八四〇—一八四五	一八四〇	治承四年	淸盛經島を築く○源賴政以仁王の令旨を傳ふ○源賴朝・義仲兵を擧ぐ○富士川の戰
			一八四一	養和元年	淸盛六波羅に薨ず
			一八四三	壽永二年	礪並山の戰○平宗盛西海に落つ
			一八四四	同　三年	義仲粟津に死す○一谷の戰
			一八四五	同　四年	屋島の戰○壇浦の戰○平氏亡ぶ

昭和六年六月三日印刷
昭和六年六月五日發行
昭和六年六月五日翻刻印刷
昭和六年七月廿八日翻刻發行

小學國史教師用書 上卷

定價 金五拾錢

著作權所有

著作兼發行者 文部省

翻刻發行兼印刷者 大阪市浪速區戸原町千百八十八番地ノ九
大阪書籍株式會社
代表者 三木佐助

印刷所 大阪市浪速區芦原町千百八十八番地ノ九
大阪書籍株式會社

昭和六年六月十日
文部省檢査濟
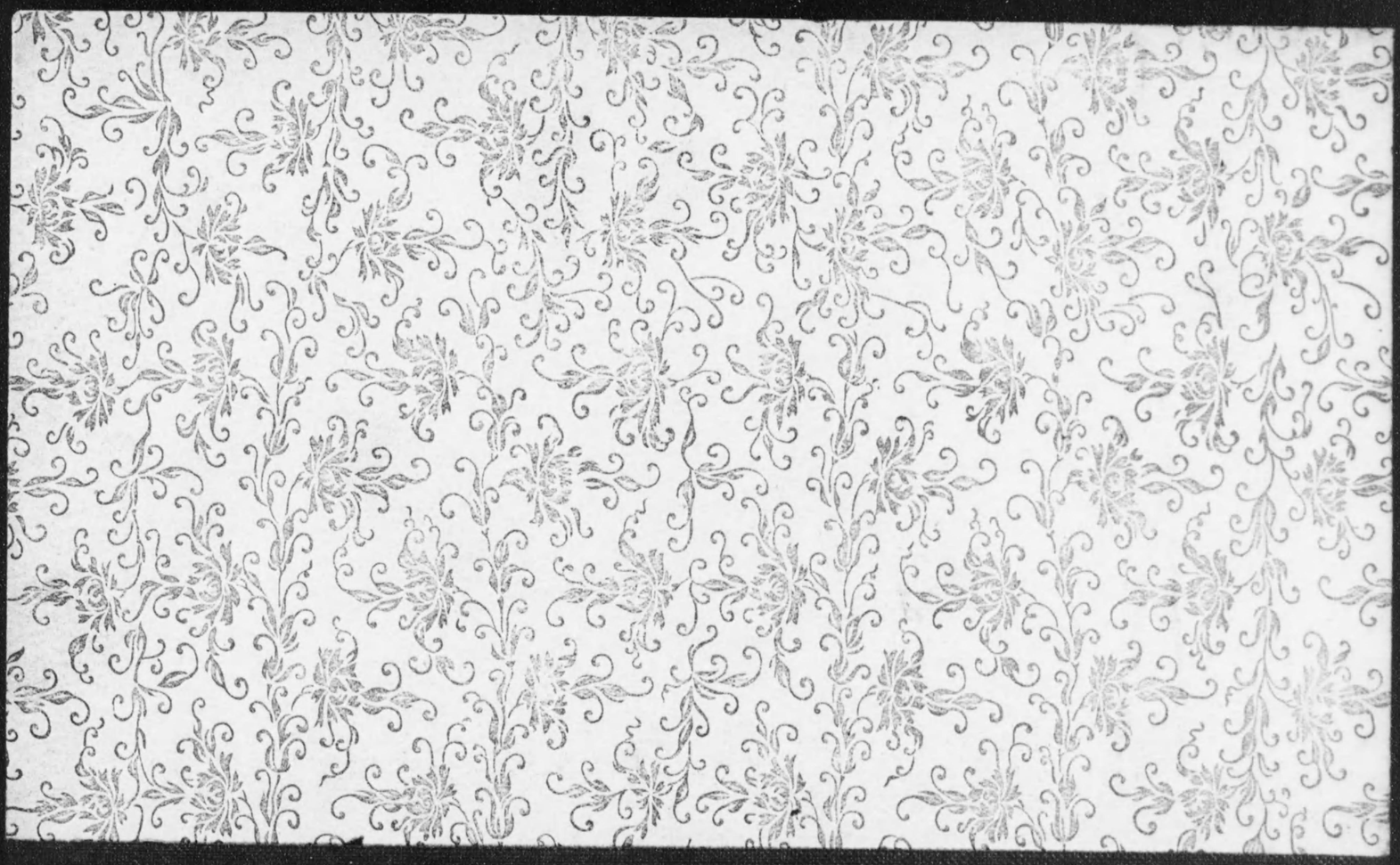
發行所 大阪書籍株式會社